

新 十 津 川 町 議 会  
平成26年第 1 回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成26年 3 月10日 開会

平成26年 3 月20日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 平成26年第1回新十津川町議会定例会

平成26年3月10日（月曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願（委員会付託）
- 第7 議案第1号 新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について（内容説明まで）
- 第8 議案第2号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第9 議案第3号 新十津川町道路線の廃止及び変更について（内容説明まで）
- 第10 議案第4号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）（内容説明まで）
- 第11 議案第5号 平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（内容説明まで）
- 第12 議案第6号 平成25年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第13 議案第7号 平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）

### ◎出席議員（11名）

- |     |     |    |   |     |    |    |   |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 安中  | 経人 | 君 | 2番  | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番  | 青田  | 良一 | 君 | 4番  | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番  | 笹木  | 正文 | 君 | 6番  | 平澤 | 豊勝 | 君 |
| 7番  | 長名  | 實  | 君 | 8番  | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番  | 樋坂  | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 |     |    |    |   |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教	育	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	遠藤	久美子	君
保健福祉課	長	長谷川	雄士	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	高松	浩	君
建設課	長	三谷	和弘	君
教育委員会	次長	加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局	長	高宮	正人	君
-----	---	----	----	---

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。皆さんご起立ください。  
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き朗誦していただきます。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいまから平成26年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開会に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

5番、笹木正文君。6番、平澤豊勝君。両君を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月20日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの11日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会と中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

2月27日開催の平成26年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告をいたします。

議案の内容は、報告3件、議案2件でございます。

報告第1号は、工事請負契約の変更についての専決処分報告でありまして、石狩川流域下水道奈井江浄化センター汚泥等受入施設新築工事の工事内容の確定により2,836万4,053円を減額し、契約金額を4億2,762万3,647円とする内容でありまして、報告済みといたしました。

報告第2号は、平成24年度の執行事務に対する定期監査報告について、宮崎監査委員から軽易な指導事項があったものの適正に執行又は管理されているとの報告があり、報告済みといたしました。

報告第3号は、同じく宮崎監査委員から、平成25年度10月分から12月分の現金の出納保管状況について、例月現金出納検査報告があり報告済みといたしました。

議案第1号は、平成25年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算第2号で、歳入歳出予算の補正及び継続費の補正でありまして、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,318万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,105万6千円としたいとするもので、歳入は平成24年度決算額が確定したことによる繰越金の増額によるもの、歳出は、施設の維持管理に係る委託料の減額基金積立金の増額が主な内容でございました。また、継続費の補正は、施設等維持管理業務に係る委託契約を、平成26年度から平成29年度までの4年間予定することから、業務費の総額及び各年度支出限度額を定めるもので原案どおり可決いたしました。

議案第2号は、平成26年度石狩川流域下水道組合の一般会計の予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額を8億7,958万3千円といたしたいとするもので、前年度予算対比で2億8,171万円の増額となっておりますが、M I C S事業処理施設建設に係る経費及び施設維持管理業務経費が主な増額の内容となっております、原案どおり可決いたしました。

議案第3号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありまして、上川及び胆振地区において一部事務組合2団体が解散し脱退したことにより、組織する組合名の変更をするもので、原案どおり可決いたしました。

以上で、平成26年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告といたします。

次に、2月28日開催の平成26年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をいたします。

議案の内容は、選挙1件、議案2件、報告1件でありまして、選挙第1号は、中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会及び補充員の選挙についてでありまして、任期満了に伴い改選というところから議長により指名推薦がありまして、選挙管理委員には滝川市の藤本清正氏、砂川市の其田晶子氏、深川市の松田俊雄氏、歌志内市の小島恵子氏、以上4氏を、補充員には、滝川市の池田勲氏、砂川市の山亀克己氏、深川市の高畑俊孝氏、歌志内市の杉田義之氏、以上4名選任いたしました。

議案第1号は、平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算第1号でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,634万5千円といたしたいとするもので、歳入の24年度の繰越金が確定したことと、雑入の売電収入が見込みより多かった。このことは、ごみ量が見込みより多く、売電のバイオマス比重が高かったことから、通常より高く売電できたことによる雑収入の増額で、そのことから市町村負担金を減額。歳出は一般管理事務経費の減額が主な内容で、原案どおり可決いたしました。

議案第2号は、平成26年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,741万3千円といたしたいとするもので、焼却施設維持管理に係る委託料が主なもので、原案どおり可決いたしました。

なお、本町の負担金は1,846万5千円であります。

最後に報告第1号は、例月現金出納検査報告につきましては、書面での報告であり、報告済みといたしました。

以上、平成26年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告を終わります。なお、それぞれの議案、資料等は、事務局に届けてありますので、お目通しいただきたいと思っております。

引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を山田秀明君よりお願いいたします。

〔4番 山田秀明君登壇〕

○4番（山田秀明君） おはようございます。議長の指示がありましたので、去る2月26日に開催されました、第1回西空知広域水道企業団議会定例会の報告を申し上げます。

出席者は議員6名、監査委員1名、企業長、副企業長、事務局及び各町担当課長でございます。会議は日程表に基づき開催され、会議録署名議員の指名、会期は1日限りとしております。諸般の報告では、監査委員より例月現金出納検査について、議長に報告のあったものの写しを配布され報告としております。次に、企業長行政報告で、平成25年度補正予算に関する件、公営企業会計見直しに関することについての報告がありました。

議決案件では6件ございまして、議案第1号では、平成25年度西空知広域水道事業会計補正予算第2号について。収益的収入を減額622万5千円補正し、3億3,975万3千円に、収益的支出を減額の622万1千円補正し、3億3,508万9千円としております。内容として、水道料金収入等の減額補正。支出では、修繕工事等の入札減による減額補正によるもの。また、企業団所有の山林と新十津川町所有の里見高台公園を等価交換するものです。この結果、当年度純利益は49万9千円となるものです。資本的収支では、収入は補正がなく7,364万8千円、支出では減額240万円補正し、2億5,403万5千円となり、補てん財源は、過年

度分損益勘定留保資金1億7,687万2千円及び消費税資本的収支調整額351万5千円でございます。原案のとおり議決しております。

議案第2号では、職員の再任用に関する条例の一部改正。

議案第3号では、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

議案第4号では、水道事業会計資本金の額の減少についてで、平成26年からの会計制度変更に伴い、各町からの建設時出資金26億4,641万8千円を減価償却費に充てるための議決でございます。

議案第5号では、平成26年度西空知広域水道事業会計予算について。収益的収支の収入では、5億1,774万7千円とし、内訳は、水道料金で2億9,201万6千円。他会計繰入金3,846万7千円など。支出では、5億1,025万4千円とし、内訳は、人件費4,749万8千円。動力費1,561万7千円、修繕等工事2,318万1千円、減価償却費2億9,718万1千円、支払利息4,512万9千円、各種引当金2,113万8千円、消費税納税額891万1千円等でございます。この結果、純利益23万5千円を見込んでおります。資本的収支では、収入7,181万3千円とし、内訳は、工事負担金、構成町からの補助金です。支出は、2億5,944万5千円とし、建設改良費1億2,006千円、企業債元金償還額1億3,937万9千円としており、補てん財源は過年度分損益勘定留保資金1億8,140万3千円及び消費税資本的収支調整額622万9千円でございます。原案のとおり議決しております。

最後に、議案第6号では、監査委員の選任についてで、長年ご尽力いただきました、雨竜町の浅尾雄吉監査委員さんが勇退されるということで、新たに雨竜町の小川款氏が選任されております。

以上で、平成26年第1回西空知広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。なお、詳細につきましては、議案書とともに事務局にありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を西永勝治君よりお願いいたします。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） ご指示がございましたので、去る2月28日に召集されました中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会のご報告をいたします。

まず、前田理事長より行政報告あと、平成26年度各会計予算、規約の変更について審議をいたしましたので、以下順次ご報告を申し上げます。

平成26年度各会計予算につきましては、議案第1号から議案第4号まで一括上程されました。

議案第1号、平成26年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算について説明をいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,040万3千円とするものでございます。歳入の主なものは、負担金及び分担金でございまして、1,319万3千円で各市町の負担金でございまして、前年と同額でございます。本町の負担金は111万5千円となっております。他会計繰入金620万円は、交通災害共済特別会計より420万円、ふるさと市町村圏基金特別会計より200万円ということで、人件費相当分でございます。繰越金と諸収入で101万円となっております。歳出の主なものは、議会費が96万7千円、一般管理費1,910万3千円のうち給与等に相当する経費が1,736万5千円で約91パーセントとなっております。

議案第2号、平成26年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,522万5千円とするものでございます。歳入の主なものは、会費が850万円、会員が2万1,250名分で、一人当たり400円となっております。繰入金が660万円で、これにつきましては、基金からの繰入でございます。歳出の主なものは、事業費で1,082万5千円で、加入促進に係る経費と事務費等であり271万円、共済費として、共済見舞金が811万5千円ということになっておりまして、この金額につきましては過去5年間の実績により算出をいたしております。諸支出金432万4千円のうち420万円につきましては、人件費相当分を一般会計へ繰り出し金をしたものでございます。

議案第3号、平成26年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69万7千円とするものでございます。歳入の主なものは、財産収入が15万8千円でございます。これは基金利子でございます。基金からの繰入が43万円、繰越金が10万8千円となっております。歳出の主なものは、事業費の奨学費でございます。奨学金が小学生2名、高校生4名、奨学一時金1名に対するものでありまして、なお、この事業に対する本町の対象者はいらっしゃいません。諸支出金15万8千円につきましては、基金利息相当分を奨学事業基金への積み立てするものでございます。

議案第4号、平成26年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出予算についての説明でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,637万1千円とするものでございます。歳入の主なものは、財産収入が1,297万円でございます。国債4億円の金利が2パーセントで800万円、外国債6億円に対する利率が0.829パーセントで497万4千円で、これにつきましては、為替が円安に転じておりまして、1ドル102円で試算をいたしております。繰越金は1,340万円となっております。歳出の主なものは、事業費で938万9千円で、内訳は、産業観光振興事業に470万5千円、教育文化振興事業に180万円、コミュニティ推進事業に189万2千円、広域連携事業に99万2千円となっております。諸支出金として200万円、一般会計へ人件費相当分として繰り出しをいたしております。予備費は1,498万2千円となっております。基金の原資であります10億円の本年1月末の時価は、国債4億円につきましては100円に対して114.181円、外国債6億円は89.13円ということで、両方合わせても若干1月末現在では10億円を割るというような評価額となっております。以上、議案第1号から第4号まで一括質疑に入り、いずれも原案どおり可決決定をいたしました。

続きまして、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。これにつきましては、上川中部消防組合、伊達壮警学校給食組合の解散脱退により、北海道市町村職員退職手当組合理約の別表から当該組合を削除するものでございまして、いずれも原案どおり可決決定をいたしました。

以上で、平成26年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。関係書類を事務局に届けてございますので、のちほどご覧をいただきたいというふうに存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を長名實君よりお願いいたします。



〔7番 長名 實君登壇〕

○7番（長名 實君） 議長のお許しをいただきましたので、去る3月3日開催されました、滝川地区広域消防事務組合議会の26年第1回定例会の報告をいたします。

行政報告が前田組合長よりありまして、次に、定期監査報告が宮崎監査委員から報告ございました。議案につきましては、第1号議案に、平成25年度一般会計補正予算が上程されまして、補正額は減額の597万4千円減額されまして、総額を10億1,407万9千円とするものでございました。補正の内容につきましては、本町に関係する部分だけをご説明申し上げます。

まず、歳出の補正につきましては、消防施設費で総額で597万4千円を減額されましたが、新十津川町につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴いまして、減額の57万8千円でございます。それから、歳入につきましては、負担金が総額減額の3,907万5千円。本町の分につきましては、減額の701万5千円。それから、繰越金の総額で3,680万1千円でございますが、本町につきましては643万7千円でございます。

次に、議案第2号、滝川地区広域消防事務組合への派遣職員の給与に関する条例でございまして、消防広域化による芦別市及び赤平市消防職員は、当分の間、地方自治法第252条の17の規定による派遣方式とし、派遣職員の給与は、派遣元団体の給与条例を適用し、諸手当の内、特殊勤務手当と管理職員特別勤務手当は、派遣先の規定を適用とするという基本により、地方公務員法第24条の規定により、本条例を制定するものでございまして、原案どおり可決されております。

次に、議案第3号、滝川地区広域消防事務組合消防本部等設置条例でございまして、消防組織法で消防本部、消防署の設置1、名称及び消防署の管轄区域は、条例で定めることになっていることから、消防広域化により1本部、1署、2支署体制から、1本部、3署、2支署体制となることから、同条例を改正するものでございまして、これも可決されております。

次に、滝川地区広域消防事務組合消防団条例で、これは議案第4号でございしますが、消防組織法で消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務、公務災害補償、退職補償金は、条例で定めることになっていること。また、北海道の広域化推進計画において、消防団は、広域化の対象とはなされていないことから、現在の芦別市、赤平市、滝川地区のそれぞれの消防団条例を生かした内容に同条例を改正したいとするものでございまして、これも、原案どおり可決されております。

議案第5号、消防広域化に伴う関係条例の整備等に関する条例でございしますが、消防広域化に伴い、一部改正が生じる4件の条例について一括で改正したいとするものでございまして、これにつきましては、滝川地区広域消防事務組合公告式条例の一部改正。これは、条例の交付場所を滝川地区広域消防事務組合事務所前の次に、芦別市役所前、赤平市役所前、赤平市茂尻支署前を加える改正でございまして。

次に、滝川地区広域消防事務組合行政手続条例の一部改正。これも、文言の整理でございまして、芦別市と赤平市を加える文言の整備でございまして。

次に、滝川地区広域消防事務組合情報公開条例の一部改正。これにつきましても、文言の整理でございまして、芦別市と赤平市を加えるということでございます。

次に、滝川地区広域消防事務組合職員定数条例の一部改正ということで、これにつきま

しては、現在、職員の数101名でございますが、先ほどから話あります、赤平市、芦別市を加えまして174名とする改正でございます。ちなみに、新十津川支署は14名を予定してございます。

議案第6号、滝川地区広域消防事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例でございますが、これは、消費税法の改正に伴い使用料の算定基準を改正したいとするものでございます。

議案第7号、滝川地区広域消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例でございますが、この条例につきましては、本組合内には全く関係ないことございまして、室蘭だとか大きな製造所などある場所において必要とする条例でございますので、本町やこの界限には関係のない条例でございます。

次に、議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、先ほども出ておりましたが、上川中部消防組合及び伊達壮警学校給食組合の解散脱退に伴う規約の変更でございます。これにつきましても、原案どおり可決されております。

議案第9号、平成26年度一般会計予算でございますが、歳入歳出の総額を18億3,255万4千円とするものでございまして、これにつきましては、芦別、赤平が加わりましたので75.2パーセントという大幅の増額になっております。本町につきまして主な歳出は、消火栓移設改修6基で287万8千円。それから消防ポンプ自動車の購入で2,612万7千円となっております。

次に、消防団員の資質の向上ということで、職員を消防大学校1名、北海道消防学校初任研修に6名、救急科に6名、それから警防科1名、予防査察科1名、危険物科1名、消防ポンプ操法1名。それから各消防団の教育ということで、基礎教育2名、幹部教育2名、女性教育に1名、以上が主な26年度の予算でございます。いずれにいたしましても、全部可決されております。

それから、詳しいことは事務局に議案書を提出しておきますので、お目通しをお願いいたします。以上で消防議会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を笹木正文君よりお願いいたします。

〔5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） おはようございます。議長の指示をいただきましたので、去る2月の27日に行われました中空知衛生施設組合議会の第1回定例会の報告をいたします。

まず最初に、前田組合長より行政報告がありまして、滝の川斎苑4号炉主燃焼炉耐火物積替工事というのが、331万8千円の契約金額をもちまして、平成26年2月の14日に完成したという報告がございました。

次に、報告第1号といたしまして、定期監査報告がありまして、宮崎監査委員より報告されまして報告済みといたしました。

もう1点、報告第2号といたしまして、例月現金出納検査報告につきましては、配布された書面により報告済みといたしました。

議案は1から3号までありまして、第1号議案といたしまして、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約ということで、これは2つの一部事務組合の解散によりまして、両事務組合を構成組合から削除するということでもあります。

第2号議案におきましては、平成25年度の一般会計補正予算でありまして、内容としましては、各市町の負担金5,013万3千円を歳入予算補正といたしまして、分担金及び負担金と繰越金とを振り替えたという内容になります。

議案第3号、平成26年度一般会計予算は、総額で歳入歳出とも7億9,711万6千円で、前年度対比1,646万5千円の増となっております。増額分に関しましては、歳入の方では分担金及び負担金と使用料及び手数料、そして、歳出では、ゴミ処理施設費での増額が概ねの要因となっております。これら3つの議案に関しましては、全て原案どおり可決をされました。

それで、一応、以上をもちまして、中空知衛生施設組合第1回定例会の報告を終わるわけでありまして、一般会計予算の手数料収入の増額ということがあげられましたけれども、4月から指定ゴミ袋や粗大ゴミシール等が約25パーセント上がるということになっております。買いためをする必要なんかはないんでありますけれども、4月からはまた消費税も増税になるということで、ささやかな生活防衛としては、若干、買い置きもあるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、一番大事なものは資源ごみ以外のゴミを出さないというのが肝要であるというふうに思っております。

なお、この報告事項の詳細につきましては、事務局の方に資料を届けておきますので、お目通し下さい。以上で報告終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を西内陽美君よりお願いいたします。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、去る2月27日開催の空知教育センター組合議会第1回定例会のご報告をいたします。

今定例会では、26年度から28年度までの空知教育センター第5次3か年計画が示されました。グローバル化、情報通信技術の進展、少子化、高齢化の進行など、進展し続ける社会のなか、学校に期待される役割が大きく変化しており、主として、確かな学力の育成、豊かな心の育成、いじめ、不登校等生徒指導の諸課題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用といった、5つの高度化・複雑化する教育の今日的課題への対応が求められております。

このことを踏まえ、第5次3か年計画では、研修事業、研究事業、情報事業の中で具体的に、実技講座、教養講座、授業公開、演習を取り入れた講座などに取り組んでまいります。特に、学校授業のなかでのICT機器、これは電子黒板やデジタル教科書、タブレット端末などですが、これらの活用に対応し得る講座も充実させるとしております。

議案第1号は、26年度一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ943万3千円でございます。構成市町24市町の各負担金ですが、本町の負担金額は18万4千円で、前年度との比較1万4千円の増となっております。

議案第2号は、研修事業特別会計予算でございます。歳入歳出の総額587万7千円で、本町の負担金は17万3千円。前年度比較3千円の増でございます。

議案第3号は、研究事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額385万7千円で、本町負担額は10万4千円、前年度比較4万1千円の減となっております。

議案第4号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。上川

中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が26年3月解散脱退することに伴いまして、組合を組織する市町村の一部事務組合名から、両組合を削除することといたします。

議案第5号は、空知教育センター組合教育委員会教育委員、竹内茂樹氏が3月4日で任期満了となるため、後任に夕張市教育委員会教育長、小林信男氏が任命されました。

議案第1号から5号までは、全て承認、可決され、閉会いたしました。

なお、議案書は第5次3か年計画書を添えまして、議会事務局にお届けしておきますので、お目通しをお願いいたします。以上を持ちまして、空知教育センター組合議会第1回定例会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を樋坂里子君よりお願いいたします。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長の指示がありましたので、一部事務組合の報告をさせていただきます。平成26年2月19日に行われました、空知中部広域連合議会第1回定例会の報告をいたします。

議案は12件で、2件は条例の一部改正であります。4件は、一般会計ほかの補正予算であります。一般会計では20万1千円の減額で、総額を4,579万9千円とするものであります。新十津川町の負担金の減額が7万1千円となっております。介護保険事業会計では287万1千円の追加で、総額を28億9,789万4千円で、新十津川町は事務費負担金が70万円増。認定が減額の12万2千円、介護給付費がマイナスの3万5千円、離島ヘルパーがマイナスの3万1千円で、全部差し引いたりしまして51万2千円の負担金の増となっております。

国民健康保険事業では、医療給付分で減額の1,232万5千円。介護保険で増が352万7千円。後期高齢者分賦金が851万8千円で、差し引きいたしますと28万円の減額となっております。

障がい支援事業会計では、減額の15万8千円となり、4会計補正予算では3千円の負担増となっております。

そのほか議案4件は、平成26年度の各会計予算でありまして、一般会計では4,560万円で、新十津川町の負担は929万8千円であります。

介護保険予算は29億9千万で、新十津川町負担は、認定の294万3,378円、事務費負担が2,108万1,381円、介護給付負担金が8,025万4,203円、離島ヘルパー分が10万5,731円、地域支援事業負担が94万5,597円、包括的任意事業部分が256万9,499円で、総合計が1億789万9,788円の負担となります。

国民健康保険事業予算では41億2,400万円で、新十津川町の負担は、医療費負担が3億823万8千円、介護保険分が2,936万7千円、後期高齢者分賦金が5,637万8千円で、総合計3億9,398万3千円となります。

障害者支援事業会計予算では900万円で、新十津川町負担は214万3千円となります。

空知中部広域連合への4会計の新十津川町の総合計負担金は、5億1,332万3,788円となります。

広域連合長の広域連合行政執行方針のまとめでは、アベノミクスによる景気回復基調も実体経済の成長を伴う本格的な景気回復までには至っておらず、消費税率の引き上げや農業政策の大幅な転換など、地方行財政の取り巻く環境はさらに厳しさが増すものと懸念さ

れます。今後とも関係6市町の連携協力を深めながら、広域事務処理による効率化を図るとともに、地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、より一層の行政サービスの向上に努めて参りますこととお約束申し上げますとっております。

資料は事務局の方に提出してありますので、ご覧下さい。以上、空知中部広域連合第1回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会報告を終わります。

これを持ちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

（午前11時00分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

---

### ◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。平成25年第4回定例会以降における行政報告を申し上げます。各課ごとに何点かご説明を申し上げます。書面が届いているかと思っておりますので、それ以外のものについては、ご覧願えればというふうに思っております。

まずはじめに、総務課の関係でございますけれども、訃報ということでございまして、去る2月の14日、前新十津川町長でございました小畑様様がご逝去されました。あまりにも突如訃報で、ただただ驚くばかりでございました。小畑様は、昭和37年に役場に奉職されまして、後半につきましては、助役3期、そして、町長1期ということでございまして、平成19年まで44年間の長きに亘りまして、大きな事業といたしましては、土地計画法に基づくところの土地区画整理事業を始めといたしまして、行政区の再編、あるいは財政の健全化等などですね、数多くの業績を残していただいたところでもございます。こういった多大なご貢献をされましたことにつきまして、本当に衷心より厚くお礼を申し上げたいと思っておりますし、ただ、誠に残念な結果だということでございます。ここに改めまして、小畑様のご功績に対し深く感謝を申し上げますとともに、ご冥福を心からお祈りを申し上げたいというふうに思っているところでもございます。

続きまして、表彰の件でございますけれども、この度、米寿を迎えられた節目を記念といたしまして、町に多額のご寄附をいただきました大和区の河原由男様、そして、ふるさと応援基金へご寄附をいただきました、札幌市在住の平田綾子様、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。ここに、改めてご厚志に対し深く感謝を申し上げたいと存じます。

続きまして、市町村応援大使ということでございまして、これまでも度々お話をさせていただいているところでございますけれども、北海道日本ハムファイターズの選手が市町村を応援する、北海道179市町村応援大使企画に新十津川町が選ばれたところでもございます。

今年1月から12月までの1年間、金子、今浪両選手が本町の応援大使として活動をいただくことになってございます。なお、ペナントレース終了後については、本町を訪れていただける予定にもなってございます。そこで、去る3月の3日に北海道市町村応援大使決起集会在札幌市パークホテルで開催されまして、全道18市町村の首長と選手の対面式がございました。私も、参列させていただきまして、日本ハムの今シーズンの優勝祈願と選手の激励会が行われたところでもございます。是非とも、道民球団として今年1年、頑張っていたいただければというふうに思うところでございます。

続きまして、災害協定の締結でございますけれども、早いもので、明日で東日本大震災が丸3年を迎えるということでございます。そういった中で、2月の9日、陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊と、大規模災害時における初動作業や復旧活動を迅速に行うための連携協定を締結いたしました。近年の頻発する災害に備えまして、町民の安全安心の確保を図る上で、大変心強く思っているところでございます。また、同日、大規模災害などで派遣となった隊員の留守家族、本町には概ね30世帯あるようございまして、留守家族に対しまして、保育に関する助言や介護サービスに関する相談などの支援を行う協定を併せて締結をさせていただきました。

続きまして、3ページの住民課の関係でございます。

まず最初に人口動態でございますけれども、2月28日現在の人口動態については、人口が6,966人で、前年同期に比しまして73人の減少となっております。これを見ますと、どうもやはり自然減が多いのかなというふうに実は思っております。一番下の方に書いてございますけれども、余段に書いてございますけれども、死亡者数が65人、出生数が33人ですから、これを差し引きしますと、こういったようなことが言えるのではなかろうかなというふうに思っております。65歳以上の高齢者は2,442人と、対前年比で73人増加し、高齢化比率は35パーセントとなっております。対前年比で1.3ポイントの増ということになってございます。

続きまして、4ページでございまして、保険医療の関係でございます。

保険医療につきましては、2月28日現在の国民健康保険の加入世帯数は1,047世帯、被保険者数は1,929人で前年同期比46世帯、121人の減少となっております。被保険者数は年々減少しているといったような状況下でございます。また、後期高齢者医療の被保険者数は1,354人で前年同期比46人の増加となっております。福祉医療では、乳幼児医療受給者が736人、ひとり親家庭等医療受給者が224人、重度心身障害者医療受給者が208人ということになってございます。

続きまして、5ページの町税につきまして、ご報告をさせていただきます。

現年度分の町税5税合計の収納率は、94.44パーセントでございまして、前年同期比で0.28ポイント上昇してございます。滞納繰越分については6.71パーセントで、対前年同期比9.98ポイント低下いたしておるということでございます。内訳といたしましては、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税が88.75パーセントで、前年同期比0.65ポイントの上昇、固定資産税は98.83パーセントで、対前年同期比0.09ポイントの上昇、軽自動車税につきましては100パーセントで、対前年同期比0.20ポイント上昇しているということございまして、国民健康保険税については、87.03パーセントで、対前年同期比1.53ポイント上昇をいたしているということでございます。後期高齢者医療保険料については、85.53パーセ

ントで、対前年同期比1.06ポイント上昇してるということでございます。上昇している要因等につきましては、納税の交渉機会を増やしたり、早期の滞納処分を行うなど、収納向上に努めた結果、このような収納率につながっているということでございますので、こういったことも、今後引き続き取り進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、保健福祉課の関係について申し上げます。7ページの保育園の関係でございます。

2月末現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児3人、1歳児5人、2歳児13人、3歳児12人、4歳児15人、5歳児10人の合計58人で、前年同期と比べまして8人の減少となっております。他市町から新十津川保育園に入園している広域入所につきましては、現在のところございません。平成26年度新十津川保育園への入園申し込み児童数は、2月末現在で、54人ということになってございます。

次に、8ページの児童館の利用状況でございますけれども、児童館の利用状況につきましては、4月から2月までの開館日数が323日、利用者数は、小学生で1万5,304人、中学生で521人、保護者及び就学前児童531人の合計いたしまして1万6,356人でございます。前年同期と比べますと255人の増ということでございまして、1日平均では50.6人という利用の状況でございます。前年同期と比べまして0.6人の増ということになってございます。

続きまして、9ページの福祉灯油の関係でございますけれども、福祉灯油助成事業については、132世帯に対し100リットル分の灯油購入券を交付いたしました。交付内訳といたしましては、高齢者世帯95世帯、障がい者世帯22世帯、ひとり親世帯13世帯、高齢者・障がい者の混合世帯が2世帯という状況になってございます。

続きまして、高齢者等の見守り生活支援事業でございますけれども、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを推進するための見守り事業を、モデル地区を指定して実施してございます。現在、モデル地区のみどり区の2世帯、花月区の5世帯に対し見守り推進員を配置しまして、1週間に1回の見守り活動を行っております。今後につきましては、モデル事業の運営管理及び評価、検証を実施いたしまして、関係機関等とも連携を図りながら、全町的に展開できるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、11ページの感染症予防の関係でございます。

インフルエンザの罹患者もようやく下降の傾向にあるということでございますけれども、子供の法定予防接種は、11月から1月までの間に、ヒブワクチン40人、小児肺炎球菌ワクチンが36人、BCGが10人、二種混合ワクチンが4人、三種混合ワクチンが19人、四種混合ワクチンが31人、不活化ポリオワクチンが8人、麻しん・風しんワクチンが10人、子宮頸がんワクチンが4人、高齢者肺炎球菌ワクチン8人が接種を受けてございます。また、今年インフルエンザ予防接種につきましては、高齢者1,079人、中学生以下及び妊婦が651人接種を受けてございます。

次に、12ページになりまして、産業振興課の関係でございます。

農政関係でございます。昨年12月13日付けで北海道から本町に対しまして、平成26年産米の生産数量目標1万8,203トン、面積換算で3,238ヘクタールが通知されました。平成25年産米と比較しますと596トン、面積にいたしまして106ヘクタールの減ということになってございます。これを受けまして、2月の24日の地域農業再生協議会を開催し、そして、2月27日に平成26年産米の生産数量配分会議を開催し、配分方法などが各農業者へ示され

たところでもございます。配分の考え方につきましては、以下、記載のとおりでございますので、お目通しを願えればというふうに思っております。

次に、企業振興促進事業でございますけれども、昨年9月の議会において、新十津川町企業振興促進条例の一部改正を行わさせていただいたところでございます。この条例に沿いまして、条件を緩和させていただいたところでございますので、それに伴って、町内の既存事業者の増設申請が2件出されてございました。それぞれ、ほぼ完了いたしまして、今後、優遇措置の申請手続きに移行することになってございます。また、新規事業を計画されている町内事業者から指定事業者申請書の提出が1件ございました。

続きまして、14ページ、3の観光振興でございます。

観光イベントとしては、ふるさとまつり実行委員会主催の第23回しんとつかわ雪まつりが、1月26日、北中央公園で開催されたところでございます。これをもちまして、本年度の主な観光イベントは、雪まつりで終了いたしました。平成25年度の本町の5大観光イベントの入込実績は、合計で2万6千人という状況になってございます。

続きまして、15ページの建設課の関係でございます。

冬期除排雪の関係でございます。2月は非常に降雪もなく、非常に過ごしやすかったわけでございますけれども、ここ数日間においてかなりの降雪がございましたので、お手元に示してあるのは3月の1日現在でございますけれども、3月の10日現在の降雪の状況と積雪の状況をご報告申し上げます。降雪量については、770センチメートルです。去年は同時期で769センチメートルですから、ほぼ同じと言えるかと思えます。積雪深につきましては126センチメートルということでございまして、去年はいくらかと言いますと104センチメートルでございますから、概ね20センチメートルほど多いという状況になってございます。こういった中で、今年度の排雪作業につきましては、排雪ダンプの不足を補うために、通常よりも少ない台数で、昨年12月24日から2月11日までの36日間にわたって実施をいたしているところでございます。

続きまして、16ページの橋りょうの長寿命化ということでございまして、町内の橋りょうの箇所数は133の橋りょうがございまして、こういったことから、橋りょう長寿命化修繕計画を策定いたしまして、平成26年度から10年間の修繕事業の計画を定めたところでございます。この計画は、修繕優先順位決定の考え方等を体系的に整理したものでございまして、今後、老朽化する橋りょうの計画的な管理を行うことにより、将来の修繕に係る費用の削減が図られるということになりまして、この計画に沿って、今後、修繕を進めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、国営開発事業の関係でございます。

国営土地改良事業樺戸地区及び樺戸二期地区の進捗状況についてでございますけれども、樺戸地区につきましては、昭和62年度から26年の歳月を経て本年度末をもって地区完了という運びとなりました。これによりまして、志寸島排水機場及び弥生排水機場の新設、下徳富第1排水機場、徳富導水路並びに上徳富用水路及び下徳富用水路の改修、並びに大和排水路外8本の改修など、新設や老朽施設の機能向上が図られたところでございまして、事業区域における湛水被害の防止や加湿被害を軽減することによりまして、地域用水機能の維持、増進を図ることができたといふふうに思っております。なお、これらの施設につきましては、主に町又は土地改良区がそれぞれ国から管理を受託をしまして、維持していく



こととなっております。樺戸二期地区につきましては、本年4月1日から徳富ダムを供用開始すべく準備が進められております。また、注水工につきましては、平成26年度において総富地頭首工の周辺整備、注水工の試験注水等を実施し、平成27年4月からの供用開始に向けて進められているところでございます。そうした中、本年1月24日、徳富ダム下流の注水工建屋内で、塗装作業に当たっていた作業員が誤って注水工内に転落をし、お亡くなりになられたという痛ましい事故がございました。本当に大詰めでこういったようなことになって、誠に残念なことではございますけれども、完成を間近に控えて、亡くなられた方に対して、謹んで哀悼の意を表するとともに、請負っておられる業者の方々に対しましても、再発防止に向けて更なる注意喚起を促したところでございます。

以上をもちまして、平成25年第4回定例会以降における行政報告とさせていただきます。  
○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。  
教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） おはようございます。それでは、議長のご指示をいただきましたので、第4回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に教育行政報告書を配布させていただいておりますので、主なものを申し上げます。

最初に、教育委員会でございますけれども、12月定例会以降3回の定例教育委員会を開いております。一部内容を申し上げます。1月17日に行われました定例会においては、平成26年度の設置特別支援学級として、今年度まで配置をしております、新十津川小学校の肢体不自由学級を廃止し、新たに新十津川中学校に情緒障がい学級を設置する旨、決定をしております。

続きまして、小中学校関係では、3月1日現在の在籍児童、生徒数でありますけれども、12月1日現在と比べ、小学校で1名増加し、小中学校の合計で549名となっております。

次に、小中学校関係の平成26年度の学級編成見込みでありますけれども、普通学級では、小学校は本年度と同様であります。中学校につきましては、本年度1年生が71人になったことから3クラス編成でありましたけれども、新年度においては、2クラスに戻り6学級となります。

特別支援学級につきましては、小学校が前段説明申し上げたとおり肢体不自由学級が減となり、中学校では情緒学級が増え、小中ともに障がい区分は、知的、情緒、病弱のそれぞれ3学級編成となります。

平成26年度当初の児童、生徒数につきましては、これから若干の転入転出による異動がありますけれども、現在のところ、新1年生は、2月4日に行われました一日体験入学のところにも記載されておりますが、42名でございます。ここには記載しておりませんが、新年度の小学生全体では333名を見込み、中学生全体では198名と、本年同様という見込みでございます。合計では531名となり、現在より18名減の児童、生徒数になる見込みとなっております。

次に、インフルエンザについて報告させていただきたいと思っております。

小学校では、2月4日から1年生の学年閉鎖が始まりで、13日から2年2組、18日から2年1組、21日から3年1組と低学年で発症をいたしました。中学生については、2ページに記載をしておりますけれども、2月26日から2年A組だけの学級閉鎖に済んでおります。先週まで、滝川保健所管内でインフルエンザが発生をしている状況でありましたけれども、先ほど町長から話ありましたとおり、インフルエンザの予防接種や普段のうがい、手洗いの励行により、最低限に留まったように思われます。

次に、1月25日でありますけれども、陸上自衛隊第11音楽隊の隊員15名の方に来校いただき、中学校の吹奏楽部員への吹奏楽クリニックをしていただきました。パートごとに音の出し方などの細かなテクニックなど、丁寧に指導を受けたところでございます。部員も第一線で活躍されているプロからの貴重な指導を受ける体験から、演奏技術の向上に繋がっており、新年度においても北海道吹奏楽コンクールへの道が、継続していくものと期待をしているところでございます。

次に、中学生の高校入試の状況についてでございます。3年生59名全員が進学を希望してございます。その主な内訳では、滝川高校9名、滝川西高校29名、滝川工業高校10名、砂川高校2名、新十津川農業高校4名、そして旭川東高校3名などがございます。それぞれ、生徒の将来の目標に向けた進路希望校となっております。公立高校の入学選抜の一般入試は先週終わり、一生懸命に勉強を積み重ねてきた成果を出し切ったはずでありますから、後は17日の合格発表を待つのみというふうになってございます。既に、推薦入試による生徒については、合格通知が届いているところでありますけれども、昨年に引き続き、全員が志望校に合格し、希望満ち溢れた春を迎えるものと信じているところでございます。

続きまして、学校教育の関係でありますけれども、2月8日、教育委員会主催によります剣道指導講習会を開催いたしました。北海道剣道連盟参与、全空知剣道連盟会長であります、教士8段の茂田先生を招いて、小中学生への剣道指導者と尚武会会員を対象に、講習会を開催いたしましたところでございます。真新しい武道場に相応しい指導面の充実を図るためにというものでございまして、小中学生に応じた練習や指導のあり方などを実技と講話との両面で、講習を受けたところでございます。

続きまして、表彰の関係でございますけれども、空知管内教育実践表彰として、新十津川小学校と、とっぷ子どもゆめクラブが表彰される栄誉を受けました。この度、管内での表彰は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会教育団体のそれぞれ一つずつで、合計5団体の表彰でありましたけれども、そのうち、本町の2団体が該当したということになってございます。新十津川小学校は、通学合宿で学習習慣や生活習慣の見直しに取り組んでいることや、チャレンジスポーツの推進などの取り組みが認められたものでございまして、とっぷ子どもゆめクラブは、普段、学校や家庭で出来ない活動を月に一、二度、土曜日に子供たちを集め、ボランティア活動として精力的に子供たちの健全育成に努められたことが認められたものでございます。

次に、特別支援教育についてであります。本年度、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築に係る指定事業を受けていることから、文科省の調査官が現地調査ということで来町をいただきました。併せて、同日、2市4町で構成してございます砂川地区特別支援教育推進協議会による特別支援教育講演会を開催したところでございます。経済文教

常任委員各位にも出席をたまわり、この講演会に華を添えていただいたことに感謝を申し上げますというふうに思います。

次に、学力向上についてでありますけれども、確かな学び推進会議における学力向上の実践策として、冬休み時における補習サポート、やまびこを4回実施いたしました。参加者数は、小学生138名、中学生51名で、合計189名となったところでございます。大勢のボランティアの方々の協力により、小中学生個々のつまづきを解消したり、学ぶ喜びを感じてもらおうように工夫をして対応をしていただいたところでございます。これらのことが、確かな学力を向上させるための学び直しの機会や、授業以外の学習機会として、着実に浸透をしているものと思います。

次に、1月28日、京都産業大学の西川教授が、授業の視察ということで来られました。前日の1月27日には、小中ジョイントプロジェクト事業の全道の連携協議会の講師として来道され、翌日、本町の小中連携の状況を視察していただいたところでございます。西川教授は、小中連携や6・3・3制のあり方などを研究している第一人者でありまして、全国各地での講演会講師や助言者として、精力的に活動されている教授でございます。義務教育9年間の教育課程の構造的理解を通して、今後に向けて、どうなっていくのかを見据えながら、柔軟かつ適切に対応していくことが必要であるなどのご示唆をいただいたところでございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

新十津川農業高校の関係について説明をさせていただきたいと思います。去る3月1日に卒業授与式が、厳粛な中に執行され、28名が卒業されました。28名中、皆勤賞が5名、精勤賞が6名、計11名が精勤以上で、卒業生全体の割合では、約4割の方が見事、この精勤以上という素晴らしい出席率を果たしていただいたということになってございます。このことは、生徒自らが農業高校に行きたい、学びたいと思わせる学校になっている証が、精勤以上になったものというふうに考えられるところでございます。その卒業生28名の進学、進路の状況についてでありますけれども、進学9名、就職19名の希望でありますけれども、全員の進路が決定をされております。そして、新年度の出願状況も39人とほぼ定数であり、農業高校の今までの活動実績などが認識、評価され、子供たちに選ばれる学校となっているものと思います。これらの在学中、進路、そして入学の3拍子が整っていることは、一間口の学校としては非常に珍しく、素晴らしいことであるというふうに認識をしていただきたいなというふうに思います。校長を中心に学校全体で、また、地域とのつながりをしっかり持たせ、協賛会などとも連携しながら、地域挙げて総力で生徒を成長させ、また、生徒自身もそれに答えた表れだというふうに高く評価をしたいというふうに思います。

今後においても北海道の基幹産業である農業を支える人材を幅広く育成する農業高校の役割として、また、定員の確保維持を継続していけるように、町としても、特色ある学校づくりの評価を得るように、必要な支援を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、給食センター関係でありますけれども、子供たちが楽しみにしておりますバイキング給食につきましては、2月20日、中学3年生を対象に、3月4日には、小学6年生を対象に、それぞれ、卒業間近の思い出に残る給食と対応をしたところでございます。また、3月7日には、先ほどの農業高校生の発案によるオリジナルパン、また、いわみざわパン

甲子園で地域賞を受賞いたしました、きなみつお花パンを給食に提供をさせていただきました。

次に、ここに掲載されておられませんけれども、給食費の保護者負担金の関係でありますけれども、保護者の理解をいただきながら、担当職員が的確に対応した結果、平成25年度も全て完納をすることになりました。後は精算だけありますので、これで、平成17年度から9年連続、収納率100パーセントになるということを報告させていただきたいというふうに思います。

続きまして、社会教育関係では、先ほど、町長の行政報告にも記述がありましたけれども、1月12日、第60回の十津川駅伝大会に招待がございまして、参加をさせていただきました。本町からは、最年長と最年少のいる男女混成の家族的なチームとして出場をさせていただきました。沿道から沢山の母村の皆さん方の心温まる応援をいただき、選手もそれを励みにたすきをつなぎ、力走をしたところでございます。結果は、43チーム中、26位と健闘し、母村との絆を一層深めてきていただいたところでもございます。

次に、スキー教室でございますけれども、12月14日と15日の2日間の日程で、小学校1年生を対象に開催をいたしました。参加児童は27名で、指導者には、スキー連盟の指導員の方々に協力をいただいております、スキーの楽しさや滑る技術を学び、終了時には、リフトを使い、滑られる状況になるなどの上達を見たところでございます。

次に、2月8日、雨竜と本町の親子を対象に、親子DEチャレンジ事業を実施いたしました。当日は、インフルエンザの関係から急遽、欠席をせざるを得なくなる参加予定者もいましたけれども、予定より若干少ない参加となりました。ドッジボールの指導者にも来ていただき、楽しく親子で軽スポーツを体験するなど、実り多い1日となったところでございます。

続きまして、子ども会育成者連絡協議会主催によります第36回全町子ども会かるた大会が、1月13日、町内の子ども会員38チーム、133名が参加をし、大勢の家族や関係者の応援のもとに、本町の冬休み中の一大イベントとして盛大に開催されたところでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

母村交流の関係でありますけれども、十津川青年団の県外研修受け入れとして、2月14日から来町をいただきました。本町に向かう初日は、母村でも20センチメートル程度の降雪があり、交通手段を変更するなど難儀をしながら、本町に向かっていたいただきました。到着時間が少し遅れましたけれども、疲れも見せずに無事にお越しをいただき、本町や道内の視察をはじめ、青年団同士の交流など、思い出に残るひと時を体験していただいたのかなというふうに思っております。

次に、平成26年成人式典につきましては、1月12日、該当者70名のうち64名と高い参加率のもとに、厳かな中で執り行うことができ、そのあと、新青協主催によります交流会も和やかな中に行われたというふうに聞いてございます。

次に、新十津川スキー連盟主催によります第7回そっち岳スキー大会が、2月16日、67名の参加をいただき、盛大に開催をされました。丁度、ソチオリンピックが開催されていた関係から、主催者であるスキー連盟で一工夫をしていただき、サブタイトルを、ソチオリンピック2014と題して工夫をした大会にさせていただいたところであります。開会式には聖火台を用意していただいたり、五輪の色を塗ったゴムチューブでの五輪レースなど、楽

しく遊べる競技も取り入れるなど、工夫をしていただいたところでございます。

続きまして、そっち岳スキー場の利用状況についてでありますけれども、2月末現在のリフトの乗車数もリフト料金につきましても、前年同期と比べ微増の状況になってございます。経済文教常任委員会でも現地調査をしていただき、この状況を視察をしていただいたところでございます。また、2月25日には、北海道運輸局から3名の職員が来られ、リフト運行に係る安全操業などの保安検査があり、何ら問題なく適正に業務が遂行されている旨の確認をしていただいたところでございます。なお、スキー場の営業につきましては、3月21日までの利用を考えてございます。

続きまして、図書館関係につきましては、町内の貸出冊数、貸出人数については、微増傾向にあることを報告させていただきます。また、読書ボランティアによります小学校での読み聞かせなど、読書啓発活動も行っておりますし、小中学校への配本につきましても、児童、生徒の読書活動が円滑に行われるように、学校の図書担当教諭と連携を密にしながら、配本をしているところでございます。

最後に、ここに掲載されておられませんけれども、今年、日ハムから本町の応援大使になっております金子選手と今浪選手から、小中高校の卒、入学される子供達に対し、心温まるお祝いメッセージが届けられ、華を添えていただき、それぞれ卒業式、入学式にそのメッセージを子供たちに配布をし、来賓の皆さん方にもお手元に配らせていることを申し添えさせていただきますと思います。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時50分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、請願第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願を議題といたします。

紹介議員であります安中経人君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、安中経人君。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第1号、新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第1号、新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。

新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

地方自治法第96条第2項の規定による新十津川町議会の議決すべき事件を定めるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

内容のご説明を申し上げます。そこに記載してございますように、この条例の趣旨については、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、新十津川町議会の議決すべき事件について定めるものとするものでございます。

第2条といたしましては、議会の議決すべき事件といたしましては、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することとするということになってございまして、ご承知のとおり、各議会の議員さんにおかれましては、昨年総務省の自立支援課長がお出でをいただきまして、定住自立圏形成についてのご説明があつて、その研修をお受けになっておられるかと思ひます。この内容につきましては、今現在ですね、急速な少子高齢化、人口の減少が進む中、集約とネットワークの考え方に基きまして、中心市と周辺の市町が互いに連携を深めていただきながら、圏域全体の生活機能を確保しようという内容のものでございます。こういったことが、定住自立圏構想の内容でございます。

そういったようなことから、本町もこの協定に参加をするという方向で意思表示をしているところでございまして、去る、本年の1月の15日、滝川市、砂川市において、中心市地の宣言が行われたところでございます。

今後につきましては、定住自立圏形成協定の締結を終えて、さらに、定住自立圏共生ビジョンの策定といったようなことに移行していくことになる訳でございます。

今ほど申し上げましたように、いろいろとこれまで、中空知広域市町村圏事務組合の中でいろいろと議論をさせていただきました。そういった中で、今後も、やはり集約とネットワークといったような、広域的な行政として進める必要のあるものについては、当然、そういう方向で移行すべきだという判断の中で、本町も、この定住自立圏構想に参画をするという意思表示をしたものでございます。

したがいまして、今後は、今ほど申し上げたような手順でもって事務手続きが進められることになるわけでございますので、どうかひとつよろしくお願ひを申し上げたいという

ふうにしてとらえていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行されるということでございます。何分、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。提案理由と、内容の説明に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第2号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第2号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第2号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について。

新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

失効期限の変更及び共同賃貸住宅の建設に対する助成要件を緩和するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました議案第2号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も合わせて参照いただきたいと思います。と存じます。

本町では、共同住宅の建設を奨励することで定住人口の増加を図るため、平成17年度から9年間にわたり、この制度を進めてまいりました。この間、共同賃貸住宅が5棟24戸、建設されておりますが、現行の多様な住宅需要に対応するため、条例の適用条件を緩和して、より一層の定住人口の増加と町内建設業者の育成、振興を図るために、条例の一部改正をいたしたいとするものでございます。

内容ですが、第2条第1項第2号では、1戸当たりの専用面積を定めておりますが、面積の下限値40平方メートルを、25平方メートルに改めて、小規模な単身者向け住宅の場合でも対象住宅となるよう、要件の緩和を図るものでございます。

次に、第4条第1号中、平成26年1月31日を平成29年1月31日に、附則第2項中、平成26年3月31日を平成29年3月31日に改め、制度を3年間延長するものであります。

附則として、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2項では、公布日から平成26年3月31日までの経過措置について規定しております。

以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第3号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第3号、新十津川町道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第3号、新十津川町道路線の廃止及び変更について。

町道の適正な維持管理を図るため、次のとおり町道の路線を廃止し、及び変更する。

1、町道廃止路線。整理番号、262。路線名、上吉野3号線。起点、町道上吉野中央線。終点は、町道幌加清水沢線でございます、総延長3,527.4メートルでございます。

2、町道変更路線。整理番号、263。幌加清水沢線。新しい方の起点は、町道幌加北3号線でございます、終点は、字トップ1地先でございます、延長は4,934.9メートルでございます。旧路線につきましては、町道幌加北5線から字トップ1地先でございます、延長が6,437.5メートルということでございます。

続きまして、整理番号269。路線名、幌加北3号線でございます、新路線は、国道451号から終点は字トップ1番17地先でございます、延長は7,123.3メートルでございます。旧路線につきましては、国道451号、終点が町道幌加清水沢線でございます、総延長が4,835.7メートルということでございます。

提案理由でございますけれども、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、建設課長からご説明を申し上げますけれども、図面等によってお手元に図面が配布されているかと思えます。この図面に基きまして、建設課長の方からご説明を申し上げますので、何分よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 三谷和弘君登壇〕

○建設課長（三谷和弘君） それでは、ただ今上程いただきました議案第3号、新十津川町道路線の廃止及び変更について、内容の説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に配布の資料、町道路線位置図も併せてご覧いただきたいと思います。

最初に、町道廃止路線からご説明申し上げます。

整理番号、262番、上吉野3号線は、配布資料、路線位置図のほぼ中心くらいですが、黒色表示をした路線でありまして、現在、重複区間を除き自動車交通が不能となっております。



す。また、現路線の一部が赤色路線で表示している路線と重複することもあり、全区間が町道として管理の必要が無いことから、今回、廃止したいとするものでございます。

次に、変更路線でございますが、整理番号、263番、幌加清水沢線につきましては、路線位置図の黄色表示、ちょっと見づらいですが、黄色表示の路線でございますが、起点側、右側斜めの区間、この区間につきましては、現在、使用されてございません。それで、町道としての管理の必要が無くなってございます。

また、図面の徳富ダムの表示位置よりも上流部分、この部分につきましては、ダム湖となりまして、その湛水区域につきましては通行不能区間となることから、代替道路が赤色の表示のところに、ダム建設の補償事業によりまして新たに造成されました。このことから、今回、代替道路を幌加清水沢線として認定変更したいとするものでございます。

次の整理番号、269番、幌加北3号線の認定変更でございますが、現在の路線につきましては、路線位置図の国道451号からピンク色で表示している区間となっております。今ほど、幌加清水沢線の認定変更でご説明をいたしました、黄色表示の変更前の幌加清水沢線のうち、新たに造成された赤色の代替道路との交点、この位置からダムの堤体下流部まで、ここまでの旧道部分につきましては、ダム施設の管理及び隣接する山林の維持管理上、道路施設として管理が必要な区間となっております。現在の幌加北3号線の終点の位置をダム堤体下流部まで延長し、緑色の表示してある路線として認定の変更をしたいとするものでございます。

今回の町道の廃止と変更につきましては、路線の合理的な整理を行い、町道の適正な維持管理を図りたいとするものでございまして、廃止及び変更後の道路網につきましては、十分な機能を有していると判断しているところでございます。

以上で議案第3号、新十津川町道路線の廃止及び変更についての内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第4号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第4号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第5号でございます。

平成25年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億842万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,350万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第4号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容の説明をいたします。

9ページ、10ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

1款、町税。補正額4,851万3千円、計5億8,589万1千円。

10款、地方特例交付金。補正額42万3千円、計172万3千円。

11款、地方交付税。補正額2億8,124万1千円、計32億1,624万1千円。

13款、分担金及び負担金。補正額、減額の258万3千円、計2,860万5千円。

15款、国庫支出金。補正額1,018万8千円、計3億3,585万3千円。

16款、道支出金。補正額3,330万円、計3億8,406万3千円。

18款、寄附金。補正額248万6千円、計248万8千円。

19款、繰入金。補正額、減額の2億1,516万1千円、計4,745万7千円。

21款、諸収入。補正額、減額の285万6千円、計1億3,902万7千円。

22款、町債。補正額2億5,287万8千円、計5億3,147万8千円。

歳入合計。補正額4億842万9千円、計56億1,350万円。

続きまして、歳出。

1款、議会費。補正額、減額169万4千円、計5,082万円。財源内訳、一般財源、減額169万4千円。

2款、総務費。補正額4億2,977万5千円、計8億6,556万9千円。財源内訳、国道支出金2,776万5千円、地方債6,170万円、その他財源248万6千円、一般財源3億3,782万4千円。

3款、民生費。補正額、減額3,468万7千円、計6億1,629万9千円。財源内訳、国道支出金、減額1,841万4千円、地方債800万円、その他財源、減額1,147万円、一般財源、減額1,280万3千円。

4款、衛生費。補正額、減額1,316万3千円、計4億8,289万9千円。財源内訳、国道支出金、減額37万7千円、地方債4,160万円、その他財源、減額1,813万8千円、一般財源、減額3,624万8千円。

6款、農林水産業費。補正額2,232万8千円、計3億1,980万3千円。財源内訳、国道支出金932万2千円、地方債1,610万円、一般財源、減額309万4千円。

7 款、商工費。補正額、減額124万円、計 1 億8,042万 6 千円。財源内訳、地方債1,560万円、一般財源、減額1,684万円。

8 款、土木費。補正額、減額1,202万 7 千円、計 5 億6,486万 5 千円。財源内訳、国道支出金2,401万 9 千円、地方債2,520万円、一般財源、減額6,124万 6 千円。

9 款、消防費。補正額、減額1,184万 6 千円、計 2 億77万 8 千円。財源内訳、地方債、減額50万円、その他財源30万円、一般財源、減額1,164万 6 千円。

10款、教育費。補正額、減額1,074万 4 千円、計 3 億7,781万 2 千円。財源内訳、国道支出金、減額55万 4 千円、地方債3,330万円、その他財源、減額401万円、一般財源、減額3,948万円。

11款、災害復旧費。補正額114万 8 千円、計2,575万 8 千円。財源内訳、国道支出金133万 9 千円、地方債50万円、一般財源、減額69万 1 千円。

12款、公債費。補正額6,510万円、計10億3,625万 6 千円。財源内訳、一般財源6,510万円。

13款、職員費。補正額、減額2,452万 1 千円、計 8 億6,159万 3 千円。財源内訳、一般財源、減額2,452万 1 千円。

歳出合計。補正額 4 億842万 9 千円、計56億1,350万円。財源内訳、国道支出金4,310万円、地方債 2 億150万円、その他財源、減額3,083万 2 千円、一般財源 1 億9,466万 1 千円。

次に 7 ページをお開き下さい。地方債の補正について申し上げます。

第 3 表、地方債補正。まず追加であります。起債の目的、橋りょう長寿命化事業債。限度額800万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5 パーセント以内。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。これについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく整備事業で、内容は歳出の中で申し上げます。

続きまして、過疎地域自立促進特別事業債。限度額 1 億9,420万円。起債の方法、利率、償還の方法については、橋りょう長寿命化事業債と同じであります。これについては、過疎法のソフト対策事業であり、全部で31事業に充当しております。内容については、歳出の中で財源内訳の中に記載をしてございます。

次に、変更であります。事業費確定等による限度額の変更でありますので、限度額について申し上げます。

起債の目的。新北部地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額230万円、補正後限度額1,010万円。

新南部地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額160万円、補正後限度額470万円。

新西部地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額160万円、補正後限度額380万円。

西 2 線道路改良事業債、補正前限度額3,820万円、補正後限度額3,390万円。

除雪機械整備事業債、補正前限度額2,060万円、補正後限度額1,110万円。

続きまして、8 ページになります。

消防車両更新事業債、補正前限度額2,800万円、補正後限度額2,750万円。

現年度発生公共土木施設災害復旧事業債、補正前限度額340万円、補正後限度額350万円。

現年度発生林業施設災害復旧事業債、補正前限度額340万円、補正後限度額380万円。

臨時財政対策債、補正前限度額 1 億7,000万円、補正後限度額 2 億2,137万 8 千円。

次に、歳出の内容を申し上げます。37ページからとなっております。それでは申し上げます。

1款1項1目議会費。補正額、減額169万4千円、計5,082万円。財源内訳、一般財源、減額169万4千円であります。内容を申し上げます。1番、議会議員人件費、減額169万4千円あります。これについては、議員報酬に関する特別措置条例により、報酬、手当の減額によるものでございます。

続きまして、39、40ページとなります。

2款1項1目一般管理費。補正額、減額60万円、計3,014万6千円。財源内訳、一般財源、減額の60万円あります。内容を申し上げます。10番、職員研修事業、減額60万円。これについては、研修実績見込みによります減額でございます。

3目財産管理費。補正額4億4,265万7千円、計5億6,733万円。財源内訳、地方債1,680万円、この地方債については、過疎地域自立促進特別事業債でありまして、過疎債のソフト分と言われるものであります。一般財源4億2,585万7千円。内容を申し上げます。1番、庁舎管理事務、減額70万2千円。これについては、委託業務見積合せ執行残でございます。2番、普通財産管理事務、減額355万7千円。工事請負入札執行残が主なものでございます。それから、財源に過疎債ソフト分2,680万円を充当することによります、財源の更正もでございます。5番、自動車管理事務、減額208万4千円。備品購入見積合せの執行残でございます。7番、庁用管理事務、減額100万円。これについては、消耗品費の実績精査によるものでございます。8番、公共施設整備基金積立4億5,000万円。これについては、今後、行政区会館、それから役場庁舎等の整備に多大な経費が見込まれることから、公共施設整備基金へ積立をするものでございます。

続きまして、5目企画費。補正額、減額126万7千円、計2,677万3千円。財源内訳、一般財源、減額126万7千円。内容を申し上げます。4番、総合行政審議会運営事業、減額126万7千円。これは、審議会の回数が確定いたしましたことによります減額でございます。

6目交通安全対策費。補正額、減額514万1千円、計6,545万7千円。財源内訳、国道支出金2,870万円。これは、地域づくり総合交付金でございます。地方債260万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額3,644万1千円。内容を申し上げます。1番、交通安全施設整備事業、減額91万4千円。これは、道路照明改修工事入札執行残でございます。3番、中央地区市街街路灯更新事業、減額248万1千円。これについては、工事入札執行残と財源については、道支出金の地域づくり総合交付金2,870万円が出たことによります財源更正でございます。4番、中央地区市街街路灯維持管理事業、減額174万6千円。街路灯管理組合負担金の精算によります執行残の減額と、財源のところで、過疎債ソフト260万円をこの事業に充てた財源更正でございます。

続きまして、41、42ページとなります。

7目町有林造成管理費。補正額、減額46万4千円、計1,015万7千円。財源内訳、一般財源、減額46万4千円。内容を申し上げます。1番、町有林保育管理事業、減額46万4千円。これについては、工事入札執行残及び業務内容の変更によります減額でございます。

9目行政区費。補正額、減額624万9千円、計6,183万円。財源内訳、地方債4,230万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額4,854万9千円。内容を申し上げます。4番、行政区活動支援事業、減額350万9千円。これは、活動支援交付金額の確定に

伴います執行残による減と、財源に過疎債ソフト980万円をこれに充当したことによる財源更正であります。5番、行政区防犯灯LED化事業、減額274万円。これは、工事入札執行残の減額と、財源に過疎債ソフト分3,140万円を充当したことによります更正であります。

10目諸費。補正額348万6千円、計959万4千円。財源内訳、その他財源248万6千円。これは、ふるさと応援寄附金でございます。一般財源100万円。内容を申し上げます。5番、税等還付金100万円。これは、平成24年度の福祉関係国庫負担金の返還金が多かったことなどによります、不足額をみたところであります。9番、ふるさと応援基金積立金248万6千円。これは、これまでにいただいた分と今後見込まれる寄附金を基金に積立をするものでございます。

2項1目賦課徴収費。補正額、減額171万2千円、計1,267万8千円。財源内訳、一般財源、減額171万2千円。内容を申し上げます。4番、電子申告受付サービス導入事業、減額171万2千円。これについては、当初見込んでいた基幹システムの改修と、保守料がいらなくなったことなどによるものの減額でございます。

続きまして、4項2目参議院議員選挙費。補正額、減額93万5千円、計432万8千円。財源内訳、国道支出金、減額93万5千円。これについては、道の支出金で参議院議員選挙費委託金でございます。内容を申し上げます。1番、参議院議員選挙事務、減額93万5千円。事務費確定によります減額であります。

続きまして、次の次のページになります、45ページ。3款の民生費に入ります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額96万4千円、計6,456万2千円。財源内訳、国道支出金100万2千円。一般財源、減額の3万8千円であります。国の支出金で、障害者総合支援事業費補助金48万1千円。その他に福祉事務関係で、臨時福祉給付金支給事業補助金1万6千円。それからもう一つ、子育て世帯臨時特例給付金支給事業補助金5千円であります。それから、道の支出金で地域づくり総合交付金であります。これについて申し上げますけれど、福祉灯油の助成事業に充てるものでございます。内容を申し上げます。3番、保健福祉支援システム管理事業96万4千円。これは国の予算補正に伴います事業でありますけれど、平成26年4月の障害者自立支援法改正に対応いたします、障害者福祉システム改修費用であります。実施については、平成26年度に繰り越して行います。また、先ほど申し上げました、財源の地域づくり総合交付金50万円については、福祉灯油助成事業に充当してございます。

2目高齢者福祉費。補正額、減額381万円、計1億3,279万8千円。財源内訳、その他財源で減額65万4千円。これについては、老人福祉施設入所措置費本人・扶養義務者負担金、減額33万8千円と、通所型介護予防事業利用者負担金、減額の31万6千円であります。一般財源、減額の315万6千円。内容を申し上げます。1番、老人福祉施設入所措置事業、減額の136万円。養護老人ホーム入所者1名が退所したことによるものでございます。4番、介護保険事業、減額185万6千円。事業見込み額が確定によります中部広域連合への負担金の減額でございます。5番、介護予防二次事業、減額の59万4千円。これは、通所型介護予防実施業務委託料の確定によるものでございます。

3目障害者福祉費。補正額、減額1,881万6千円、計2億4,513万8千円。財源内訳、国道支出金、減額1,382万7千円。国の支出金では、障害者自立支援医療費負担金、減額358万3千円。障害者介護給付費等負担金、減額623万4千円、障害児施設給付費等負担金、こ

れは増額であります118万3千円。もう一つ、地域生活支援事業費等補助金、減額55万5千円、道の支出金では、障害者自立支援医療費負担金、減額179万2千円であります。次のページ、障害者介護給付等負担金、減額311万7千円、障害児施設給付費等負担金、これは増額であります59万1千円、地域生活支援事業費等補助金、減額27万8千円、障害者自立支援対策推進費補助金、減額4万2千円であります。前のページに戻りまして、一般財源498万9千円、減額でございます。内容を申し上げます。1番、障害者自立支援事業、減額1,015万5千円。実績見込みによります減額であります。2番、地域生活支援事業、減額110万9千円。これも実績見込みによるものでございます。4番、障害者自立支援医療費給付事業、減額716万5千円。これも実績見込みによるものでございます。10番、地域活動支援センター負担金、減額38万7千円。事業費確定による減額でございます。

続きまして、2項1目児童福祉費。補正額、減額1,302万5千円、計1億7,380万1千円。財源内訳、国道支出金、減額558万9千円、まず国の分としまして、児童手当交付金、減額418万円。子育て支援交付金、減額191万7千円。道の支出金としまして、児童手当負担金、減額92万3千円。増額で道の支出金で、子育て支援対策事業費補助金143万1千円。地方債800万円、これについては、過疎地域自立促進特別事業債であります。その他財源、減額1,081万6千円、これについては、新十津川保育園児童保護者負担金、減額161万5千円。それから保育園送迎費用保護者負担金、これは増額の10万8千円であります。中空知広域入所児童受入負担金、減額73万8千円。それから、子ども夢基金繰入金、減額の857万1千円あります。一般財源、減額462万円。内容を申し上げます。1番、児童手当支給事業、減額602万5千円。実績見込による減額であります。6番、新十津川保育園管理運営事業、減額700万円。これについては、実績精査による減額であります。入所者、当初74名をみておりましたけれど、65名ということによる減額であります。このほか事業費の補正はありませんけれど、子育て支援センターの財源が国の交付金から、道の補助金に変更になっております。また、子ども生活応援事業の財源が、過疎債ソフト分800万円を充当したことから、子ども夢基金からの繰り入れを行わないものとしたしました。

続きまして、49、50ページであります。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額149万4千円、計1億8,952万9千円。財源内訳、国道支出金13万9千円。これは国の支出金で、国民健康保険基盤安定事業負担金38万4千円。道の支出金で、国民健康保険基盤安定事業負担金、これは減額の271万7千円。同じく道の支出金で、後期高齢者医療基盤安定事業負担金247万2千円。一般財源135万5千円あります。内容を申し上げます。6番、国民健康保険特別会計繰出金、減額108万4千円、保健基盤安定繰出し分等負担金金額の確定によるものでございます。7番、後期高齢者医療特別会計繰出金257万8千円。これも国保の繰出しと同じように、法定繰り出し金の確定によります増額であります。

2目環境衛生費。補正額、減額154万6千円、計732万8千円。財源内訳、国道支出金、減額51万6千円、これは浄化槽設置整備事業補助金であります。地方債60万円、これについては、過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額163万円。内容を申し上げます。5番、浄化槽設置整備事業、減額154万6千円。設置実績が当初見込みより下回ったことによります減額であります。財源更正については、公衆トイレ、ここに事業名は載っていませんけれど、公衆トイレ解体事業に過疎債ソフト分60万円を充当をいたしてご

ございます。

3目福祉医療費。補正額50万円、計4,596万6千円。財源内訳、地方債2,740万円、過疎地域自立促進特別事業債であります。その他財源、減額1,798万8千円、これについては、子ども夢基金からの繰入金の減額であります。一般財源、減額891万2千円。内容を申し上げます。1番、乳幼児等医療費助成事業、増額で30万円であります。これについては、医療費の実績見込みが当初見込みを上回るための増額であります。また、財源を過疎債ソフトを充当するため、子ども夢基金を減額をいたしております。3番、ひとり親家庭等医療費助成事業13万9千円。医療費の実績見込みにより増額であります。4番、未熟児養育医療費助成事業6万1千円、これも実績見込みにより増額であります。財源更正では、過疎債ソフト分、乳幼児医療のほか、ひとり親家庭医療費、それから重度心身障害児医療費にも充当をいたしてございます。

4目予防費。補正額、減額312万円、計1,054万4千円。財源内訳、地方債670万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額982万円。内容を申し上げます。5番、子宮頸がんワクチン予防接種事業、減額312万円であります。予防接種の実績見込みでありますけれど、平成25年6月から積極的勧奨を差し控えたことから、大きく接種者が減ったことにより減額であります。過疎債ソフト分670万円でありますけれど、乳幼児学童法定予防接種事業。それから、ヒブ小児用肺炎球菌ワクチン予防接種事業、子宮頸がんワクチン予防接種事業に充当をいたしております。

続きまして、51、52となります。

5目健康づくり推進費。補正額、減額247万5千円、計2,281万4千円。財源内訳、地方債690万円。過疎地域自立促進特別事業債690万円であります。その他財源、減額15万円。これについては、各種がん検診の負担金であります。一般財源、減額922万5千円。内容を申し上げます。4番、がん検診事業、減額185万円。これは事業費確定により減額と、財源を過疎債ソフトを充てたことによる財源更正であります。11番、町民健康づくり対策事業、減額62万5千円。これは、賃金の実績精査により減額と、そのほかに財源の過疎債ソフト分をがん検診のほか、基本健診事業、乳幼児健診、妊婦健診に充当をいたしてございます。

6目上水道費。補正額、減額95万3千円、計2,910万5千円。財源内訳、一般財源、減額95万3千円。内容を申し上げます。1番、西空知広域水道企業団負担金、減額95万3千円。負担金額の確定によるものでございます。

2項1目塵芥処理費。補正額、減額451万7千円、計1億3,438万4千円。財源内訳、一般財源、減額451万7千円。内容を申し上げます。5番、中空知衛生施設組合負担金、ごみ処理施設でありますけれど、減額の295万4千円。負担金額が確定したことによるものでございます。6番、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金、減額156万3千円。これも、負担金額の確定によるものでございます。

2目し尿処理費。補正額、減額254万6千円、計4,322万9千円。財源内訳、一般財源、減額の254万6千円。内容を申し上げます。2番、中空知衛生施設組合負担金、これは、し尿処理施設の分であります、減額の254万6千円。これも、負担金額が確定したことにより減額でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、ここで2時10分まで休憩いたします。

(午後 2 時 00 分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 2 時 10 分)

○議長（長谷川秀樹君） それでは休憩前に引き続き、6 款農林水産業費以降の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは、引き続きまして、歳出の説明を続けます。

53、54ページ。

6 款 1 項 2 目農業振興費。補正額803万円、計 1 億9,825万 4 千円。財源内訳、国道支出金803万円。これについては、道の支出金で、強い農業づくり事業補助金393万円。もう一つ、農地集積協力金交付事業補助金410万円であります。地方債300万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額300万円。内容を申し上げます。18番、経営体育成支援事業393万円、これについては、経営体育成支援事業、強い農業づくり事業でありますけれど、これに追加対象者が出ましたので増額するものでございます。19番、農地集積協力金交付事業410万円、賃貸によります協力金交付対象が、確定及び今後見込まれることから、事業を追加補正するものでございます。その他に、財源の過疎債シフト分については、農業経営基盤強化資金利子助成に充てております。

3 目畜産業費。補正額、減額20万 2 千円、計232万 1 千円。財源内訳、一般財源、減額の20万 2 千円。内容を申し上げます。3 番、学園牧場維持管理事業、減額20万 2 千円。これは、学園牧場掃除刈業務の契約面積変更による委託契約額の減によるものでございます。

5 目農地費。補正額2,818万 6 千円、計6,532万 6 千円。財源内訳、国道支出金1,311万円。これについては、食料供給基盤強化特別対策事業補助金であります。地方債1,310万円。新北部地区経営体育成基盤整備事業債780万円。新南部地区経営体育成基盤整備事業債310万円。新西部地区経営体育成基盤整備事業債220万円。一般財源197万 6 千円であります。内容を申し上げます。1 番、新北部地区経営体育成基盤整備事業1,712万 7 千円。2 番、新南部地区経営体育成基盤整備事業644万 4 千円。3 番、新西部地区経営体育成基盤整備事業461万 5 千円であります。いずれも国の予算補正に伴います事業費の増額による、負担金の増額でありまして、事業については平成26年度に繰り越して行うものでございます。

2 項 1 目林業振興費。補正額、減額1,368万 6 千円、計4,183万 9 千円。財源内訳、国道支出金、減額1,181万 8 千円。内容については、次のページ、55ページに載っております。道の支出金でありまして、未来につなぐ森づくり推進事業補助金、減額82万円。同じく、森林整備地域活動支援交付金、減額22万 5 千円。森林整備地域活動支援推進交付金、減額 6 千円。もう一つ、北海道森林整備加速化・林業再生事業補助金、減額の1,076万 7 千円あります。53ページに戻っていただきまして、一般財源については減額の186万 8 千円あります。内容を申し上げます。11番、未来につなぐ森づくり推進事業、減額131万 7 千円。事業費確定によります減額であります。次のページ、56ページであります。13番、森林整備地域活動支援交付事業、減額111万 3 千円。これは、補助事業の採択要件変更に伴いまして事業の取り止めによります減額であります。14番、北海道森林整備加速化・林業再生事業、減額の1,125万 6 千円。これは工事実績によります減額であります。



続きまして、57、58ページ。商工費に入ります。

7款1項1目商工振興費。補正額、減額68万6千円、計5,044万円。財源内訳、地方債790万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額858万6千円。内容を申し上げます。7番、国・北海道融資制度資金利子補給事業、減額68万6千円。利子補給額の実績によります減額であります。財源更正では、過疎債ソフト分790万円でありますけれども、これを商店街環境整備事業、それから利子補給事業、それから地元消費拡大事業に充当し、一般財源を減額しております。

2目観光振興費。補正額、減額55万4千円、計6,299万4千円。財源内訳、地方債770万円。過疎地域自立促進特別事業債770万円であります。一般財源、減額825万4千円。内容を申し上げます。2番、ふるさと公園維持管理事業、減額55万4千円であります。これは原材料費の実績精査によります減額であります。もう一つ財源更正では、ふるさとまつり、雪まつり共催事業と、イベント開催支援事業に対し過疎債ソフト分を充てており、一般財源を減額をいたしております。

続きまして、59、60ページとなります。8款土木費に入ります

8款2項1目道路維持費。補正額、減額259万円、計2億772万9千円。財源内訳、国道支出金1,148万7千円。国の社会資本整備総合交付金399万円と、地域の元気臨時交付金749万7千円であります。地方債、減額950万円、除雪機械整備事業債の減額であります。一般財源、減額457万7千円。内容を申し上げます。7番、除雪機械購入事業、減額999万円。これは、除雪トラック購入入札執行残でございます。8番、道路付属物点検調査事業740万円。これは国の補正予算によります事業の追加であります。道路照明と案内標識、合わせて213基の点検を行うものでありますけれども、平成26年度へ繰り越して行う事業であります。財源更正では、財源のうち、国の交付金であります地域の元気臨時交付金は、道路維持管理事業に充て、一般財源を減額をいたすものでございます。

2目道路新設改良費。補正額、減額1,701万9千円、計1億3,497万3千円。財源内訳、国道支出金198万7千円。国の社会資本整備総合交付金、減額1,300万円。それから、地域の元気臨時交付金1,498万7千円であります。地方債2,640万円。西2線道路改良事業債、減額430万円と、過疎地域自立促進特別事業債3,070万円あります。一般財源、減額4,540万6千円あります。内容を申し上げます。1番、道路整備事業、減額1,684万2千円。これにつきましては、西2線道路工事ほか5本の入札執行残であります。また、財源で地域の元気臨時交付金、過疎債ソフト分を充てて一般財源を減額をいたしてございます。2番、道路名標識板設置事業、減額17万7千円。これは工事入札執行残であります。

3目橋りょう新設改良費。補正額2,300万円、計2,300万円。財源内訳、国道支出金1,495万円。これは、社会資本整備総合交付金であります。地方債800万円、これについては、橋りょう長寿命化事業債800万円あります。一般財源5万円あります。内容を申し上げます。1番、橋りょう整備事業2,300万円。これについては、国の補正予算によります事業の追加であります。橋りょう長寿命化修繕計画に基づく事業でありまして、清仁橋、南幌加橋、それから第1樺戸橋の調査設計と、清仁橋の工事を行うものでありまして、平成26年度へ繰り越して行う事業であります。

続きまして、61、62となります。

4項1目都市計画総務費。補正額、減額1,102万8千円、計1億2,117万9千円。財源内

訳、国道支出金、減額250万円。これは、社会資本整備総合交付金220万円の減額と、道からの既存住宅耐震改修事業補助金、減額の30万円であります。地方債30万円、過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額882万8千円。内容を申し上げます。2番、都市整備推進事務、減額330万8千円。これについては、都市計画区域内の国の用地交渉が終了しないため、道路規格等が決定できなかったことから、この事業については、25年については減額をいたして、平成26年度において新たに実施をしたいとします。3番、安心すまいる助成事業、減額470万円。これについては、実績によります減額と、財源に過疎債ソフト分を充てております。本年度の実績については、省エネ改修が2件であります。4番、下水道事業特別会計繰出金、減額302万円。繰出金の確定によります減額であります。

2目公園管理費。補正額、減額57万8千円、計2,338万9千円。財源内訳、一般財源、減額57万8千円。内容を申し上げます。1番、都市公園等管理事業、減額57万8千円。消耗品費の実績精査による減額と工事入札執行残であります。

5項1目住宅管理費。補正額、減額の381万2千円、計2,583万8千円。財源内訳、国道支出金、減額190万5千円。社会資本整備総合交付金の減額であります。一般財源、減額190万7千円。内容を申し上げます。1番、公営住宅維持管理事務、減額381万2千円。工事入札の執行残によります減額であります。

次のページ、63、64ページ。消防費に入ります。

9款1項1目消防総務費。補正額、減額1,184万6千円、計1億7,937万円。財源内訳、地方債、減額50万円。消防車両更新事業債の減額であります。一般財源、減額1,134万6千円。内容を申し上げます。1番、滝川地区広域消防事務組合負担金、減額1,184万6千円。負担金額の確定によるものでございます。

3目災害対策費。補正額はありません。財源内訳、その他財源30万円。これは地域づくり研修会開催支援金であります。一般財源、減額30万円。これについては、財源更正でありまして、北海道市町村振興協会からの支援金を充当することによります財源更正であります。

次のページ、65、66となります。教育費であります。

10款1項2目事務局費。補正額、減額334万円、計1,472万1千円。財源内訳、国道支出金、減額32万円。私立幼稚園就園奨励費補助金であります。地方債350万円。これについては、過疎地域自立促進特別事業債であります。その他財源、減額132万円。育英事業基金からの繰入金の減額であります。一般財源、減額520万円。内容を申し上げます。2番、育英事業、減額132万円。これは貸付け実績確定に伴います減額でございます。本年度については、新規1人と継続7人の貸し付けでございます。7番、私立幼稚園就園奨励補助金、減額202万円。これは、実績見込みによります減額であります。

2項2目教育振興費。補正額、減額234万円、計1,581万3千円。財源内訳、国道支出金、減額9万1千円。特別支援教育就学奨励費補助金の減額であります。地方債100万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額324万9千円。内容を申し上げます。4番、小学校教科担任講師配置事業、減額100万円。これについては、道費によります講師の配置が認められたことから、不要分を減額するものであります。また、財源に過疎債ソフト分を充てております。6番、小学校就学援助事業、減額134万円。実績見込みによります

す減額であります。

3項1目学校管理費。補正額、減額124万円、計3,769万6千円。財源内訳、一般財源、減額124万円であります。内容を申し上げます。2番、中学校運営事業、減額124万円。これについては、臨時事務職員の雇用が道費による雇用となったことから、減額をするものでございます。

2目教育振興費。補正額、減額60万4千円、計2,231万9千円。財源内訳、国道支出金、減額4万8千円。特別支援教育就学奨励費補助金であります。地方債230万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額285万6千円。内容を申し上げます。6番、中学校就学援助事業、減額60万4千円。実績見込みによります減額であります。また、財源で過疎債ソフト分を中学校教育充実指導講師配置事業に充てましたので、その更正も行うものでございます。

次のページ、67、68ページとなります。

4項2目文化振興費。補正額、減額61万2千円、計453万8千円。財源内訳、地方債210万円、過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源、減額271万2千円。内容を申し上げます。2番、芸術鑑賞事業、減額61万2千円。これについては、事業費確定によります減額と、過疎債ソフト分を財源充当しましたので、その更正であります。

3目開拓記念館費。補正額、減額50万8千円、計715万4千円。財源内訳、国道支出金、減額9万5千円。社会資本整備総合交付金であります。一般財源、減額41万3千円。内容を申し上げます。1番、開拓記念館管理運営事業、減額50万8千円。これについては、耐震補強設計委託料の入札執行残であります。

5項2目体育施設管理費。補正額はありません。財源内訳、地方債2,440万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。一般財源2,440万円の減額であります。これは財源更正でありますけれど、過疎債ソフト分を、そっち岳スキー場管理運営事業と、ふるさと公園内体育施設管理運営事業に充てるための更正でございます。

3目学校給食運営費。補正額、減額210万円、計8,714万8千円。財源内訳、その他財源、減額269万円。これは幼稚園給食費負担金、減額63万4千円、小学校給食費保護者負担金、減額47万円、中学校給食費保護者負担金、減額51万5千円、高校給食費負担金、減額102万円、給食センター職員給食費負担金、減額13万6千円、学校給食試食代金、これは増額でありますけれど8万5千円であります。一般財源59万円。内容を申し上げます。1番、学校給食センター管理事業40万円。これについては、不足が見込まれます燃料費と電気料の増額であります。2番、学校給食提供事業、減額190万円。食数の実績精査によるものでございます。3番、学校給食扶助費交付事業、減額60万円。これも食数の実績精査によるものでございます。

続きまして、69、70ページ。11款災害復旧費であります。

11款1項2目現年度災害復旧費。補正額ありません。財源内訳、国道支出金59万3千円。これは、現年度発生災害復旧事業国庫負担金であります。地方債10万円。現年度発生公共土木施設災害復旧事業債であります。一般財源、減額の69万3千円であります。これは、財源更正でありますけれど、奥幌加沢川支流の災害復旧工事に変更がありまして、増額については予備費で対応したところありますけれど、この部分に対しまして、国庫負担金及び地方債が対象となることから更正をいたすものでございます。

2項2目林業施設現年度災害復旧費。補正額114万8千円、計1,055万8千円。財源内訳、国道支出金74万6千円。現年度発生災害復旧事業国庫負担金74万6千円。地方債40万円。これは、現年度発生林業施設災害復旧事業債であります。一般財源2千円であります。内容を申し上げます。1番、林業施設現年度災害復旧事業114万8千円であります。これは、12月の4定で補正いただいた、林道北美沢線の復旧工事で労務単価の改正及び盛土用土の運搬費用の増額によります工事費の変更に伴います補正でございます。事業については、平成26年度に繰り越して行うものでございます。

続きまして、71、72ページ。12款公債費。

12款1項1目元金。補正額6,510万円、計9億5,544万6千円。財源内訳、一般財源6,510万円。内容を申し上げます。1番、地方債償還元金6,510万円。これについては、臨時財政対策債及び補正予算債の繰上償還を行うものでございます。

続きまして、73、74ページ。13款職員費であります。

13款1項1目職員費。補正額、減額2,452万1千円、計8億6,159万3千円。財源内訳、一般財源、減額2,452万1千円であります。内容を申し上げます。1番、職員人件費、減額2,452万1千円。人件費の実績見込みによるものでございます。

次に、繰越明許費を説明いたしますので、6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、社会福祉支援システム管理事業、96万4千円。これについては、先ほど歳出で内容を申し上げましたけれど、国の予算補正に伴っての事業で26年度に繰り越して行うものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名は新北部地区経営体育成基盤整備事業、1,963万4千円。新南部地区経営体育成基盤整備事業、930万円。新西部地区経営体育成基盤整備事業、680万円。これについても、国の予算補正に伴う事業の増で繰越であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路付属物点検調査事業、740万円。橋りょう整備事業、2,300万円。これについても、内容については歳出で申し上げましたけれど、国の平成25年度の補正予算等に伴いましての事業でありまして、26年度へ繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、事業名は林業施設現年度災害復旧事業、955万8千円であります。これは、先ほど申し上げました林道北美沢線の繰越事業であります。

以上で、一般会計補正予算の内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第5号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第5号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第5号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。

平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,554万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,891万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、同様に副町長の方からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第5号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号となりますけれども、内容の説明をいたします。

3ページ、4ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

1款、国民健康保険税。補正額902万3千円、計2億4,311万6千円。

3款、繰入金。補正額、減額2,536万1千円、計6,373万3千円。

4款、繰越金。補正額1,286万1千円、計1,286万2千円となります。これは、平成24年度からの繰越金であります。

5款、諸収入。補正額1,901万8千円、計1,920万4千円。これは、広域連合からの平成24年度の精算によるもので、これにより基金からの繰入金についてはゼロとなります。

歳入合計。補正額1,554万1千円、計3億3,891万6千円。

続きまして、歳出を説明いたします。

1款、総務費。補正額、減額28万円、計3億2,208万1千円。財源内訳、一般財源、減額28万円であります。

2款、基金積立金。補正額1,548万7千円、計1,564万9千円。財源内訳、その他財源8千円、一般財源1,547万9千円。

4款、諸支出金。補正額33万4千円、計98万5千円。財源内訳、一般財源33万4千円あります。

歳出合計。補正額1,554万1千円、計3億3,891万6千円。財源内訳、その他財源8千円、一般財源1,553万3千円。

次に、歳出の内容を申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。1款総務費。

1款1項2目広域連合負担金。補正額、減額28万円、計3億2,085万6千円。財源内訳、一般財源、減額28万円あります。内容を申し上げます。1番、国民健康保険事業広域連合負担金、減額28万円。負担金の確定による減額でございます。

2款1項1目基金積立金。補正額1,548万7千円、計1,564万9千円。財源内訳、その他

財源 8 千円、これは、国保基金の預金利子であります。一般財源 1,547 万 9 千円。内容を申し上げます。1 番、国民健康保険事業基金積立金 1,548 万 7 千円。現年度分の余剰金分を積立するものでございます。

4 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金。補正額 33 万 4 千円、計 93 万 4 千円。財源内訳、一般財源 33 万 4 千円。内容を申し上げます。1 番、一般被保険者国保税過年度分還付金 33 万 4 千円。これは、還付金に予算が不足することから補正するものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第 5 号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第 6 号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 12、議案第 6 号、平成 25 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第 6 号、平成 25 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号でございます。

平成 25 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 294 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,748 万 8 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

同様に、内容につきましては副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第 6 号、平成 25 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号の、内容の説明をいたします。

3 ページ、4 ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

1 款、後期高齢者医療保険料。補正額 22 万 5 千円、計 6,860 万 3 千円。被保険者数の増によるものでございます。

3 款、繰入金。補正額 257 万 8 千円、計 2,853 万 9 千円。一般会計で申しあげましたとおり、保険基盤安定等の確定によるものでございます。

5 款、繰越金。補正額 14 万 5 千円、計 14 万 6 千円。

歳入合計。補正額294万8千円、計9,748万8千円。

続きまして、歳出。

2款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額294万8千円、計9,629万1千円。財源内訳、一般財源294万8千円。

歳出合計。補正額294万8千円、計9,748万8千円。財源内訳は、一般財源294万8千円です。

次に、歳出の内容を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金。補正額294万8千円、計9,629万1千円。財源内訳、一般財源294万8千円です。内容を申し上げます。1番、後期高齢者医療広域連合負担金294万8千円。負担金確定による増額でございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第7号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第7号、平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第7号、平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。

平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,533万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるでございます。

同様に、内容につきましては副町長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） 上程いただきました議案第7号、平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号となります。内容の説明をいたします。

3ページ、4ページをお開き下さい。歳入歳出予算補正事項別明細書。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

4款、繰入金。補正額、減額302万円、計1億2,008万3千円。

歳入合計。補正額、減額302万円、計1億8,533千5千円。

続きまして、歳出。

1款、下水道費。補正額、減額302万円、計4,099万5千円。財源内訳、その他財源、減額302万円。

歳出合計。補正額、減額302万円、計1億8,533万5千円。財源内訳、その他財源、減額302万円。

次に、歳出の内容を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。1款下水道費。

1款1項1目総務管理費。補正額、減額106万1千円、計681万2千円。財源内訳、その他財源、減額106万1千円。一般会計繰入からの減額であります。内容を申し上げます。3番、下水道事業消費税納付金、減額106万1千円。これについては、消費税の納付金額の確定によります減額でございます。

2項1目維持管理費。補正額、減額195万9千円、計2,690万2千円。財源内訳、その他財源、減額195万9千円。これは、公共下水道使用料の減額であります。内容を申し上げます。3番、石狩川流域下水道組合管理運営負担金、減額195万9千円であります。負担金確定によります減額であります。

2款公債費1項2目利子。補正額はありません。財源内訳、その他財源が公共下水道使用料が195万9千円の増で、一般会計繰入金と同額を減額するものでございます。内容を申し上げますけれど、これについては、財源更正で、維持管理費財源の使用料を減額したことから、これを公債費の利子の財源とするための財源更正でございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日は、午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、一般質問の通告は本日までとなっておりますので、この点についてもよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会をいたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時55分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 平成26年第1回新十津川町議会定例会

平成26年3月11日（火曜日）

午前10時開議

### ◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 町政執行方針
- 第3 教育行政執行方針
- 第4 議案第8号 新十津川町定住促進条例の制定について（内容説明まで）
- 第5 議案第9号 新十津川町債権管理に関する条例の制定について（内容説明まで）
- 第6 議案第10号 新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について（内容説明まで）
- 第7 議案第11号 新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第8 議案第12号 新十津川町税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第9 議案第13号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第10 議案第14号 平成26年度新十津川町一般会計予算（概要説明まで）
- 第11 議案第15号 平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算（概要説明まで）
- 第12 議案第16号 平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算（概要説明まで）
- 第13 議案第17号 平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算（概要説明まで）
- 第14 議案第18号 平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算（概要説明まで）
- 第15 議案第19号 財産の無償貸付けについて（内容説明まで）
- 第16 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（内容説明まで）
- 第17 議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第18 議案第22号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について（内容説明まで）

### ◎出席議員（11名）

- |     |     |    |   |     |    |    |   |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 安中  | 経人 | 君 | 2番  | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番  | 青田  | 良一 | 君 | 4番  | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番  | 笹木  | 正文 | 君 | 6番  | 平澤 | 豊勝 | 君 |
| 7番  | 長名  | 實  | 君 | 8番  | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番  | 樋坂  | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 |     |    |    |   |

### ◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植	田	満	君							
副町	長	佐	川	純	君							
教	育	長	熊	田	義	信	君					
総	務	課	長	藤	澤	敦	司	君				
住	民	課	長	小	林	透	君					
会	計	課	長	遠	藤	久美子	君					
保	健	福	祉	課	長	長	谷	川	雄	士	君	
滞	納	整	理	事	務	局	長	村	中	忠	夫	君
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	松	浩	君
建	設	課	長	三	谷	和	弘	君				
教	育	委	員	会	次	長	加	藤	健	次	君	
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

事	務	局	長	高	宮	正	人	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

---

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。  
ただいま出席している議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。  
7番、長名實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。

---

◎町政執行方針

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、町政執行方針演説を行います。  
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） おはようございます。平成26年度に向けての町政の執行方針を申し上げます。

はじめに。

平成26年第1回定例会の開会に当たり、町民の皆様並びに町議会の皆様に、町政執行に対する所信と主要施策の一端を申し上げます。

昨年は、日本の景気が緩やかに好転の動きを見せる中、6月に日本の象徴である富士山が世界文化遺産に登録、また9月には2020年夏季オリンピック、パラリンピックの開催都市に東京が選ばれ、加えて、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、日本の未来につながる明るい話題がありました。

本町においては、基幹作物である水稻が、春先の低温や天候不順による農作業の遅れを取り戻し、3年連続で豊作の年となりましたが、7月に日本の環太平洋経済連携協定への参加が正式決定するとともに、農林水産業・地域の活力創造プランの策定による、現行の経営所得安定対策の大幅な見直し、日本型直接支払制度の創設、農地中間管理機構の設置による農地の集約化の促進等、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えております。

また、人口の少子高齢化が急速に進む中、子ども・子育て支援法に基づく少子化対策、医療サービス体制や医療保険を見直す医療制度改革、新しい介護予防・日常生活支援総合事業による介護保険制度の見直しや公的年金制度改革など、社会保障制度についても大きな改革が進められており、住民へのサービスや給付を担う市町村の果たす役割は、ますます重要となってまいります。

そのような中、本町の平成26年度予算は、平成16年度以来の60億円を超える予算となりました。

これは国営樺戸地区土地改良事業の完了に伴う地元負担金の償還に係る予算計上が、最も大きな要因であります。本町では行財政改革の推進とともに、健全な財政維持のために計画的に基金を積み立てるなど、償還時の予算の執行に支障がないよう準備を進めてきたところであります。

平成26年度におきましても、予算を適正かつ効果的に執行し、取り組むべき課題の解決のために、町政運営に全力を尽くしてまいり所存でございます。

平成26年度町政執行の基本的な考え方を申し上げます。

新十津川町では、平成24年度を初年度とする10か年のまちづくり指針、新十津川町第5次総合計画を策定しております。

この総合計画は、本町のまちづくりの憲法とも言える、まちづくり基本条例に基づく、最も上位に位置づけられた計画であります。

総合計画に掲げた「豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来」という将来像の実現のため、3年目となる本年も、第5次総合計画の歩みをより着実に進めるとともに、町民の皆様から寄せられている行政課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

平成26年度の重点につきましては、本町においては、町民の皆様のご理解のもと行財政改革に取り組み、この10年間で町の貯金である基金残高は着実に増加、町の借金である町債残高も減少、財政の健全化判断比率の数値も改善し、道内でも上位に位置しております。

しかしながら、本町の少子高齢化は一層進み、昨年9月には、明治35年以降、初めて人口が7千人を切りました。

人口の減少は、地域経済やまちづくりの将来設計に大きな影響を及ぼすものでありますので、引き続き、基礎的財政収支の維持及び改善に取り組むとともに、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応したメリハリのついた予算とするため、本年は、次の3つの柱を重点として取り組んでまいります。

まず一つ目は、安全・安心のまちづくりでございます。

近年の気候変動は、多くの自然災害をもたらし、被害も大きくなってございます。町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを最大の目標に、くらしの安全確保に重点を置き、福祉、保健、医療サービス体制を充実するとともに、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてまいります。

二つ目でございます。魅力と活力あるまちづくり。

昨年決定した、本町の応援大使である日本ハムファイターズの二人の選手には、今年一年間、多くの町民の皆様と交流していただくとともに、町の魅力や情報の発信についてお手伝いをお願いしたいと考えております。

そのためにも、良質な食を産む農業基盤づくり、地域を支える商工業の振興と、わが町の魅力を活かした観光を推進するとともに、芸術、文化、スポーツ活動を支援し、心豊かで活力ある地域づくりに努めてまいります。

また、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、定住を促進する施策に取り組んでまいります。

三つ目でございます。自然と共生する持続可能なまちづくり。

自然環境の保全及び循環型社会の形成を進め、新十津川町の豊かな水や森林等、素晴らしい自然環境を後世にしっかり引き継ぐため、新十津川町環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政それぞれが取り組むべき行動計画の目標達成に向け、具体的な活動を促してまいります。

特に排出量が微増傾向を続けているごみの処理につきましては、分別方法が変更されますことから、町民の皆様への周知・啓発を徹底し、更なる減量化、再資源化を促進してまいります。

まちづくりの施策。

それでは、3つの重点施策を含め、平成26年度の各施策の展開につきまして、第5次総合計画の目標項目に沿って説明をしてまいります。

一つ目は、みんなでつくる住みよいまち。

本町の大いなる財産である豊かな自然を守り育て、次世代へと繋ぐためには、町民一人ひとりが、環境に対する意識を高めながら、省エネルギーや省資源への取り組むことが大切であります。

そのため、廃棄物の適正処理やリサイクル等の促進に努め、環境にやさしい循環型社会の形成を推進いたします。

また、町民の皆様が快適に暮らすことができるよう、道路環境の整備や地域公共交通の確保に努めるとともに、冬の大きな課題である冬期間の除排雪につきましても、遊休町有地を活用し雪捨場を確保するなど、効率、効果的な除排雪体制の整備、民間事業者やボランティアの活用、生活道路除排雪支援の制度等について総合的に検討し、生活基盤の充実に努めてまいります。

環境の保全。

環境美化の推進では、徳富川ラブリバー推進協議会や河川愛護団体による河川清掃の取組や、行政区、団体によるクリーンキャンペーン、花の植栽などの活動を支援するとともに、不法投棄防止のため、看板設置などの対策を進めてまいります。

また、家庭におけるエコ診断事業を継続し、効果的な省エネルギー、省資源活動への取組を促進いたします。

今年から変更されるゴミの分別を早期に理解していただけるよう、ごみ分別と減量化の手引きを新しく作成いたしましたので、ルール周知徹底に努めるとともに、地域の団体に対しても資源ごみの自主的な回収を奨励し、ごみの排出抑制や再使用、再生利用を推進してまいります。

また、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、引き続き、生ごみ処理機等の購入に対する助成をいたします。

生活基盤の整備。

高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラである、道路、橋りょう、公営住宅、公園、上下水道施設等の公共施設は、建設後相当の期間を経過してございます。

今後の維持管理につきましては、早期発見・補修による予防保全的管理を行うとともに、人口減少と少子高齢社会における施設の必要性を踏まえた上で、トータルコストの縮減を進めていかなければなりません。

道路、橋りょう、公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づく計画的かつ適正な維持管理を実施いたします。

都市公園につきましては、菊水児童公園及び青葉公園の樹木剪定を行い、良好な公園環境を保つことといたします。

河川の水質を保全し良好な水環境の確保を図るため、下水道施設につきましては、公共下水道中期ビジョンに基づく計画的な維持管理を実施するとともに、合併浄化槽設置費用の助成を継続いたします。

住宅建設では、入居者ニーズに合った共同住宅の建設促進が図られるよう、共同賃貸住宅建設促進事業の面積要件を緩和し、助成期間を延長いたします。

また、平成26年度から3年間、新築住宅及び中古住宅の取得者に対し奨励金を交付し、加えて中学校修了前までの子供を養育している場合は、一人当たり15万円の商品券を支給することにより、定住の促進と人口減少の抑制を図り、空き家住宅の再利用及び地域経済の活性化を促進いたします。

個人住宅における耐震診断や耐震改修工事、省エネルギー改修工事に対し費用を助成する、安心すまいる事業につきましても、継続して実施してまいります。

交通環境の充実でございます。

道路整備につきましては、引き続き、西2線の改修舗装工事を行うほか、錦野団地、南中央団地、みどり団地内道路等の舗装改修及び交通安全施設の適正な維持管理を行い、交通の安全確保と利便性の向上を図ってまいります。

冬期の安全な交通と生活環境の確保を図るための除排雪につきましては、きめ細やかな体制を維持するとともに、みどり区及び橋本区の排雪作業の効率化を図るため、みどり区内の町有地を雪捨場として活用できるよう整備いたします。

地域公共交通の乗合タクシー及び乗合ワゴンの運行につきましては、運行事業者と行政が連携し、日常生活の移動手段として、利用しやすい公共交通サービスを提供いたします。

二番目、みんなで作る健やかなまち。

少子高齢化の急速な進行、社会環境の多様化の中、安心して子供を生み育てることができ、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、それぞれのニーズに合った多様な福祉、保健、医療サービス体制を整え、町民一人ひとりが生涯に亘っていきいきと暮らすことのできる、健やかなまちづくりを進めてまいります。

児童福祉の充実。

昨年増額したできっずカードの満点上乗せを継続し、新十津川ポイントカード会との連携により、子育て世帯への支援を行うとともに、子育て世帯の臨時特例給付金の支給につきましても、適正に実施いたします。

児童館においては、発達障がいや遅滞児童に対する専門的な知識を有する子育てアドバイザーを配置するとともに、児童厚生員の資質の向上を図り、町内児童の放課後の受け入れ先として、健全な遊びや学習の場となるよう運営体制の充実を図ってまいります。

また、小学校の長期休業期間等に放課後児童クラブの試行を行い、平成27年度から始まる子ども子育て支援の新制度に備えることといたします。

障がい者福祉の充実。

第2期新十津川町障がい者基本計画及び第3期新十津川町障がい福祉計画に基づき、障

がい者の方が地域の中で心豊かに充実した生活を送ることができるよう、障がい者個々のニーズに合ったサービスを提供いたします。

また、関係機関との連携により相談体制を充実し、障がい者の自立や社会参加を支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り進めてまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者の健康の維持、増進及び学習や趣味活動の助長を図るため、高齢者いきいき応援プログラムの方針に基づき、ふるさと学園大学のカリキュラムを充実し、ゆめりあ部会やシニアいきいきクラブなどの部会活動の支援を行うとともに、体験講座を実施し、新たな会員の確保に努めることといたします。

また、元気づくりの一環として、引き続き、レクワーカー養成講座を開設するほか、北海道レクリエーション協会が主催する養成講習会への参加経費を助成することにより、レクワーカーの育成と資質向上を図るとともに、レクワーカーの地域への派遣にも積極的に取り組んでまいります。

高齢者の介護予防につきましては、身体機能の維持向上を図るため、らくらく運動教室や通所型サロン事業など、参加しやすく効果的な介護予防事業を実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、緊急通報システム及び救急医療情報キットを希望する世帯に配置するほか、独居高齢者や障がい者など支援を必要とする対象者の情報を要支援者台帳として整備し、緊急時や災害時に備えることといたします。

高齢者の除雪事業につきましては、冬期間の除雪の不安を軽減するため、屋根雪などの課題を再検証し、次年度に向けて制度化の検討をいたしてまいりたいと存じます。

また、臨時福祉給付金の支給につきましても、適正に実施いたしてまいります。

次に、健康づくりの推進でございます。

高齢者の肺炎の原因は、肺炎球菌による感染が最も多いとされております。肺炎による重症化を防ぐため、65歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチン接種費用を全額助成いたします。

また、インフルエンザの予防のため、高齢者と中学生以下の児童生徒、乳幼児及び妊婦を対象にワクチン接種費の助成を継続いたします。

疾病の早期発見や重症化の予防、生活習慣の改善や健康維持のためには、若い世代から健康管理を意識し、継続的な健康診断の受診の必要性を知っていただくことが重要であることから、基本健康診査の対象者に20歳代を追加するとともに、基本健康診査、国保加入者の特定健康診査及び後期高齢者健康診査につきましては、自己負担額を無料といたします。

がん検診につきましては、40歳から60歳までの5歳ごとの節目年齢の方の大腸がん検診、20歳の子宮頸がん検診及び40歳の乳がん検診を無料で実施するほか、過去に乳がん検診又は子宮頸がん検診の無料クーポン券の受給対象者で検診未受診者の特定の年齢の方に再度無料クーポン券を配布し、がん検診の受診促進を図ります。また、30歳代から40歳代にかけて急増する乳がんの早期発見のため、30歳代の乳がん検診に助成をいたします。

保険適用がされず1回の治療費が高額である、特定不妊治療の助成を継続いたします。



また、妊婦健診につきましては、全14回分の健診費用の助成を行うことにより、受診抑制の防止及び異常の早期発見に努め、親と子の心身の健康維持と増進を図ることといたします。

町民の健康づくりでは、地域に根ざした活動により食生活改善の意識向上に貢献し、北海道知事賞を受賞された新十津川町食生活改善推進員協議会と連携し、バランスのとれた食生活の啓蒙普及に取り組み、生活習慣病の予防に努めてまいります。

また、積極的に体を動かす習慣づくりのため、6月から10月までをウォーキング月間として奨励するとともに、健康増進に関する情報を提供するなど、啓発活動にも積極的に取り組むことといたします。

医療環境の充実。

子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、ゼロ歳から中学生までの保険医療費の無料化を継続いたします。

また、障がい者やひとり親家庭等の医療費について、自己負担分の医療費助成を行い、負担の軽減を図ってまいります。

三、みんなでつくる豊かなまち。

本町の地域経済を支える基幹産業の農業をはじめ、林業、商業、工業及び観光の振興に向けた支援を行うとともに、地域経済の活性化と雇用の場を確保し、産業間の多様な交流や連携により新たな地域資源や産業を創出する、活気あふれる豊かなまちづくりを進めてまいります。

農業の振興。

政府は、農林水産業・地域の活力創造プランを策定し、50年にわたり続いてきたコメの生産調整の平成29年度廃止、現行の経営所得安定対策の大幅な見直しと日本型直接支払制度の創設、農地中間管理機構の設置による農地の集約化等、農業政策を大きく見直すことといたしております。また、同プランには農産物の輸出拡大や6次産業化の推進も盛り込まれたところがございます。

本町におきまして、ピンネ農業公社を中心に、農業委員会及びピンネ農業協同組合と連携し、農地の利用集積による農業規模拡大、優良農地の確保と効率的利用を図ってまいります。また、無人ヘリコプターの免許取得経費を助成し、オペレーターを養成することにより、防除作業の省力化及び効率化を支援し、地域農業の担い手育成・確保を図ることといたします。

本町の基幹作物である米のブランド化を推し進めるため、新十津川町独自の米袋を製作しPRに努めるとともに、農業者及び商工業者の6次産業化のニーズを把握し、今後、事業展開が図られるよう支援をしてまいります。

現在進められている農業基盤整備事業につきましては、早期完了に向け、関係機関に積極的な働きかけを行うことといたします。

平成25年度をもって終了した、国営樺戸地区土地改良事業の地元負担金につきましては、起債借入れも活用し一括繰上償還を行い、総支払額の縮減と世代間の費用負担の公平を図ることといたします。

また、近年増え続けている有害鳥獣による農業被害への対策のため、有害鳥獣駆除の委託業務を継続するとともに、農業者の自主的な有害鳥獣駆除の取り組みに対しても、支援を

してまいります。

#### 林業の振興。

町有林、民有林の保護育成では、町有林保育管理事業として幌加町有林の植栽及び創造の森の下草刈り、学園町有林の除伐等を行い、森林の適正な管理に努めることといたします。

また、森林資源の循環利用や公益的機能の高い森づくりを進め、伐採後の確実な植林や無立木地への造林を支援するため、未来につなぐ森づくり推進事業を継続いたします。

林道網の整備では、森林整備加速化・林業再生事業の活用により、林道専用道、福井土寸線を整備し、森林整備の循環利用の促進と林業の生産性の向上を図ることといたします。

#### 商工業の振興。

昨年、企業振興促進条例を改正し、町内への企業立地や設備投資に対する助成の対象要件の緩和と助成限度額の引き上げを行いましたので、この優遇制度の活用が図られるよう積極的にPRを行い、企業誘致を促進いたします。

中小企業等の経営支援では、商店街の環境整備や近代化への取組みに対する中小企業等近代化促進事業、中小企業事業資金保障融資事業を継続し、経営基盤の強化を図ることといたします。

また、商工会が実施しております花いっぱい運動、スタンプラリー抽選会、商店街の環境整備等、町内での消費拡大と商店の活性化を図るための取組みを支援をいたしてまいります。

#### 観光の振興。

観光施設の拠点である、ふるさと公園につきましては、文化伝習館、サンヒルズ・サライ、ヴィラトップ等の施設の老朽化対策や備品の更新等、適正な維持管理を実施するとともに、観光マップを更新し、観光客に対するサービスの向上及び観光客の誘致に努めることといたします。

また、観光協会やふるさとまつり実行委員会等との連携により、地域の特色を最大限活用した手作りのイベントを年間通して実施し、活気溢れるまちづくりを推進いたします。また、町の観光情報の発信とイメージアップを図るため、PRキャラクターを募集し、今後の観光PRに活用することといたします。

都市と農村の交流促進では、農村の資源や魅力を知っていただくため、農業体験等の促進を図ることといたします。

#### 四番目でございます。みんなで作る安心なまち。

町民の皆様のかげがえのない生命と財産を守るため、これまでの災害の教訓を踏まえた消防・救急体制及び防災体制の一層の充実を図ることといたします。

また、交通安全や防犯、防火を中心とした日常生活での安全を確保し、子供から高齢者まで、穏やかに暮らすことのできる安心なまちづくりを進めてまいります。

#### 消防・救急体制の充実。

本年4月から、滝川市、雨竜町、新十津川町で構成する滝川地区広域消防事務組合に赤平市と芦別市が新たに加入いたします。

今後においては、広域化による消防力の向上と行財政上のスケールメリットを活かした消防体制の充実強化が図られることが期待されますが、新十津川支署におきましても、引

き続き消防・救急体制の充実を図ってまいります。

防火活動につきましては、婦人防火クラブや少年消防クラブの活動の充実、地域での消火訓練の実施等、幅広く啓蒙活動を進めるとともに、火災等の発生に対し迅速かつ確実な対応を図るため、購入から25年が経過した第4分団ポンプ車の更新、老朽化した消火栓についても計画的に改修を進めることといたします。

また、救急救命士の救命活動を向上するため、ビデオ喉頭鏡などの機具、機材を整備し、救急救命体制を充実いたします。

防災体制の充実。

大規模な災害が起こった場合、行政だけでは避難救助や災害復旧に十分対応できないことが想定されるため、行政区に自主防災組織の設立をお願いするとともに、災害時に避難の支援を必要とする方と支援をしていただく方を組合せた、名簿づくりを進めてまいります。

「普段できないことは、非常時にもできない。」と考え、設立された自主防災組織や行政区に対し、名簿を活用した安否確認訓練や避難訓練の実施を奨励するとともに、自主的な防災活動の支援をしてまいります。

また、地域の防災力を高めるため、防災士を養成するための資格取得経費を助成し、継続的な人材育成を行うとともに、町内の防災マスター連絡会議との連携により、地域の防災体制の充実を図ることといたします。

災害発生時において避難所の非常電源を速やかに確保するため、中央区、青葉区、徳富区及び大和区の行政区自治会館に、発電機を接続するための外部コンセント設備を設置いたします。

生活安全体制の充実。

国道沿いの街路灯LED化は、最終年を迎えますが、本年度は、菊水区及び青葉区の街路灯を改修及び新設し、明るい街並みによる防犯と環境負荷の軽減を図ることといたします。

また、交通安全の推進では、安全・安心推進協会及び交通安全指導員との連携により、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交差点照明の新設、改修を行い交通事故の防止に努めてまいります。

五番目でございます。みんなでつくる学びのまち。

本町の明日を担う大切な子供たちが、心身ともに逞しく育ち、生きる力を育むことができるよう、家庭、地域、学校が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境の充実に取り組むことといたします。

また、乳幼児から高齢者までが生涯に亘って学習活動や読書活動、文化、スポーツ活動を行えるよう、場所と機会を提供し、自己実現を図ることができる学びのまちを推進いたします。

学校教育の充実。

学校教育環境の充実では、平成23年度から小中学校で行っている特色ある学校づくりを目的とした、生きる力を育む学校づくり事業を継続するとともに、学習支援の講師等を配置し、学校教育の充実を図ることといたします。

学用品や給食費などを支援する就学援助につきましては、引き続き実施いたします。

学校給食の充実では、食材に地場産品を活用するなど食育を推進するとともに、給食センターの機械設備の機器更新を図り、調理業務の衛生管理を徹底いたします。また、平成27年度からの雨竜町学校給食の調理業務受託に向けて、増築工事を実施いたします。

新十津川農業高等学校につきましては、地域に根ざした高校として、特色を生かしたカリキュラムや教育活動に対し支援を継続いたします。

社会教育の充実。

社会教育活動の推進では、町民一人ひとりが生涯に亘って自主的に学ぶことができるよう、年齢や学習ニーズに合った社会教育活動を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会の連携、協力を努めてまいります。

読書活動の推進では、図書館AVコーナーの機器を更新するとともに、小中学校の教室に常時図書が備え付けられるよう木製の本棚を設置し、本に親しむための環境を整備いたします。

文化活動の推進では、芸術鑑賞の機会を提供するとともに、町民が自主的に取り組んでいる文化芸術活動を支援いたします。また、開拓記念館につきましては、耐震化への補強と合わせて改修工事を実施いたします。

スポーツ活動の促進では、本町の応援大使に就かれた日本ハムファイターズの金子選手、今浪選手との交流を通して、町民のスポーツ活動に対する意識の高揚を図るとともに、心と身体の健康づくりを推進いたします。

六番目、みんなとともに歩むまち。

町民と行政が目的や課題を共有し、互いに連携しながらまちづくりを進めるため、情報の公開と共有を図りながら、町民に開かれた効率的な行財政運営を行い、町民とともに歩むまちづくりを進めてまいります。

住民参加の促進。

行政区活動支援交付金に新たに行政区環境づくり事業を加え、行政区の地域活動の支援を充実するとともに、引き続き、地域サポーター職員を派遣し、協働のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

また、まちづくり懇談会、各種会合、町民アンケート等を通じて、広く町民の意見を把握するとともに、本町のまちづくりの方策や行政評価を審議する総合行政審議会のご意見を尊重し、住民参加のまちづくりを推進いたします。

行政の効率的な運営。

行政事務の効率化では、社会保障・税番号制度の移行に伴い行政事務やシステムの見直しが必要となることから、制度の適正な実施に向けて対応いたします。

住民活動の拠点となる行政区自治会館につきましては、大和区自治会館の大規模改修工事を実施いたします。また、耐震性のない行政区自治会館につきましては、建替えの方針が決定いたしましたことから、平成27年度以降の建設に向けて建築の設計を行うことといたします。

ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという、ふるさとへの思いを形にする、ふるさと応援寄附金を充実させるため、町外に居住する方に町の特産品を贈呈し、感謝の気持ちを表すとともに、町のPRに取り組むことといたします。

国の借金が平成24年度末時点で1,000兆円の大台を突破し、日本の財政赤字は危機的状態

にある中、社会保障と税の一体改革に向け、消費税が4月から8パーセントに引き上げられることとなっております。

町税をはじめとする自主財源の確保、受益者負担の適正化を進めるに当たっては、町民の皆様にご理解をいただくため、常に事務事業の見直しを行い、低コストで効率的な行政を推進するとともに、財政状況の推移を注視しながら健全な財政運営に努めてまいります。

中空知の過疎化、少子化、高齢化の傾向は顕著であることから、現在、滝川市と砂川市を中心市とする、定住自立圏構想の協議が進められております。

本町も連携する町として、互いに役割を分担しながら定住に必要な生活機能等の確保を図り、魅力ある圏域がつくられるよう検討を進めてまいります。

むすびに。

以上、平成26年度の町政に臨む私の所信を述べさせていただきました。

私は、平成19年に町長に就任して以来、多くの町民の皆様からご意見を伺うとともに、サポーター制度等を活用し各行政区と連携しながら、協働のまちづくりを基本理念として、町政を進めてまいりました。

この間、国の制度改革による地方交付税の削減、補助金の廃止や補助率の低下による負担の増加など、地方自治体の財政運営は、非常に厳しい状況におかれましてので、新十津川町行政改革大綱に基づく集中改革プランにより、各公共施設の整理統合、財政支援団体に対する補助金、負担金の執行基準の見直しなど、痛みを伴う改革につきまして、町民の皆様にご理解をたまわり、また、地域が主体となった自治活動など、簡素で効果的な公共サービスの推進につきましてもご理解とご協力をいただいたことで、今日の財政健全化が築かれているものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本年度は、私が町長に就任し2期8年の最終年でございます。一つの区切りの年となりますが、冒頭に申し上げましたとおり、本町のまちづくりは、まちづくり基本条例に基づく第5次総合計画により、未来に向かって継続的に推し進められるものであります。

私が考える町の将来像は、「豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来」というスローガンの中に凝縮されていると思います。

先人から受け継いできた豊かな自然を守り、歴史や文化など町の価値を今一度確認するとともに、町民とともに未来への展望を切り拓いていくため、平成26年度におきましても、町政の推進に全力を尽くす所存でございます。

町議会の皆様をはじめ、町民の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして、町政執行方針とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

(午前10時41分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前10時55分)

---

◎教育行政執行方針

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、教育行政執行方針演説を行います。  
教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） おはようございます。それでは議長のお許しをいただきましたので、平成26年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

平成26年第1回新十津川町議会定例会の開会に当たり、町民の皆さま、町議会議員の皆さまに、私の所掌する教育行政の執行方針を申し上げます。

開村以来、脈々と受け継がれた本町教育の根幹である「文武両道の精神」を顧みると、今から遡ること150年前の元治元年、母村十津川村において、孝明天皇の勅許を受け、文武の道を学ぶために創設された文武館に、その基があります。

当時の勤皇運動から現在のグローバル化や情報化の急速な進展へと時代は大きく変わり、さらに、教育再生からなる教育委員会制度のあり方や道徳の教科化などの抜本的変革があるろうとも、遅しく生き抜く子供達に対する教育への熱い思いは決して変わりません。今年度、母村における学校の発祥である文武館が、創設150年の大きな節目となる年、不易流行を鑑み、次代に即した教育の更なる充実を期さねばならぬ決意を新たにいたしましたところであり

ます。  
本町の宝であります子供達の知、徳、体のバランスがとれた健やかな成長と全ての町民が、生涯を通じて、健やかに生活を送ることができるよう、生涯学習活動や文化、スポーツ活動などの推進を図らねばなりません。

それでは、新十津川町第5次総合計画の学校教育の充実と社会教育の充実の2つの政策目標に沿って、今年度の教育行政を進める上での主要な考え方を申し上げます。

学校教育の充実。

1、学校教育環境の充実。

（1）指導体制の充実。

平成21年4月、町内4校を1校に統合した新十津川小学校が開校して5年の歳月が経過しました。今年度からは、統合後の子供達だけとなりますが、これまでの間において、保護者や地域の方々の協力支援をいただきながら、統合前を知っている子供達が、強い絆で結ばれていく、仲間づくりなどの新たな伝統もできてきました。

これからは、更なる成長ステージとして、町内の子供達のために最も望ましい教育環境の整備を図り、地域や保護者の負託に応える新十津川ならではの教育の充実に努めてまいります。

まず、緊要の課題は、子供達一人ひとりの確かな学力の育成であります。

学習状況の把握や指導方法の改善を図るため、新十津川町確かな学び推進会議を中心に、様々な視点から学力などの分析を行い、家庭、地域、学校、教育委員会が課題を共有し、一体となって着実な学習習慣の定着を図ってまいりました。これまでの全国学力・学習状況調査などの結果から、よりきめ細やかな基礎的、基本的な学習内容の定着、家庭における学習習慣、テレビやゲームの時間短縮などの生活習慣に課題があることが明らかであります。

今までに取り組んでまいりましたチームティーチング指導、習熟度別指導、少人数指導

などが間違いなく学力向上に結びつくことが実証されており、児童生徒一人当たりの教員などの指導者数を増やすことにより、確かな学力を確実にすることが可能であります。

その課題解決のために、指導形態を恒久的に変えることなく、個に応じたきめ細かな継続指導を可能とする学習支援サポーターを新たに小、中学校に配置し、学ぶ喜びをより多く感じられるきめ細かな学習支援を行い、道内でトップレベルとなるよう学力向上策を図ってまいります。

自尊意識や規範意識については、家庭での教育を始め、多くの子供達が加入している少年団活動や部活動などから教わるきまりや礼節、あるいは、町民の皆さんのあいさつ運動や地域活動での交流などによって年々高められてきております。子供達を、これからの社会の一員として成長させていくために、夢や希望を持ち続けながら、互いを尊重し、相手を思いやる優しさや我慢強さが身に付くように配意してまいります。

子供達が加入している文化活動などを積極的に地域に働きかけ、保護者、福祉施設や地域の人と人をつなぐ機会として考慮し、生まれ育ったふるさと新十津川町に愛着と誇りを持ち、地域に貢献できる子供達の健やかな育成に努めてまいります。

学校教育の要は、教育に直接携わる教職員にあると言っても過言ではありません。教職員の人間性や指導力に加え、子供達に対して深い愛情と使命感を持ち備えた資質、能力が必要不可欠であります。

子供達個々の読み、書き、計算の基礎、基本や、見る、聞く、話すなどの学習能力を伸ばすため、教職員の専門研修に積極的な参加を促してまいります。また、保護者や地域との信頼関係を確保するために教職員の法令順守の徹底に努め、社会人としてのモラルや倫理観を醸成させてまいります。

読書活動は、子供達が言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を高め、豊かな心の育成に重要な役割を果たします。朝読書などの一斉読書による多様な取り組みを通して、子供達の望ましい読書習慣の確立を推し進めてまいります。更なる読書啓発を進めるために、バラエティーあふれる本の世界に触れる貴重な機会であるブックフェスティバルを開催いたします。

図書館との連携による定期的な配本を行うとともに、母村檜材の本棚を各学級に配置をし、校内の読書環境を整えてまいります。

## (2) 特色ある学校づくり。

障害者基本法では、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としております。教育委員会としても、障がいの有無に関わらず、共に学び合い生きる中で、公平性を確保した本来あるべき仕組みづくりが、重要であると考えております。

これらのことも勘案の上、特別支援教育の適切な対応のために、昨年度、文部科学省指定のインクルーシブ教育システム構築モデル事業を先導的に取り組み、確実にその歩を進めてきました。今年度も本事業の継続指定を受け、共生社会の構築に向け、着実に進めてまいります。

加えて、障がいを持った子供一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、ライフステージに応じた一貫した方針に基づき、指導及び必要な支援を行ってまいります。

小、中学校の特別支援学級に必要な支援員を継続配置すると共に、空知教育局特別支援教育スーパーバイザーや専門の関係機関との緊密な連携を図り、特別支援教育の一層の充実を期してまいります。

昨年6月の国会において、いじめ防止対策推進法が成立しました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒などの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは、どの子供にも、どこでも起こり得るものであると認識して、学校内外を問わず、学校、地域、行政機関、関係者が相互の連携の下に、社会全体でいじめの問題を克服していくことが重要であると考えます。

いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務及び役割などを盛り込んだ、新十津川町子どものいじめ防止基本方針を今年度中に整備いたします。

不登校の児童生徒が生じた場合には、児童生徒や保護者の抱える悩みを真摯に受け止め、スクールカウンセラーの適切なアドバイスの下に、保護者との連携を密にし、児童生徒の立場に立って親身に対応をしてまいります。必要に応じ、専門職員の配置がされている滝川市適応指導教室の有効的な活用を図り、学校復帰を目指してまいります。

教育目標にうたっている、命を大切にし、豊かな郷土をつくる人の着実な進展を図るため、小、中学校の義務教育期間を体系的に実践できるよう共通認識の基に指導体制の強化を図ってまいります。命の大切さや生きることの素晴らしさを実感し、より理解してもらうために特別講師を招へいした特設道徳授業を行います。

新十津川農業高校は、町内外への花苗の提供や生産物の展示即売会の他に、小学校全学年児童への農業体験指導などの地域に密着した活動や、地元食材を活用した商品開発にも積極的に取り組んでおります。さらには、農業高校実績発表大会で大きな成果と実績を挙げるなど、農業に元気を感じてもらえる魅力的な様々な発信をしております。今年度も定員に近い入学希望者が期待でき、正に学区を代表する農業高校として存在価値を高めてきております。引き続き、遠隔地通学者助成や資格取得助成など、特色を活かし、生徒に選ばれる学校づくりへの支援を継続してまいります。

昨年、國學院大学北海道短期大学部との教育連携協定を締結することができましたので、人的、物的などの大きな財産を活かしながら、双方による幅広い教育の実践に資してまいります。また、ふるさと教育の一環として、アイヌ民族の歴史、文化を深める学習などの多様な連携を新たに計画してまいります。

### (3) 学校環境の充実。

武道必修化により、整備をしました中学校武道場を核とし、母村から引き継がれてきている、文武両道の精神を的確に定着させる必要があります。新十津川尚武会と連携を密にしながら、我が町だからこそできる時代に即応した少年剣道の指導体制を構築してまいります。

学校内の教育機器機材の一つである実物投影機については、視覚に訴え、学習活動が有効にできることから、昨年度、小学校全教室に配置を済ませました。今年度は、中学校の全教室に配置をし、学習理解を深め易くしてまいります。

小、中学校の体育館の照明器具については、老朽化による取り換え修繕と併せ、消費電



力の削減効果の高いLED照明に変更し、省エネ、節電対策を図ってまいります。

## 2、学校給食の充実。

### (1) 地産地消の推進。

食材については、出来る限り地場産農産物の積極活用を図り、北海道産、国内産の順で使用し安心して食べてもらえるように配慮し、美味しい給食の提供に努めてまいります。

近年、主として使用をする小麦粉、牛乳、油脂類の高騰と併せ、今年4月から消費税率の3パーセント増率改正がありますが、今年度は、栄養教諭による献立を種々工夫しながら、現行の給食単価により対処してまいります。しかしながら、平成9年度から使用をしております現行単価での給食提供が限界にきておりますので、学校給食の目的を考慮しつつ、今年度中に保護者や関係機関のご理解をいただいた中で、値上げを検討させていただきます。

### (2) 食育の推進。

子供達が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要であります。

栄養教諭を中心に学校全体の食に関する指導の充実に取り組み、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ってまいります。

小・中学校において、食育の日を設け、本町の基幹産業である農業への理解と農産物の安全性に加え、生産者、加工業者、調理員など食に関わる方々への感謝の気持ちを醸成するとともに、健康の保持増進に対する意識を高めてまいります。

### (3) 衛生管理の徹底。

学校給食については、文部科学省が定める学校給食衛生管理の基準に基づいた衛生管理の徹底を図ることは、至極当然であります。

給食提供をする設備機械、器具については、経年による老朽化から中期的視野に立ち、計画的に更新、修繕整備などを行い、長寿命化になるよう効果的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

### (4) 雨竜町との学校給食共同実施。

平成27年度から雨竜町の児童生徒に学校給食を提供するため、必要な施設整備に係る増築工事や什器類の購入を行い、円滑に給食提供が進められるように執り進めてまいります。なお、施設整備後において、複数回、雨竜町へ給食の試行提供を実施し、給食業務に当たる調理員の効率的な作業体制並びに円滑な配送システムを確立してまいります。

## 社会教育の充実。

### 1、社会教育活動の推進。

新十津川町第5次総合計画のまちづくりの目標であります「豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来」の実現に向けて、社会教育で担うべき、大きな役割があります。

第6期社会教育実施計画の、「豊かな心を育み、ともに学び合う学習活動。生涯にわたり自ら学ぶ、学びのまちをめざす活動」を目標に掲げておりますので、計画的に事業を展開してまいります。

### 2、青少年の健全育成の充実。

子ども会の組織活動については、自主的な活動を行ってきておりますが、時世にマッチ

した事業活動のあり方の助言など側面的に支援を行ってまいります。

子ども会活動への支援を行っているシニアリーダーや、町の将来を担う若者たちの青年組織については、徐々に組織人数の拡大を図ってきており、町の活性化に寄与する大きな存在になりつつありますので、青少年の健全育成を図るため支援をしてまいります。

児童生徒の母村訪問交流事業については、世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道など本物の魅力を五感一杯に感じながら、我が町の生誕の歴史を学び、母村との交流を深めるなど得るものは多いので、継続的に実施をしてまいります。今年度から、母村の中学生の修学旅行先が、本町を含む北海道となりますので、学校交流など温かく歓迎できるようにすると共に母村との絆を一層深めてまいります。

### 3、読書活動の促進。

読書には、考える力を育む語彙を増やしたり、表現力や思考力を高めてくれる効果があるなど、人生をより深く、心豊かにすると言われていています。本を通して、様々な考え方や情報、知識を得ることによって成長し、文化的な潤いのある生活を営むことは、正に図書館の重要な責務でありますので、町民の皆さま方がより利用し易い環境や蔵書を整備し、あらゆる世代が集う心地良い空間にしてまいります。

### 4、文化活動の促進。

近年、生活意識や価値観の多様化などにより、物質的、経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった、心の豊かさが一層求められるようになり、文化に対する関心や期待が高まりつつあります。本町独自の歴史的な背景にある母村十津川村や富山県からの長い歴史で紡がれた郷土芸能である、十津川大踊りや獅子神楽などを継承していくよう支援をしてまいります。

芸術鑑賞事業については、陸上自衛隊第11音楽隊の演奏会、NHKのラジオ公開番組など趣向を凝らし、町民の皆さま方に本物の芸術文化に触れる機会を設けると共に、各種サークル活動や子供達の文化活動の助長に繋がる機会を設けてまいります。

文化拠点施設であります、かぜのびは、展示品を創意工夫しながら、くつろげる空間となっております。今年度、トップダムの供用開始となりますので、来訪者が増加するように指定管理者とも連携しながら知名度を高めてまいります。

開拓記念館につきましては、昨年度、耐震設計を行いましたので、今年度、安全な施設として、耐震補強工事を施し、併せて1階吹き抜け部分を収蔵スペースに改修してまいります。

### 5、スポーツ活動の促進。

昨年、東京が2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催都市に選ばれました。正に日本の将来に繋がる明るい話題であり、6年後の子供達は、スポーツをする上で、心、技、体共に最高の技量が付く年代となりますので、本町出身者から東京オリンピック選手として出場する夢や希望が膨らみ、併せてスポーツ振興に大きく弾みが付くものと期待しております。

このベストタイミングに昨年、体育振興を担う道費社会教育主事の派遣を受けましたので、健康づくりと関連させながら、地域スポーツの振興事業を展開してまいります。

町民の皆さまが手軽にライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供することで、スポーツを通じて、健康と生きがいを見い出し、ひいては、幸福で

豊かな生活を営む地域社会の創出を目指してまいります。

今年、道民球団であります北海道日本ハムファイターズから本町の応援大使に金子誠選手と今浪隆博選手が決定しましたので、応援から発する双方の元気や楽しみが増幅するように創意工夫してまいります。

むすび。

以上、平成26年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人づくりは、活力や発展の基盤となるまちづくりであります。ふるさとの自然、歴史、風土を感じ、社会で生きる実践的な力を身に付け、さらには、新しい時代に積極果敢にチャレンジする進取の気性に富む人材となるよう、しっかりと導いていくことが今日の教育に求められております。

将来を担う子供達が、我が町一番の宝でありますので、教育で担う役割、責任は、極めて重大であると考えております。

今年2月、ロシアのソチで行われた冬季五輪の日本代表選手団の結団式で、葛西紀明主将が「自覚と責任を持ち、一意専心、競技に臨みます。」とオリンピックに向けての意気込みを語り、選手団は、記憶に残る数々の輝かしい戦績を遂げました。

歴史と伝統のある本町教育の着実な進展に向け、教育関係者が、一意専心、共通の目的に向かって、全身全霊で邁進することをお誓い申し上げます。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、平成26年度教育行政執行方針といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

---

◎議案第8号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第8号、新十津川町定住促進条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第8号、新十津川町定住促進条例の制定について。

新十津川町定住促進条例を次のように定める。2枚めくっていただきまして、提案理由でございます。

本町における住宅の新築又は取得を奨励することにより、転出等による人口減少の抑制と定住人口の増加を図り、地域の活性化及び住民生活の向上を推進するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました議案第8号、新十津川町定住促進条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

定住促進対策につきましては、第5次総合計画に沿って多角的に様々な施策を取り入れてきたところでございます。住宅施策においても、共同賃貸住宅建設への助成や、安心すまいる事業により、個人住宅への支援も行ってまいりました。しかしながら、町の人口は、自然減、社会減ともに進み、昨年9月に7,000人を割ったところであります。

今回の提案理由にありますとおり、住宅の建築又は取得に対して、新たな定住促進対策を創設し、本町への転入を誘導するとともに、町民の転出を抑え、併せて地域経済への波及効果が相乗的に生じるよう、本条例を制定するものであります。

第1条は、今、申し上げた内容を目的としております。

第2条は定義で、助成対象とする住宅の要件を、玄関、便所、台所、浴室及び居室を有し、延べ床面積が60平方メートル以上としており、併用住宅も対象と規定しております。また、中古住宅を取得の場合には、建築基準法が現在の耐震基準となった昭和56年6月1日以降に建築された建物で、売買価格が300万円以上の物件に限ります。なお、2親等以内の親族間の売買は、対象外としております。

第4条では、奨励金の交付を受けることができる者は、平成26年4月1日以降に請負契約又は売買契約をした者と定めております。

次のページとなります。第5条は、奨励金の額を定めており、第1項、新築の場合において、町民が町内の建設業者により新築した時は170万円、町外の建設業者では150万円、町外の方が町内の建設業者により新築し定住した時には200万円、町外の建設業者では170万円を交付いたします。第2項の中古住宅を購入した場合では、町民は70万円、町外からの転入者は100万円を交付いたします。

第6条では、交付対象者と同一世帯の世帯に、中学生以下の子供がいる場合には、一人に対し15万円分の商品券を交付することを規定しております。

第7条と第8条は、奨励金等の申請の時期と制限について、第9条から第12条までは、奨励金等の交付決定、交付の制限、返還等について定めております。

第13条では、規則への委任を規定しております。

附則といたしまして、本条例は平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日限りで効力を失うものとしております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第9号、新十津川町債権管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第9号、新十津川町債権管理に関する条例の制定について。

新十津川町債権管理に関する条例を次のように定めるといたしまして、4枚めくっていただきますと、提案理由でございます。

町が有する債権に関し、債権の分類、債権の分類に応じた管理、徴収手続等の必要な事項について定めることにより、公平かつ公正な町民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、滞納整理事務局長の村中局長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

滞納整理事務局長。

〔滞納整理事務局長 村中忠夫君登壇〕

○滞納整理事務局長（村中忠夫君） ただ今上程いただきました、議案第9号、新十津川町債権管理に関する条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、条例制定の経緯から申し上げますが、債権とは、地方自治法第240条第1項に「金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利」と規定されており、町が保有する債権には町税や国民健康保険税のほか、公の施設の使用料、し尿処理手数料、貸付金の償還金など多岐に渡っております。これらの債権を適正に管理することは、負担の公平性を確保するとともに、円滑な財政運営に直結しております。

債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権と、私法上の原因に基づいて発生する私債権があります。公債権には更に、自力執行権のある強制徴収公債権と、自力執行権の無い非強制徴収公債権がありますが、この債権が発生してから消滅するまでの事務手続きにおいて、適用する根拠法令が異なることから、法令の解釈を複雑にし、債権を管理する上で支障になっております。

そこで、町といたしましても体系的な管理基準に加え、司法手続きや徴収不能な債権の処理基準を明確化し、全庁一体的な債権管理の徹底を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、この条例の要旨についてですが、第1点に、債権を強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3つに区分し、その債権の区分に応じた管理に関する事務の処理を明記したこと。

第2点に、納期内納付者との負担の公平性を確保するため、債務不履行者に対し、督促手数料、延滞金、遅延損害金を徴収することが出来るとしたこと。

第3点に、電話催告、臨戸訪問等納付交渉にも応じない、もしくは理由も無く納付交渉約束を反故にしたような場合、債務者に対し、滞納処分や裁判所を通じた強制執行等の措置を講じることとしたこと。

第4点に、債務者が災害や事故に遭ったり、生活困窮状態で資力の回復が困難であるような場合、徴収猶予や履行期限の延長の措置を講じることが出来るとしたこと。

第5点に、いかなる措置を講じても回収不能な債権や、私債権で消滅時効を迎えた債権

は、放棄できることを定めたこととあります。

それでは、条例の内容についてご説明を申し上げます。

第1条は、この条例を定める目的を規定してございます。

第2条は、この条例で使用されている用語で、重要なものの定義を定めております。第1号で、町の債権とは、地方自治法第240条第4項に規定する債権、これは、税金ですとか、預金ですとか、寄附金等ございますけれども、これ以外の金銭の給付を目的とするものとし、第2号で、非強制徴収公債権とは、町が直接滞納処分できる債権で、下水道使用料、後期高齢者医療保険料などです。第3号で、非強制徴収公債権とは、納付交渉等、一定の手続を経ても未納の場合、裁判所に申し出て強制執行することとなる債権で、し尿汲取り手数料、農業集落排水施設使用料などです。第4号で、私債権とは、第2号、第3号以外の債権で、公営住宅使用料、学校給食費などでございます。

第3条は、法令や他の条例等に特別の定めがある場合を除き、町の債権管理に関する事務の処理については、この条例に基づき処理することを規定するものでございます。

第4条は、町の債権管理にあたっての町長の責務を定めており、第5条は、債権の適正管理のため、債権管理台帳の整備を明記してございます。

第6条は、履行を請求するための納入の通知と、履行期限までに履行しない者に対して、規則で定める納期限を指定した督促をしなければならないことを明記してございます。

次のページに移っていただきたいんですけども、第7条は、債務者が滞納処分、強制執行、破産手続き開始の決定を受けるなどして、納期限まで待っては納付が困難な場合に、債権保全のため履行期限の繰り上げを通知する規定を定めてございます。

第8条は、債務者が強制執行、滞納処分、破産手続き開始の決定を受けるなどの事情が生じた場合に、裁判所や破産管財人から通知が参りますけれども、債権者として配当の要求や債権の申出を、また、債権保全のため担保の提供や仮処分等の措置を講じることを規定してございます。

第9条は、公債権について督促状を発した場合の督促手数料。

第10条及び第11条は、公債権における延滞金率、延滞金の計算等を、第12条は、私債権における遅延損害金等について規定しております。

第13条は、強制徴収公債権で、督促後納期限を過ぎても納付されない時の滞納処分等の措置を規定しており、第14条は、非強制徴収公債権及び私債権で、以下、非強制徴収債権と言わせていただきますけれども、督促後相当期間1年が経過しても納付されない時、強制執行等町が執るべき措置を規定してございます。

第15条は、非強制徴収債権で、履行期限後相当期間1年が経過しても納付されない時、債務者の状況に応じ徴収停止できる旨を定めており、第16条は、前条の徴収停止後、債務者の状況が変化したような場合に、停止の取消しができる旨を定めてございます。

第17条は、非強制徴収債権で、債務者が災害や事故に遭ったり、無資力又はこれに近い状況の時、履行期限の延長ができる旨を定めており、第18条は、前条の履行延期の特約をする場合の条件を規定してございます。

第19条は、第17条の規定により、履行延期の特約をした債権について、当初の履行期限から10年を経過してもなお、債務者に弁済する見込みが無いときに当該債権及び遅延損害金を免除できることを規定しております。

第20条は、非強制徴収債権について、一定の条件に該当する場合に債権を放棄できることを、また、債権を放棄した場合議会への報告を規定してございます。

第21条は、規則への委任について規定してございます。

次に、附則についてでございますけれども、附則の第1項は、平成26年4月1日からこの条例を施行することを定めております。

第2項は、施行日前に発生した債権の取扱いについて規定しております。

条例第6条、督促及び第9条から第12条、延滞金等のからみでございましてけれども、こちらの規定は、施行日以降に履行期限が到来する債権に適用することといたします。

第3項は、強制徴収公債権に係る延滞金の割合の特例を規定するものでありまして、本則14.6パーセント、7.3パーセントですが、特例基準割合にそれぞれ7.3パーセント、1パーセントを加算した割合ということで、今年1月1日から、率につきましては、14.6パーセントから9.2パーセント、7.3パーセントから2.9パーセントとなっております。

第4項は、本条例の制定に伴い、公法上の収入徴収に関する条例を廃止するものであります。

ここからは、お手元の新旧対照表も併せてご覧頂きたいのですが、第5項から第19項は、公法上の収入徴収に関する条例の廃止に伴いまして、新十津川町債権管理に関する条例を適用すべく、関係条例の一部を改正、また、文言の整理をするものでございます。

以上、新十津川町債権管理に関する条例に係る制定内容及び附則による関係条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第10号、新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第10号、新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について。

新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例を次のように定めるといたしまして、次のページにですね、提案理由が記載してございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅等の整備に関する基準を条例で定める必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、建設課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 三谷和弘君登壇〕

○建設課長（三谷和弘君） それでは、ただ今上程いただきました議案第10号、新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

これまで、町の公営住宅の整備につきましては、公営住宅法に基づいて、国土交通省令の公営住宅等整備基準により実施してまいりましたが、提案理由にもございますように、公営住宅法の一部が改正され、今後は、事業主体である地方自治体が、国土交通省令で定める整備基準を参酌して、個々に整備基準を条例で定めることとなりました。

本町では、公営住宅等長寿命化計画を策定し、管理戸数の目標や施設の延命化に向けた事業計画を立てておりまして、今後、新たに公営住宅を建設し、施設整備をする際に、良好な住環境を確保するための整備基準を定める必要があることから、今回、本条例を制定したいとしますのでございます。

それでは、条文内容の説明を申し上げます。

本条例は全文17条と附則で構成されておりまして、第1条は、この条例で定める整備基準は、公営住宅法に基づいて定めるとしておりまして、公営住宅法では、国土交通省令を参酌して定めることとなっております。

第2条は、この条例で使用する用語の引用についての規定でございます。

第3条から第5条までは、公営住宅を整備するに当たって、周辺の地域社会の形成、居住環境、整備費用の縮減に対する、基本理念及び配慮事項について明記してございます。

第6条では、良好な居住環境を確保するため、建設する敷地の選定条件を、第7条では、選定した敷地自体の安全確保と衛生環境の整備について、第8条は、建設する住宅の良好な居住環境を確保するための住棟の配置について定めております。

次のページになります。

第9条は、住宅本体の基準でありまして、第1項で、防火、避難、防犯、これらに対する適切な措置について。第2項では、熱損失の防止など温熱環境について。第3項では、床、外壁などの遮音性能について。第4項では、屋根、基礎、柱、梁、壁、これらの主要構造部分の劣化の軽減について。第5項では、給排水などの設備の点検、補修のための措置など。第1項から第5項まで、住宅の性能や適切な措置について定めており、また、第2項から第5項までの詳細な基準につきましては、規則で定めてございます。

第10条及び第11条につきましては、住戸に係る基準でございまして、第10条第1項は、共用部分を除く一戸の床面積を25平方メートル以上としておりますが、今回、最低居住面積水準の見直しがあり、19平方メートル以上から25平方メートル以上に基準が変更になってございます。第2項は、各住戸に設置しなければならない最低限の設備の内容を、第3項では、化学物質に対する室内の空気環境についての規定でございます。

第11条では、住戸内各部の移動の利便性、安全の確保、及び高齢者への配慮措置について明記しておりまして、第10条の第3項及び第11条の詳細な基準につきましては、規則で定めてございます。

第12条は、住宅の共用部分の移動の利便性、安全性についての規定でありまして、これも前条と同様に詳細な基準は規則で定めてございます。



第13条は、第1項で住宅に必要な附帯施設の設置について。第2項では、設置する附帯施設が居住環境に支障が生じないように考慮しなければならないこと。

第14条から次のページの第17条までは、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、これらの共同施設を設置する場合の配慮すべき事項が定められています。

附則といたしまして、条例の施行日を、平成26年4月1日としてございます。

以上で、議案第10号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時50分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

◎議案第11号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第11号、新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 上程をいただきました議案第11号、新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正について。

新十津川町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準等を条例で定める必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、教育次長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 加藤健次君登壇〕

○教育次長（加藤健次君） それでは、ただいま上程いただきました議案第11号、新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正についての内容説明を申し上げます。お手元の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思っております。

本条例の一部改正の内容についてご説明申し上げます。

改正内容については、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育法の第18条、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他社会教育に関し必要な事項は、当該地方公共団体

の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとするに改正されたものでございます。

国の文部科学省の省令改正基準の参酌については、見出し中の、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準でございます。これについては、第1条、社会教育法第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

よって、このことにより、新十津川町社会教育委員に関する条例の第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の見出し中、委員を定数に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加えるということで、第1条の次に新たに加える見出しでございますけれども、委嘱の基準ということで、第2条、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から新十津川町教育委員会、以下、委員会というのが委嘱するを加えるものでございます。

附則としては、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案11号の新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決たまわりますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第12号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第12号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。次のページでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、金融所得課税の一体化等の見直し及び公的年金からの特別徴収制度の見直しを行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただいま上程いただきました議案第12号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

まず初めに、お手元に配布いたしました資料、新十津川町税条例の一部を改正する条例の概要についてをご参照願います。資料は、改正の要点を、2の改正内容（1）、（2）、（3）の3点にまとめております。

第1の改正要点は、個人住民税における公的年金からの特別徴収額の算定方法の見直しについてでございます。その1点目は、他市町村へ転出した場合でも一定の要件のもと、当該年度中の特別徴収を継続できるものとするものであります。2点目に、年間の公的年金からの特別徴収税額について、現行の制度では、1年分を偶数月の6回に分けて徴収しておりますが、4月、6月、8月は当該年度の所得が確定していないため、前年度の税額を仮に徴収しており、所得が確定したのちの10月、12月、2月に本来の税額を徴収しております。その場合、資料の表をご覧くださいなのですが、現行制度では、仮の特別徴収税額と本来の税額に大きな差が生じる可能性があり、これを平準化していこうとするものであります。その方法は、4月、6月、8月の3回分の税額を前年度1年分の2分の1の額にするもので、税額が2年連続同じ場合、当該年度内の税額は平準化されることとなります。

次に、資料の裏面をご参照願います。

第2の改正要点ですが、金融所得課税の一体化等に係る見直しであります。これは、平成28年1月1日以後、株式などの売買の利益と損失を合算し、最終的に金額を算出する損益通算の範囲が拡大されるとともに、国や地方公共団体、民間企業などが発行する国債、地方債、社債などの総称であります公社債等に対する課税制度が所得税および地方税ともに見直されることによるもので、1点目に、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について公募による公社債である特定公社債の利子が対象として追加されたこと。2点目に、株式等に係る配当所得等の分離課税が、一般株式と上場株式に区分されたこと。3点目に、わが国と租税条約を締結している国の法人から支払を受ける配当である条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象として追加されたことに伴い規程の整備を行うものであります。

そして、第3の改正要点は、地方税法の改正等に伴う条項ずれや文言の修正であります。

それでは、改正の内容をご説明申し上げます。議案及び新旧対照表をご参照願います。

まず、新旧対照表の方をご覧くださいなのですが、1ページの第47条の2は、現行条例の（1）で転出した年金特別徴収対象者を除外しておりますが、これを削除して転出後も特別徴収を可能とすることを規定したものでございます。

次に、新旧対照表2ページの第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額を平準化するための改正であります。

3ページ、4ページの附則第6条第4項から第7条の4までは、引用条項の繰り上げなどによる改正であります。

5ページ、6ページの附則第16条の3第1項から第3項までは、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことによる改正であります。

7ページ、8ページの附則第19条第1項と第2項は、株式等に係る配当所得等の分離課

税を、一般株式等と上場株式等に分けたことによる改正であります。

8ページ、9ページの附則第19条の2第1項と第2項は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことによる改正であります。

10ページから18ページにかけましては、必要がなくなる現行の附則条文を削除するものであります。

18ページ、19ページは、条番号の繰り上げと引用条項の繰り上げ等であります。

19ページ下段から21ページ中段にかけましては、現行の附則第20条の3を削除するものであります。

21ページから24ページまでの附則第20条の2第1項から第6項は、条番号の繰り上げと引用条項の繰り上げ等および条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正であります。

24ページ下段から25ページは、現行の附則条文を削除するものであります。

続きまして、議案の方をご参照いただきたいと思います。

議案の附則第1条は、この条例の施行日を平成28年1月1日からとし、また、第47条の2第1項および第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、施行日を平成28年10月1日とし、さらに附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3および第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は、施行日を平成29年1月1日からとするものであります。

次に、附則の第2条第1項から第3項までは、条例の施行日前の経過措置について規定したものでございます。

なお、施行日が平成28年または平成29年の改正について、今回上程させていただきましたが、税条例は、従前行われた改正文の参照や読み替え規定などが非常に多く、その積み重ねによって構成されている側面がございます。平成26年には地方税法が改正される予定であり、それ以降も税制改正が見込まれていることから、これと連動して、今後、税条例の改正内容はふくそう化していくこととなります。

今回上程いたしました改正を施行日に合わせて、その近い時期に持ち越しますと、条例の改正部分の整合性をとることが非常に煩雑になり、改正漏れや誤り等が発生しやすい状況となり得ることから、国におきましても、地方税法等の改正によって地方自治体の税条例の改正が必要な場合には、その都度、総務省から税条例を改正するよう改正条文等の案を示して勧奨がなされているところであります。

よって、今回、施行まで期間がございますが、適正な条例改正のため、平成26年の地方税法等の税制改正前のタイミングで提案させていただいたものであります。

以上、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第13号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第13号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第13号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、裏面に提案理由が記載してございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組に伴う所要の改正を行うとともに、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、同様に住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただいま上程いただきました議案第13号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。

はじめに、お手元に配布いたしました資料、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要についてをご参照願います。今回の改正は、地方税法の改正に伴うもので、改正の要点を資料の2、改正内容で（1）から（4）の4点にまとめております。

第1点目は、議案第12号の町税条例の改正でもご説明申し上げました、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子はその対象に追加されたことによる改正であります。

第2点目は、これも町税条例の改正でご説明申し上げました、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式と上場株式の2つに区分されたことによる改正でございます。

第3点目は、これも町税条例の改正でご説明申し上げました、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことによる改正でございます。

第4点目は、今回の改正によって必要なくなる規定部分の削除や条項のずれなどを修正する改正でございます。以上の4点がこの改正の内容となります。

それでは、議案及び新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、新旧対照表の方からですが、1ページの附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに係る改正を行ってございます。

1ページ下段から2ページ中段までの附則第6項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等と上場株式等の2つに区分するための改正を行っております。

2ページ中段からの附則第7項は、附則第6項で区分して新たに設けました上場株式等に係る譲渡所得等を位置づけるための改正でございます。

2ページ最下段から3ページ中段までは、現行の条例附則第8項と第9項が不要となる

ことから削除するものであります。

3 ページ中段からの改正条例附則第8項、第9項および第10項は項数の繰り上げで、3 ページ下段から4 ページ後段の改正条例附則第11項は、項番号の繰り上げと条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されることの改正を行っております。

4 ページ下段から5 ページの現行条例附則第15項は、不要となることから削除するものであります。

続きまして、議案の附則をご覧いただきたいと思っております。

附則第1条では、条例の施行日を平成29年1月1日からとしております。

附則第2条は、条例の施行日前の経過措置について規定しているものでございます。

なお、施行日が平成29年の改正について、今回上程させていただきましたが、国民健康保険税条例は、税条例同様、従前行われた改正文の参照や読み替え規定などが多く、それらを積み重ねていくものでございますので、随時改正しなければ条例の改正部分の整合性をとることが非常に煩雑になり、漏れや誤り等が発生しやすい状況となり得ることから、施行まで期間がございますが、今回、上程させていただいたものでございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます、日程第10から日程第14までの案件につきましては関連がございますので、一括上程をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算、日程第11、議案第15号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算、日程第12、議案第16号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、議案第17号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第18号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第14号ないし議案第18号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは議案第14号から議案第18号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま一括上程いただきました議案第14号の平成26年度新十津川町一般会計予算から議案第18号の新十津川町農業集落排水事業特別会計予算までの内容につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

まず最初に、議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算。

平成26年度新十津川町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億8,453万8千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。  
債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、203ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,673万6千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。  
一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

続きまして、221ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億875万7千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。  
続きまして、237ページをお開き願います。

議案第17号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

平成26年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,489万9千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

続きまして、261ページをお開き願います。

議案第18号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,084万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

なお、一般会計から農業集落排水事業特別会計予算までの内容のご説明につきましては、副町長より申し上げますので、お手元に資料を差し上げさせていただいておりますけれども、内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました、議案第14号から第18号までの平成26年度一般会計並びに各特別会計予算案の概要を申し上げます。お手元の予算案概要説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。1枚開いていただいて、1ページ。

平成26年度各会計予算案概要と総括表を載せてございます。今ほど町長から各会計の総額の説明がございました。

まず一般会計は、61億8,453万8千円ということで、昨年に比較いたしまして24.4パーセントの伸びでございます。

特別会計、国保から農業集落までの特別会計合計で7億2,123万2千円と、これも昨年比13.6パーセントの伸びでございます。一般会計、特別会計合わせますと69億577万円。前年比23.2パーセントの伸びとなっております。それでは、次のページをお開き願います。

一般会計の主な事業につきまして申し上げます。

一般会計の主な事業につきましては、第5次総合計画の6つのまちづくり目標に基づきまして区分してございます。記載の中から主なもの、特に新しい事業を中心に申し上げます。

1、みんなでつくる住みよいまち。

この中からは、環境の保全のところから、一番下の危険空き家対策事業48万8千円みたところがございます。これについては、昨年度、適正管理条例が制定されておりますけれども、この条例に基づきまして審議会経費と空き家解体助成金をみてございます。

生活基盤の充実からは、定住促進対策事業として3,960万円をみてございます。条例の説明あったとおりでございますけれども、平成26年度から3年間の時限で、本町に住むために



住宅を建てられた方、また、中古住宅を取得した方へ、最大200万円の助成をするものでございます。

交通環境の整備からは、2番目のみどり地区雪捨て場造成事業ということで723万6千円をみてございます。現在、雪捨て場は町に1か所ございますけれど、これに、みどり地区の町有地に雪捨て場を造成し、雪排雪等の作業の効率化を図るものでございます。

2番目のみんなで作る健やかなまちから申し上げます。

高齢者福祉の充実というところで、介護予防一次事業ということで263万6千円みてございます。これは、現在、元気な方への介護予防事業を行っているところでありますけれど、10月から週1回、モデル事業として徳富地区でデイサービス、サロン機能を有した通所事業を実施するものでございます。

健康づくりの推進というところでは、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業28万円をみてございます。これは、これまで2分の1の助成でありましたですけれど、26年度から、これを全額助成するものでございます。

次に、成人病健康診査事業、20歳代健診と載っております。40万5千円であります。基本健康診査の対象に20代を追加いたしまして、若い世代からの健康管理意識の向上を図るものでございます。

3番目のみんなで作る豊かなまちから申し上げます。

2番目の無人ヘリコプター免許取得費助成事業60万円であります。病虫害防除などを行う無人ヘリの免許取得費助成を行うものでありまして、町の補助率については3分の1の15万円を補助するというもので、4人分をみております。

国営樺戸地区土地改良事業地元負担繰上償還事業ということで、10億6,101万6千円をみてございます。これは、昭和62年度から行ってきておりました国営樺戸地区土地改良事業が、平成25年度で終了することから、地元負担を一括償還するものでございます。

次の次の観光の振興から申し上げます。終着駅しんとつかわ利用促進事業ということで、24万5千円みております。これは、ふるさと応援寄附金を活用いたしまして、JR新十津川駅の環境整備やPR活動を行うものでございます。

北海道日本ハムファイターズ応援大使活動負担金100万円あります。これは、1月から日本ハムの金子、今浪選手が、新十津川応援大使に就任したところでもありますけれど、日本ハムのチームや両選手を使って、本町のPRやイベント等の費用を負担するというものでございます。

4番目のみんなで作る安心なまち。

消防・救急体制の充実ということで、消防車両更新事業、第4分団ポンプ車と書いてございます。2,624万9千円あります。大和地区の消防団の消防車を26年度において更新するものでございます。

防災体制の充実からは、地域防災力強化事業378万1千円をみてございます。26年度においては、住民対象の図上訓練、それから防災士の養成費用、それから避難所、会館でありますけれど、避難所の非常用電源等の費用をみてございます。

開拓記念館耐震補強改修事業4,643万3千円あります。平成25年度において行ないました実施設計に基づき、耐震補強工事と合わせて収蔵庫の改修工事を行うものでございます。

生活安全体制の充実からは、中央地区市街街路灯更新事業5,041万5千円。これは、平成

24年度から3年事業で、国道275号沿いの街路灯をLEDに取り替えてきておりますけれど、平成26年度は、最後の年度でありますけれど、西1線から東側、それから滝新橋までの間の区間の取り替えと新設を行うものでございます。

次のページ、4ページに入ります。

5番目、みんなで作る学びのまちから申し上げます。

学校教育の充実では、学習支援サポーター事業・学力向上推進講師配置事業395万3千円を見ております。小学校、中学校に新たにサポーターを配置し、きめ細かな学習支援を行うものでございます。

次に、校舎等維持管理事業、小学校・中学校と書いてございます。3,339万5千円。これは、小学校、中学校の体育館の照明のLEDへ取り替えと、小学校の管理棟の屋上防水を行うものでございます。

次に、学校給食センター増設事業5,781万9千円。これは、平成27年度からの雨竜町の小中学生への給食提供のための施設の増築を行うものでございます。

次に、学校給食センター管理事業、蒸気ボイラー更新等でございます。5,529万2千円。増築に合わせまして、ボイラーの更新と屋上の防水工事を実施するものでございます。

社会教育の充実からは、生涯スポーツ推進事業ということで47万2千円をみております。新たに、手軽にスポーツ活動に取り組むことのできる機会を提供するものでございます。

6番のみんなでもともに歩むまち。

行政区自治会館整備事業として5,312万8千円をみております。これは、大和区会館の大規模改修と、耐震性を有していない行政区会館が7か所ありますけれど、これを今後29年度までに建て替えをすることにしておりますけれど、平成27年度建設の会館の設計を行うものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金推進事業64万4千円。これは、平成26年度よりふるさと応援寄附金、ふるさと納税でありますけれど、1万円以上の寄附者に対しまして、町の特産品を贈呈するものでございます。

以上で、歳出の主なものについて説明といたします。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

まず、町税5億3,914万8千円。伸び率は0.3パーセントであります。昨年とほぼ変わりありませんけれど、新築家屋の増による固定資産税の増と、たばこ税の減を見込んでの数字でございます。

次に、地方消費税交付金7,200万円。10.8パーセントの伸びであります。地方消費税の税率が1パーセントから1.7パーセントに変わることから増額をみているところであります。

地方交付税、これは、昨年と同額の29億3,500万円をみたところであります。

次に、分担金及び負担金9,595万6千円、207.7パーセントの大きな伸びでありますけれど、増額の主なものについては、雨竜町小中学生への給食提供のための給食センター工事の器具等の、雨竜町の負担分が主なものでございます。

国庫支出金2億7,221万4千円、伸率は減率の4.1パーセントであります。西2線道路改良が仕上げを残すだけとなったことから、社会資本整備交付金の減が主なものでございます。

道支出金3億6,023万3千円、8パーセントの伸びでございます。これについては、花

月第2地区の経営体育成基盤整備事業が終わったところでありまして、この高度経営体面的集積促進事業、ソフト事業と呼ばれるものでありますけれども、この補助金が2,600万円ということで、この増えたものが主なものでございます。

次に、繰入金7,563万円、減率の40.4パーセントであります。昨年と比べて5,100万円減っておりますけれども、財政調整基金繰入分の減額が主なものでございます。

次に5ページの上段であります。諸収入5億9,320万2千円、320.4パーセントの伸びであります。昨年に比べ4億5,000万円増えているところでありまして、これは、樺戸地区土地改良地元負担の一括償還を備考資金組合の超過納付金をもって充てるため、還付金として計上したものによるものでございます。

続きまして、町債9億7,720万円、伸率303.1パーセントであります。この起債の主なものについては、樺戸地区土地改良地元負担繰上償還事業債として5億9,500万円。それから、臨時財政対策債としまして1億7,000万円。行政区自治会館整備債として5,200万円、給食センター整備債として5,500万円。開拓記念館耐震改修債で4,500万円が主なものでございます。

次に、特別会計予算について説明をいたします。

まず、国民健康保険特別会計。予算総額3億9,673万6千円であります。主な歳入のものを申し上げますけれども、国民健康保険税が2億3,441万1千円。繰入金で1億6,206万6千円あります。歳出の方の広域連合の負担金が大幅に増えることから、国保の基金から9,800万円の繰り入れをみているところでありまして。歳出の主なものについては、国民健康保険事業広域連合負担金3億9,398万3千円。昨年と比べて大きく増えておりますけれども、これは、平成24年度の前期高齢者の実績に基づきまして、国からの交付金が平成25年度に比較して大きく下がることから、26年度においては広域連合の負担金が増えるというものであります。

後期高齢者医療特別会計。予算総額1億875万7千円。歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料7,418万1千円。これは、保険料率の改正に伴い少し伸びてございます。繰入金3,437万8千円。これは、一般会計からの保健基盤安定繰入れが主なものでございます。軽減世帯が増えていることから、昨年度に比べて増えております。主な歳出といたしまして、後期高齢者医療広域連合負担金1億748万5千円。先ほど申し上げました、保険料率の改正に伴う増でございます。

下水道事業特別会計。予算総額1億8,489万9千円。これは、昨年に比較して少なくなっておりますけれども、地方債の償還元金利息が減ったことによるものが主なものであります。歳入の主なものを申し上げます。使用料及び手数料6,100万1千円。繰入金1億1,659万5千円。主な歳出の内容については、維持管理費3,655万3千円。昨年より増えておりますけれども、これは、みどり中継ポンプ場の長寿命化計画の策定計画を見ていることによるものであります。公債費1億3,507万9千円あります。

農業集落排水事業特別会計。予算総額3,084万円。主な歳入は、使用料及び手数料800万1千円。繰入金2,283万7千円。歳出の主なものは、維持管理費1,111万7千円あります。昨年と比較いたしまして、施設の修繕料等の増加により増えているものでございます。公債費1,972万3千円あります。

以上、平成26年度の一般会計ほか4特別会計予算の概要について申し上げます。予算

編成にあたりましては、第5次総合計画に基づき、又、事務事業評価により経費の見直しを行い編成をいたしたところでございます。どうぞよろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第14号から議案第18号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 大変申し訳ないです、5ページの国民健康保険事業の広域連合の負担金7,000万円ほど増えてますけども、その理由を聞き漏らしました。もう一回、説明お願いできますでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） 質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたですけれど、広域連合の負担金は、当然、医療費ばかりでなくて、国からの交付金と言いますか、そういうものも含めて差額と言いますか、税として分賦されるわけでありまして、その中で、26年度においては、前期高齢者の国からの負担分が、これは、24年度の実績に基づいて26年度を想定をして交付されるわけでありまして、25年度の時には、非常に団塊の世代が65歳以上を超えるというようなこともあって、国の負担と言いますか、そういうような医療費も増えるから増えるだろうということで想定して、25年度には多額の交付されたわけなんですけれど、24年度の実績を見ていくと、そう団塊世代の方の国保への加入も多くない。また、医療費も多くないということから、26年の想定にあたっては、推計にあたっては、それより大幅に下がるということで、ところが医療費総額は、全体から見て、これは前期高齢者ばかりでなくて、若い方から全部入っているわけなんですけれど、医療費はそう変わらないというようなこともあって、その国から少なくなった部分がどこに関わってくるかということになると、市町村への負担ということで、今回は想定されたわけです。ただし、これはあくまでも今の現状においてのと言いますか、現時点においての想定でありますから、ご承知のとおり国保については、想定できておりますけれど、これが11月、12月ころになりますと全体が見えてきますので、その中で、また26年度において調整を図られるということになりますけれど、現在の予算を作る上においては、国の前期高齢者の負担が少なくなったということで、その差が少なくなった部分が、新十津川町への負担として乗ってきたというようなことであります。ちなみに、これについては、新十津川ばかりでなくて、他の広域連合に入っている町においても、全部ではありませんけれど、あるということで、そういう傾向になっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

議案第14号から議案第18号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長を除く全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議を進めるとの申し合わせでございます。

本件につきましては、議会運営委員会の申し合わせのとおり、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度新十津川町各会計予算の審議は、議長を除く全員による予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、2時10分まで休憩をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開き、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員は、議員控室へ移動をお願いします。

これより休憩いたします。

（午後1時57分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時10分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に、予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に平澤豊勝君、副委員長に西内陽美君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第19号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第19号、財産の無償貸付けについて。

町は、次のとおり財産を無償で貸し付ける。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めますのでございます。

なお、貸付けをする財産から、貸付けの期間等を含めまして、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました議案第19号、財産の無償貸付けについて、内容のご説明を申し上げます。

定住促進対策につきましては、共同賃貸住宅建設の奨励や先ほど上程いただきました、定住促進条例により、充実を期していくことといたしておりますが、一方で、既存の町有財産を活用して、町内の住宅環境を向上させることもその効果が高いものとなります。

本件は、町が所有管理している住宅のうち、当面、利用に供する予定がない物件を、ピンネ農業協同組合の職員住宅として活用いただくことで、地域の活性化に寄与できることから、10年間、無償貸付けをしたいとするものでございます。

内容を申し上げます。1、貸付けをする財産ですが、土地、新十津川町字中央86番地51の内、600平方メートル。建物、コンクリートブロック造2階建、1棟、239.68平方メートル。これは、みどり区にあります町有住宅2棟のうち、北側の1棟でございます。

2、貸付けの目的は、財産の有効活用を図るためで、現在、利用の予定がない建物を、職員住宅として活用いただくものであります。

3、貸付けの相手方は、ピンネ農業協同組合です。

4、貸付けの期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間としておりますが、この期間は、町財務規則の規定による最長のものでございます。

なお、契約の際の貸付条件として、ピンネ農協が良好な管理をした上で、職員住宅以外の利用には使用しないこと、維持修繕等も含め管理に要する一切の費用を負担すること、などを定めております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第19号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第20号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、指定管理をする公の施設につきましては、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、樺戸郡新十津川町字大和208番地8ほか。新十津川町新規就農者技

術修得センターでございます。2といたしまして、指定管理者となる団体の住所及び名称、新十津川町字中央6番地29、ピンネ農業協同組合、代表理事組合長、宮本英靖。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成28年3月31日までということでございまして、内容の説明を申し上げます。

指定の期間につきましては、今月の3月31日まででございますけれども、これまで指定期間が満了することから、管理者の公募を行ってきたところ、ピンネ農業協同組合のみということでございましたので、これまでにそって指定管理をお願いをすることということでございます。これまで指定管理に当たりましては、適正に管理をしていただいたという経緯もございまして、委員会において、指定管理者として妥当であるということから、今回、引き続き、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで、指定管理をするということになった次第でございます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第20号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第21号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第21号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。提案理由と内容のご説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。本件につきましては、昨日の一部事務組合の議会においての報告もあつたとおりでございますので、また、提案理由でも、これから申し上げますけれども、提案理由の内容でございますので、あえてくどくどと説明することは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、そこで、提案理由を申し上げます。

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。

なお、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するということになってございますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第21号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第22号、中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第22号、中空知広域市町村圏組合規約の変更について。

中空知広域市町村圏組合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。広域生活総合センターの廃止に伴い、事務所を移転する必要があるため、中空知広域市町村圏組合規約を変更することについて関係市町と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、そこに記載してございますように、第4条中滝川市明神町1丁目5番地29、広域生活総合センターを、滝川市大町1丁目2番15号、滝川市役所内に改めるということございまして、今ほど申し上げましたように、広域総合生活センターが廃止をされるということから、事務所を滝川市役所内に置くということによるものでございます。

なお、広域市町村圏組合の議会につきましては、滝川市役所の議場をお借りをして、組合議会を開催をするということに、先般の組合長からのお話があったので、このことも合わせて付け加えさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきますけれども、なお、この規約は、平成26年4月1日から施行するということになってございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第22号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、12日から13日までの2日間、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、12日から13日まで本会議を休会とすることに決定をいたしました。

14日は、午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしくお祈りいたします。

---

○議長（長谷川秀樹君） 皆さんにちょっとお諮りしますが、本日、ご案内のように、2011年の3月11日、東日本を襲った地震災害によりまして、大きな被害をこうむったわけでありまして、それから3年ということで、今日、皆さんと共に数多くの犠牲になられて、お亡くなりになられた方に対しまして、ご冥福をお祈りするという思いから、黙とうを奉げたいというふうなふうに考えておりました。



発生時間が午後2時の46分ということで、その時刻に合わせて、皆さんで黙とうをというふうに考えておりましたけれども、本日の議事があまりにもスムーズにいきまして、議事日程が終了したということでございます。ですけれども、せっかくでありますので、その発生時刻の2時46分に、それに合わせてここで黙とうを奉げたいというふうに考えておりますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） こちらとしては、できましたら発生時刻に合わせてと思っておりますけれども、いかがですか。

15分余り休んでいただいて、こちらへまた集合していただいて、黙とうを奉げるということで、そんなふうにしてやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではその間、散会していただいて、再度、集合願います。

---

○議長（長谷川秀樹君） 議会をこれで閉めます。

それでは、本日の日程は、これで終了いたしましたので、散会といたします。

それでは、ご理解願います。

（午後2時23分）

---

#### ◎黙とう

○議長（長谷川秀樹君） 改めてのご参集、誠にありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、平成23年3月11日に発生し、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から、本日で3年を迎えます。

この未曾有の大災害により犠牲になられました多くの方々に、改めて哀悼の意を表し、黙とうを奉げたいと存じます。

皆様、恐れ入りますが、ご起立願います。

黙とう。

〈黙とう〉

○議長（長谷川秀樹君） 黙とう終わります。

ありがとうございました。申し訳ございません。

それでは、本日は、これにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした

（午後2時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第1回新十津川町議会定例会

平成26年3月14日（金曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第1号 新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について  
（質疑、討論、採決）
- 第4 議案第2号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について  
（質疑、討論、採決）
- 第5 議案第3号 新十津川町道路線の廃止及び変更について（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第4号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）  
（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第5号 平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論、採決）
- 第8 議案第6号 平成25年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論、採決）
- 第9 議案第7号 平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論、採決）

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平澤	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君

総務課長	藤澤敦司君
住民課長	小林透君
会計課長	遠藤久美子君
保健福祉課長	長谷川雄士君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	高松浩君
建設課長	三谷和弘君
教育委員会次長	加藤健次君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局長	高宮正人君
------	-------

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名いたします。

9番、樋坂里子君。10番、西永勝治君。両君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

2番、西内陽美君。登壇の上、発言願ひます。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町長に対し、通告をしております3点の質問をいたします。

初めに、定住促進事業を効果的に進める方策についてです。

今定例会での制定を目指す定住促進条例に関して、定住促進事業へは、人口減少対策や地域経済の活性化など期待するものが大きいのですが、3年を期限としております。事業による効果を早期に発現させるには、当然、奨励金等の交付事業が十分に活用されるための方策も、本事業の計画策定の段階には織り込まれていると推察いたします。具体的にどのような取組みをもって、推し進めていくのかを伺います。

まず、空き地、売り地、中古住宅の流通を促す取組みについてですが、本事業が施行された場合、奨励金や商品券の交付や交付要件等、事業内容そのものは町内外の皆様に広く周知する方法として、町のホームページを活用されることとは考えますが、町内での住宅建築が可能な空き地や売地、及び中古住宅の流通を促す具体的な方策として、これらの所在地や面積、現況などの情報を一括して、町のホームページ上で公開するという点について、町長はどのように考えられますか。

また、定住促進条例適用以外の賃貸住宅への転入も、いずれは定住につながる可能性を大きく期待できます。そこで、売地や中古住宅情報の一括提供に賃貸住宅情報も含めて、新たに新十津川町定住情報として、広く公開する考えはありませんか。

さらに、定住相談窓口の設置について、町内の皆様や転入を考える方々に分かりやすい形でお知らせできるように工夫されてはいかがでしょうかと考えます。この点、お伺ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。  
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。今ほど、2番の西内議員からの定住促進事業を効果的に進める方策についてのご質問がございました。この大項目の中で、さらに3つ、3項目にわたってということでございますので、ご質問に対してお答えをさせていただきますと存じます。

まず、お断りしておきますけれども、空き地、売り地、中古住宅の流通を促す取組み及び定住促進条例適用以外の賃貸住宅に関する情報の取扱いにつきましては、関連がございますので、併せて、お答えをさせていただきますというふうに考えております。

まず、町政執行方針で述べさせていただきましたとおり、去年の9月に本町の人口が7,000人を割りました。町では人口減少の抑制と地域経済の活性化を図るため、共同賃貸住宅の面積要件を緩和、または町内で住宅を取得する方へ奨励金を交付する、定住促進の施策に取り組むことといたしました。

今回の定住促進の取組みにつきましては、平成26年度の予算概要が新聞報道された時点から、既に建築業者等からの問い合わせがあり、この施策に対する関心の高さが伺えるところでございます。こうしたことから、広報誌、新聞等の広告媒体を通じ、まずは定住促進条例等の制度そのものを広く周知したいというふうに考えてございます。

去年の第3回定例会におきまして、西内議員から同様な空き家バンクの制度についてのご質問がございました。その中で、情報提供の必要性についての提言もいただいたところでもございます。

今回、定住促進施策を進めるに当たりましては、土地、建物の物件情報を周知する取組みも重要であるというふうに考えてございまして、情報提供の方法といたしましては、本町のホームページに定住促進サイトを設けまして、土地、中古住宅、又は賃貸住宅の情報について所有者から掲載希望を募り、物件情報や連絡先などを掲載したいというふうに考えてございます。基本的には、個人情報の関係がございまして、町が独自に調査をして、ホームページに掲載するという点についてはなりませんので、そのことは一つご理解を願いたいというふうに思っております。

また町は、今ほど申し上げましたように、宅地建物取引業の免許も有してございませんので、物件の仲介行為を行うことはできませんので、物件に対する問い合わせにつきましては、所有者に直接連絡をしていただくなどの仕組みにする考え方でございます。

また、本町で取り組んでいる中学校までの子供の医療費無料化、健康づくりや検診事業の助成、子ども子育て支援、企業振興促進条例など、まちづくりの重点施策につきましても、定住促進条例や物件情報と併せましてお知らせをできるように工夫をし、さらに定住促進事業の効果を高めていきたいというふうに考えております。

3つ目の質問でございますけれども、定住相談の窓口につきましては、現行の組織の中で対応することといたしてございます。総務課の企画調整グループを総合窓口とする予定をいたしてございまして、また、窓口のカウンターには、住民の皆さん方が分かり易いような方法を、表示をするなりしまして、その対策を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上申し上げまして、まず、1つ目の定住促進事業を効果的に進める方策についてのお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員、よろしいでしょうか。再質問ありますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 今、中古住宅の個人情報の云々ということがありました。それを、中古住宅、空き家になる前に住宅の流通を流す方策として、一つに固定資産税の納税通知書がございますが、それに例えば、転居する予定のある方、住宅を離すようなことがありましたら、町の方にご一報下さいというような連絡文を一部載せるだけでも、かなり効果があると思いますので、そういった空き家になる前の対策も常に考えて、一緒に進めていただきたいと思います。

それから、相談窓口の設置なんですけど、事務カウンターですね。役場の事務の窓口にと言いますが、実際には、仕事をもって子育て中で家を購入しようかと考えていらっしゃる方が、実際に新十津川町に足を運ばれて、住宅の情報提供をお願いするという事は、なかなかちょっと難しいんじゃないかと思うんですね。

まず、ホームページから入ってくると思うんです。ですから、やはりホームページでも、今見ましても、ホームページの引越、住まいという欄を見ましても、なかなか定住に関する情報が出てこないような形なんです。是非、それ分かり易いように、実際に本町に足を運んで来なくても、まずは自分で、今の住んでいる場所で、まず新十津川町へということに入りやすいようなホームページの作り方も、是非、工夫していただきたいと思います。

いずれ中古住宅に入られる方、賃貸住宅に入られる方も、いずれは町民になるであろうということをお考えすると、そういう方たちへの情報提供が親切にされるということは、大変、これから大事なことだと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 2つご質問がございまして、まず、広く周知させるための方策としてということが一つと、窓口で足を運ばない方についてのホームページの工夫ということでございます。

1つ目の納税通知書のチラシを同封する等々につきましては、これは、内部でよくその辺を検討を重ねながら、これから進めてまいりたいというふうに考えております。

それともう一つは、ホームページ。これらについては、分かり易くなるような工夫を凝らしながら進めてまいりたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、情報を掲載するというふうに考えてございますから、それは、より有効的に機能するような方策として工夫をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員よろしいですか。

それでは2番目の質問に入ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 2点目は、高齢者等地域生活支援事業の進捗状況と今後の計画についてです。

高齢者等地域生活支援事業に関しましては、今年度、モデル地区で事業を進めておりますが、その中で新たに見えてきた課題と、今後の事業計画について伺いたしたいと思います。

まず、要援護者支援システムによる台帳整備の進捗状況と、要援護者を支援する側の推進員の配置状況について伺います。

また、町と行政区がそれぞれに収集した個人情報の共有に関して、砂川市のように情報の扱いを緩やかにして、要援護者台帳での情報に基づいて、地域全体で見守り、支え合えるような仕組みを作っていく方が良いのではないかという点を、来年度以降の事業と併せましてお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、2番目のご質問にお答えを申し上げたいと思いますけれども、お答えする前にご了解いただきたいとがありまして、次の通告にされております3番目のご質問と関連がございますので、これを2番目の質問と3番目の質問に区分けするというのはなかなかちょっと重複する部分がございますから、そのことをまずもってご理解を願えればなというふうに思っております。

要援護者支援システムによる台帳の整備の進捗状況と個人情報の取扱いにつきましては、今ほど申し上げたとおりでございます。地域防災力を高める方策の災害時避難行動要支援者登録制度と内容が重複してございます。そのようなことから、一括して、前倒しをして答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

高齢化が進む中、高齢者等が安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、地域力を活用した高齢者等の見守り体制を構築するため、平成25年度に二つのモデル地区を指定しまして、地元行政区のご理解とご協力のもと、見守りが必要な高齢者世帯等に訪問活動を行い、様々な状況等に存在する課題、問題等を抽出するとともに、今後の取り組みのあり方について検証を行っているところでございます。

モデル地区につきましては、みどり区と花月区を指定させていただきまして、区内全戸への事業チラシの配布、地区説明会の開催等を行い当該区民に対する周知に努めるとともに、地元の民生委員さん、そして介護事業所のご協力を得て、必要と思われる75歳以上の世帯等を対象にいたしまして戸別訪問し、生活状況等、事業希望等を調査したところでございます。

この調査の結果につきましては、みどり区にあつては、対象世帯115世帯、訪問調査61世帯、見守り推進員設置2世帯であり、花月区においては、対象世帯は90世帯、訪問調査37世帯、見守り推進員設置5世帯でございました。見守り推進員には、対象者世帯の近隣居住者に依頼し、ボランティア活動として、主に週に1回の訪問を行っていただき、安否確認等を実施していただいております。

モデル事業を進める中での問題点がございまして、三つほどあるわけでございます。

まず一つ目は、見守りを必要とする世帯の周辺に同様な高齢者世帯が複数存在するため、見守り推進員となる者が近隣にほとんど居ないということ。

二つ目は、見守りが必要と思われる世帯であっても他人とは関わりたくない、周囲に迷惑をかけたくないと言って辞退をする方がおられるということでございます。

三つ目は、見守りを必要とすることを認めようとしないう方が多く存在することなどが挙げられると。



こういったような三つの課題が発見というか、出てきたということでございます。

こうした問題点を踏まえ今後の課題といたしましては、見守りを必要とする世帯と見守り推進委員との需給のバランスを保つため、組織的な活動体制の整備、第三者の見守りを望まない世帯に対する見守り制度のあり方、見守り制度の趣旨、内容、必要性等の周知方法が、今後、挙げられるというふうに思っております。

平成26年度においては、より良い見守り制度を構築しまして、平成27年度からの全町展開に向けまして、モデル地区での事業を継続しながら、評価、検証いたし、そして警察、消防、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関、さらには、老人クラブ連合会、身障福祉協会、行政区長会などの関係団体と検討協議を重ね、住民の皆様にも認められるような見守り制度を構築したいというふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げましたように、三つのこういったような課題もあるということも認識しながら、今後、今ほど申し上げましたように、27年度から全町展開に向けられるように努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員さん、よろしいでしょうか。

はい、再質問を許します。2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただ今の町長のご答弁の中で、更にお伺いしたい点が2点ございます。

見守り推進員の配置ですが、近隣住民に依頼をしているということなのですが、これは行政側からされているのかという点が1点です。

それと、見守りを本当は必要ではないかという考え方の方にも、見守りを勧めているというような、ちょっとそういったふうに受け取ったのですが、その点ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

よろしいですか。

どのような方が見守りをするのかということを見て回って、本当は見守りを必要とされるような状況であっても、見守りを必要としないというふうに判断されている方が多いのではないかと。それで、登録が少ないのではないかとというようなふうに受け取ったんですが、違いますか。

○議長（長谷川秀樹君） ちょっと質問を整理をしますけど、本来であれば見守りが必要なんだけれども、それが、本人の意思で、そちらの方に登録してこないという人たちに対して、今後どうするかということですか。

○2番（西内陽美君） 登録が少ないという点に対してなのですが、他人とはちょっと関わりたくないという方がいらっしゃる。その他に、見守りを必要としないという方がいらっしゃるというふうに聞いたものですから、その3点目ですね、必要としないという方は、実際は見守りを必要であるような状況にあるにもかかわらず、本人がいませんよというふうに判断をしているのかということですね。そういったところに、登録見守り制度の加入を勧めているのかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） ちょっとお答えになるかどうか。先ほども、課題として申し上げましたように、三つの大きな課題があるということを申し上げました。そういった中で、なかなか理解がされないということが、こういったことにもつながっていくのかなど。それらにつきましては、先ほども申し上げましたように、やはり、更に理解度を深めていただけるような、そういったようなことをしっかりと今後お伝えをしていければというふうに、そういったことになれば、さらに、また、この範囲が拡大をしていくということになるかというふうに思っております。で、よろしゅうございましょうか。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、再質問を認めます。

西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 今年度はモデル事業を2か所で進められている事業ですから、実際に行政区の方からもいろいろな、この事業に対する不満ですとか、こういった所がおかしいのではないかとといった意見などもたくさん出てくると思うんです。出てきてもらわないと、また困るんですね。実際にこの事業で、2行政区で出てくるいろんな課題を、行政区長さんですとか、民生委員さんですとか、十分検討されて、来年度以降、全ての行政区で使いやすいような状態に変えていっていただきたい、検討続けていっていただきたいと思えます。

結果、やはり行政が云々というよりは、地域、細かいコミュニティで見守っていくシステムを作ってあげるといのが、ここの事業の狙いだと思えますので、どうぞ地域のつながりを十分に生かせるような仕組みを作っていっていただきたいというふうにお願いをして終わります。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、再々質問に対しての答弁を求めます。

答弁というか、これからの姿勢ていうのか。

町長。

○町長（植田 満君） 特に、高齢者の見守りということと、災害要支援の関係もございませぬけれども、特に災害要支援につきましては、やはりあくまでも台帳提出していただく段階においては、あくまでも本人の同意が必要だということになっております。これは、災害基本法でも、そういったようなことではっきり謳われておりますので、そのようなことになろうかと思えます。

ただ、高齢者の見守りについては、法的なあれもございませぬですけども、ただ、先ほど申し上げましたように、この事業の趣旨を十分理解をしていただくことが、まず、前提になろうかというふうに思っておりますから、そのことをしっかりとお伝えをさせていただきながら、そういった対象者の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは3番目の質問に入っていただきますけれども、一応、個人情報との関係とか、そういった部分に関しては、前倒しということで、今、答弁されましたので、重複しない中での三つ目の質問お願いいたします。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 最後の質問は、安全・安心なまちづくりの実現に向けと、地域の防災力を高める方策についてでございます。

通告しておりましたのは、やはりこの個人情報の取扱いですので、重複してしまうかもしれませんが、再質問がもし許されるのであれば、その場でまた条例に関して少し質問し

たいと思います。

②番ですね、資機材の分散化についての方、まず、お話をさせていただきます。

本町の災害履歴ですとか地理状況を考えますと、防災や復旧に対する資機材の備蓄箇所を分散化させるという必要があると考えます。資機材の損壊などのリスクを軽減するだけではなくて、資機材を備えた箇所を拠点にして、行政区や町内会とか小さなコミュニティでもって、その地域、地域の実情にあった防災活動や訓練等をすることも可能になると考えますが、この点をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 先ほど前倒しというふうに、後ほど説明するというところでございますので、大変申し訳ございませんでした。それで3番目の質問の中でお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、通告された内容に添って、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

要援護者支援システムによる台帳の整備につきましては、支援に係る登録情報が福祉に関するものでございますので、要援護者支援システムそのものは保健福祉課でもって、今、導入し管理をいたしてございます。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、昨年の6月ですね、災害基本法の話をちょっとさせていただきましたけれども、災害基本法の改正により、これまでの災害時における要援護者台帳は、災害時避難行動要支援者名簿に名称が変更されまして、市町村において作成することが義務付けられております。これは先ほど申し上げましたように、本人の同意が必要だということでございます。

町では、地域の防災力向上のため、災害時の情報提供や避難が迅速にできるよう、民生委員児童委員、介護支援専門員、行政区及び町内会役員の皆様にご協力をいただいて、災害時に支援を必要とする方と支援をする方の組合せを登録しまして、災害時避難行動要支援者名簿を作成いたしてございます。

名簿の作成の進捗状況でございますけれども、要援護者支援システムから高齢者、介護認定者、障がい者など、一定の基準の支援対象者を抽出し、平成26年2月末現在、ほぼ全町の対象世帯調査を終了してございます。支援対象者は685人のうち登録申請者は335人と、申請者に対する支援者の配置状況は、218人というふうになってございます。

個人情報の取扱いにつきましては、災害基本法の改正によりまして、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。また、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることとされてございます。

このことから、避難行動要支援者の情報は、本人からの同意を得た範囲の中で情報を提供し、その同意範囲は、町の関係部署、社会福祉協議会、民生委員、行政区、自主防災組織、避難支援者、消防署及び警察署といたしてございます。

また、避難の支援をしていただく方には、個人情報をご適正に取り扱っていただくよう、誓約書を提出していただくことといたしてございます。

なお、現に不測の事態が発生というか、災害が発生した場合には、又は発生のが生

じた場合においては、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者、その他の者に提供できることとなってございます。

情報提供先の拡大につきましては、町が主導し進めることより、地域において避難行動要支援者を含めた情報伝達訓練、避難訓練、防災訓練等を実施していただくことにより、防災意識の高まりとともに、情報の共有の必要性について理解が深まっていく中で進めることが望ましいのではないかというふうに思っております。隣近所で、やはり共助していく、こういった体制がまずは一番大事なことだなというふうに実は考えておりますので、そういった中で、それが叶わないということであれば、今ほど申し上げたようなことにもつながっていくのかなというふうに思っております。

続きまして、防災や復旧に対する資機材の備蓄箇所を分散化させる必要性についてのご質問でございますけれども、現在、町が備蓄している防災資機材は、機材につきましては防災センター、食料品や毛布などの備蓄物資につきましては、ゆめりあで保管をしております。

本町において予測される大きな災害は、地震と水害が想定されますが、防災センター及びゆめりあの両施設とも耐震性を有する建物でございますし、地震の際にも倒壊の危険性が少ないものというふうに考えてございます。

また、水害に関しましても、過去の浸水発生状況を見ますと、浸水までには、河川の水位の上昇を確認する時間はございますので、防災資機材を運搬する時間はあると考えてございまして、このことから、現在、町が備蓄している防災資機材につきましては、分散をせず、1か所に保管することにおいて、管理上、最も望ましい方策だというふうに考えてございますので、そのようなことで今後とも、対処していきたいというふうに考えてございます。

以上で、冒頭申し上げましたように、前の質問とちょっと前倒しということでしたけれども、後ろの方で、今、答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員よろしいですか。

はい、それでは再質問を許します。

○2番（西内陽美君） 個人情報に関連に関してですが、この災害時避難行動要支援者登録制度では、現状が、その支援を受けたい人が多い割には、する人の方が不足をしているということです。地域で聞かしても、若い方はやはり勤めに出ているので支援しますとは手を上げにくいと。家にいらっしゃるご高齢の方は、ご自身の健康状態を考えると、また、それも支援ができるか不安であるから手を上げられないというふうに聞きます。

この情報は、個人情報を守りますと言った、署名捺印までしなければならぬものから、それが結構足かせになっていて、なかなか手を上げられないという状態があるようなんです。

避難訓練ですとか、地域での防災訓練の時には、そういった要援護者の情報が共有されないと、なかなか一斉には動かせないのではないかなと思うんですね。健康な方ばかりが参加するような防災訓練では困りますから、実際に、地域でもって、どこにどのような方がいらっしゃるかという情報を、きちんと把握しなければならないと思うんですが、その時点で個人情報というのは、町内会の班くらいには公開されても構わないのではないかなというふうにいいます。

保健福祉課ですとか、総務課で個人情報それぞれとってありますが、それを一つにしてですね、それを使用する時に、例えば、平常時は見守りですとか、声掛け、安否確認、またそれから、その方の普段の状態から何か変わった状態がないかといった、変化の早く発見する時に使うような公開。で、災害時には、実際の避難支援や安否確認。また、災害のあと復旧にかかわっては、どこにどなたがいらっしゃるって、どこに連絡をすればというふうに、場面によって公開できるように、もっと緩やかに使えるように同意を求めていくということが必要なのではないかと思います。

かえって、守秘義務にとらわれて責任が重たいとか、ちょっと負担感が大きいと言って、なかなか支援しますというふうに手を上げられない方、実際に多くいらっしゃいますので、その辺の配慮もさせていただきたいなというふうに思います。

それから、資機材の分散化なのですが、橋本区、みどり区というのは、やはり水害への心配があります。で、吉野方面は、雪害により孤立ということが考えられますので、例えば、具体的に、橋本、みどりは旧宮前区あたりに1か所。で、吉野方面は、旧吉野小学校、吉野活性化センター辺りに1か所というふうに分けた方が良いのではないかなと思います。

地震は突発的に起こりますが、水害は予想できるので、資機材を運ぶというふうにおっしゃいましたが、防災に備えた資機材、いろんなものを待っているというのは、実際、ちょっと現実的ではないと思いますし、例えば、水害に関しては、橋本、みどり区のどこに運搬していただけるのかということなんですね。みどり区の会館ですとか、もうちょっと水害ハザードマップを見ましても、浸水地区に入ってますので、その辺りもきちんとまだ説明ができないのではないかなと思うんですね。そこでやはり、少しでも高台をとというふうに考えます。宮前区あたり。橋本区、みどり区からは近いですし、高台でありますので、もし水害が予想された場合にも、そこですと資機材がダメになったりとかいうことが無いのではないかなということを考えますが、いかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど申し上げましたように、要援護者支援システムそのものについては保健福祉課で導入して、管理をするということにしてございますので、その管理については、しっかりと管理をしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、そういった中で、いろいろと誓約書なりをつけることによって、逆にそういった方々が手を上げられないんでないのかなというふうなご指摘でございますけれども、2番目のご質問でもお答えしましたように、見守りが必要と思われる方でも、他人の方にご迷惑を掛けたくないだとかという方もおられるわけですし、それをあえて強制することもなかなか難しいのかなというふうに思っております。

ですから、あくまでもこの事業の制度の趣旨を理解してもらうことが最も大事なことでないのかなというふうに思っておりますので、そういった面では、より今後においても、理解度を深めていただけるような方策というか、そういったところに努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、二つ目の災害の資機材の保管の分散化ということでございますけれども、分散をするということについては、例えば、各行政区の会館あたりが主に主力になってくると思うんですね。そうすることによって、なかなか、いざといった時に、物がどこに保管をし

であるだとかということが、なかなか確認することについても時間を費やしたりなんなりということにもなりかねませんので、しっかりと、先ほど申し上げましたように、機材については防災センター。そして、食糧あるいは毛布等については、ゆめりあで保管してございますから、その辺については、しっかりと迅速に対応できるようなことで、これからはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、あくまでも、保管については1か所で適正に管理をし、そして、有事の際には、しっかりと迅速にそういった物資、あるいは機材が提供できるような方策を考えてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問ですか。

再々質問を認めます。

○2番（西内陽美君） これからですね、地域の人口構成や形態、人の暮らし方も様々変わってきますので、防災への取り組みがこれで良しということは絶対ないと思っておりますので、今後も、町の実情に合った防災の取り組みもしていただきたいと思っておりますが、その有事の際にはとおっしゃいましたけれども、地域担当の職員の方が、何かあった時、担当職員というのは決められていないと思うんですね、まだそういうことは。行政区の方とかには、住民の方には知らせてませんが、もし、何か恐れがあった場合に、いち早く町の職員が、庁舎に集まるのではなくて、誰か1人か2人は担当行政区を決めていただいて、まずそこに駆けつけて、その地域の実情をまず掴むといった取り組みも、是非、されていってはいかがと思います。それで最後の質問にさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 人口構成ですね。ご承知のとおり、行政報告で申し上げましたように、高齢化比率がだんだんと高まってきているのも事実でございますから、そういった中で、しっかりとその辺は、要援護者というか、そういった方々についての把握には、今後しっかりと努めていかなければならないというふうに思っておりますし、各行政区に職員の配置ということでございますから、今、サポーター制度を導入してございますから、そういったサポーターの方が、やはり中心になっていくんでなかろうかというふうに思います。

ですから、それは単なるサポーター制度は、今まで導入したわけでないので、こういった災害時においても当然、そういったことにも結び付いてくることになりますから、あえて各行政区に災害用のための職員の配置ということは考えてございません。

ですから、サポーターの職員が配置されてございますので、その中で対応していくということになろうかと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

(午前10時40分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を行います。

3番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは、町長並びに教育長に一般質問をさせていただきたいと思います。今日は、町民の方々も傍聴しておられますので、なるべく、なんて言いますか、簡潔に質問をさせていただきたいというふうに思います。お答えの方も、あまり行政用語を使わないで、分かり易くお答えいただきながら、議会と町政側のやり取りをご覧になっていただきたいと、そんなふうに考えるところでございます。

まず最初に、町長に対して質問をさせていただきます。

内容は、役場庁舎の耐震化への取り組みについて、どのようなスケジュール感を持っているのかということについてのお尋ねでございます。

建築基準法というものが改正されまして、地震国である日本は、これまでの建物は、一定規模以上の地震が来ると危ないというふうなことが打ち出されまして、日本全国どこでもそういったものに対する、改築なり補修なりということを取り組んでいかなければならなくなってきました。

本町も、この法律の改正によりまして、耐震基準に課題のある施設が出てきました。そこで、町長は、そういったものを受けまして、計画的に耐震診断を行って、それを安全な施設に替えていこうということを進めてまいりました。

なかでも、小中学校、これについてはスピード感を持って耐震化を実施されました。私は大いに評価したいと思います。町民にも、そういったことをきちっと機会があれば伝えていきたいなと思います。

なぜかと言うと、実は、日本全国を見ますと、学校なんかには問題のある施設は、数多あるんですけども、地方自治体の財政力の絡みの中で、遅々として進まないというような現状がまだ続いているんですね。そういった中で、本町は、未来を担っていこうである子供たちのために、いち早くそういったものに取り組んで、一定規模以上の地震に耐えられるというふうなことを実施いたしました。

そういったことで、その耐震と言いますか、地震に対して、今後、危ない施設として、予算にも計上されておりますけども、公共施設としては開拓記念館だとか、行政区自治会館だとか、役場、こういったものが既に耐震の診断をされまして、このままではダメだという結論が出ておられます。

そこで行政というのは、計画的に物事を進めていくというのは極めて大事であろうと、私は思います。その中で、計画的の中には、それぞれの町の財政事情等も十分加味された中での計画性ということであろうかなというふうに思います。

今般、私が質問したかったのは、今回の行政執行方針を読ませていただいて、すでに耐震の用意が必要だという施設、今、挙げたようなものの中で、役場庁舎だけが欠けていたのですよね。これは一体どういうことなのかということ、この場でお聞きしたいと思うのですけれども。

私、個人的に思いますのは、役場庁舎と自治会館。どっち先にしますかというふうに関われば、今、西内さんの方とのやり取りがありましたけども、役場庁舎というのは、住民のそういった有事の際の、中心となる、核となる施設なんですね。そこにいる職員の方々が、ある程度そういう事態になった時に、率先して住民をフォローしていくと言

いますか、そういったことに努めていかなければならないということだと思っただけですね。そこが、一定の基準を満たしていないというのであれば、私は、優先順位の決め方の中で、やっぱり最優先すべきではないかなというふうに考えるんです。

そういったことを今般、町長にお聞きして、自治会館は自治会館なりの目的があって、その重要性は否定はしませんけども、選択をしていく段階で、そちらが先なのかという部分については、ちょっと納得できないという部分を感じられます。

そこで、ごめんなさいちょっと風邪ひいて、のどが渇いて声がよく出なくなりましたけども、住民の方々にお願いをして、条例を作ってくださいましたですね。まちづくり基本条例というのね。この中に、町長が自治の実現を図るためにという、町長の責務があるんですけども、町政の執行方針及び執行状況について、町民に対して説明責任を果たすということなのですね。危ない施設をどうやって直していくかということは、大事な説明責任だと思っただけですけども、片一方の部分については、行政区会館の方はやるというのは結構ですけども、庁舎の方は、どういうふうな形の中で進めていこうかという部分については、執行方針の中にも見られないというのは、ここの自治基本条例が示そうとしている辺りが、ちょっと欠けているんでないかという気がしてならないんですね。ここで長くなって恐縮ですけども、要するに、聞きたいことはそういうことでございます。

何故、役場庁舎が危ない状況と申しますか、危ないというところとちょっと危機感をあおるような形になりますけれども、一定以上の地震が来た時に危険があるんだというふうに判断されているのに、今回の執行方針の中に示されていなかったことについて、先々どのようなスケジュール感を持って、これに取り組まれようとしているのか、お伺いいたします。  
○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、3番の青田議員さんからの役場庁舎の耐震化への取組みについてのご質問でございました。

簡潔にご質問ということでございましたが、ちょっとお答えは長くなりますので、ご理解願いたいと思いますし、お答えについては、比較的役所用語ではなくて、平易な言葉でこれまでも努めてきた、お答えをしてきたつもりでございますので、そのこともご理解を願えればなというふうに思っております。

町内の公共施設は、耐震改修促進計画に基づいて耐震診断を実施しておりまして、その結果によりまして補強工事や建替え等の対応を進めてまいりました。今ほどございましたように、小中学校については、耐震化の工事もすでに終了させていただいております。

平成26年度は開拓記念館の耐震補強工事を予定してございまして、未改修の施設につきましては、今ほどご指摘のありましたように、7か所の行政区自治会館と役場庁舎と、この施設のみということになる訳でございます。

役場庁舎につきましては、耐震2次診断結果を受けて、今年度の初めから職員によりますプロジェクトチームを組織し、補強案の選択、あるいは耐震補強や大規模改修工事の問題点、工事計画や仮庁舎への対応策、概算事業費の積算、概略のスケジュールなどを検討したところでございます。

この結果につきましては、第3回の定例会前の総務民生常任委員会で報告をさせていた



だいております。問題が山積しております、一朝一夕には解決できないことは、議員の皆さま方にもご理解をいただいているものというふうに考えてございます。

報告時には、改修補強に限らず、建替えも視野に入れて検討すべきではとの意見も多く寄せられましたので、現在は、耐震改修工事と比較検討するための課題の整理や、先進事例の取り組みなどを調査している段階でございます。

役場は、ご承知のとおり、日常から住民の皆さまの生命、財産に深く関係する業務を取り扱ってございます。数多くのデータや資料が保管されておりますので、天変地異により、これらが消失してしまうような事態があってはなりません。また、災害時には対策本部が設置され、住民の安全確保の司令塔となるべき施設でもございます。地方自治体においては重要性が最も高い施設であるというふうには考えております。

それ故に、比較的小規模な公共施設とは異なり、規模や位置の決定、移転時の対応、事業費と財源対策など、多くの課題を一つ一つ解決していかなければなりません。そのためには、議会や住民の皆さま方と十分な協議が必要であるというふうに考えております。

一方で、行政区自治会館は、3番議員さんにもご理解いただいているところでございまして、地域コミュニティ活動の拠点となるところでもございます。それぞれの地域で自治活動の場としてだけではなくて、災害時の避難場所として指定されていることから、住民の皆さまにとって身近な、大切な施設でもあります。また、行政区再編前の旧自治会館の解体時期との関連もあることから、2次診断の結果を受けて、速やかな建替えを計画したところでございます。

したがいまして、役場庁舎よりも行政区自治会館を優先させたということではなく、施設規模の違いにより、方向性の整理に時間がかかっていることをご理解を願いたいというふうに考えております。以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、よろしいですか。再質問はありますか。

はい、再質問を許します。

○3番（青田良一君） 行政区会館と役場庁舎の耐震化が残っているということのお話でございすけども、いろいろ総合的に判断して自治会館の方を先にするんだというお話でございましたけども、私は、自治会館に手を付けると、7か所建替え、若しくは大規模な改修ということで進んでいくんだらうと思っておりますけども、1棟あたりどのくらいかかりますかね。3千万ないし4千万の金額がかかるのではないかなと思うんですけども。

それを終わった後に、今度、役場をやっていくというスケジュール感をお持ちなのか、その自治会館もやりながら、今、町長がおっしゃったようなことが整理された時点で、役場庁舎の改築というものを打ち出していこうとしているのか、その辺のスケジュール感を、私は、実は聞きたかったんです。

だから、簡単に言いますと、自治会館7棟を何年かけてやりますと。で、その後に、役場をやるのか。繰り返しますけど、その間の中に、役場も危ないんだという施設の認識を持ちつつ加えていくのか。そういったものについて、ちょっとお聞きしたいなと思って質問したんです。もう一度、その辺のスケジュール感といいますかね、それをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど申し上げましたように、第3回定例会の前の所管の委員会において、その辺の状況を説明させていただいておりました、行政区会館については、単年度でできれば一番よろしいんですけども、なかなかそうもいかないということで、3年の計画の中で行政区会館を整備しようということで、これは、はっきり申し上げさせていたいただいているところでございます。

したがいまして、この行政区会館が終わるまで、もう少し3年間ですから、時間がございますので、そういった中で、先ほど庁舎の建設等のいろいろな課題を申し上げましたので、その課題を整理しながら、やはり住民の皆さんに、そして議会の皆さん方に説明できるような物造りをしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは、2番目の質問に入ってください。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） 庁舎の耐震化のスケジュール感が理解できました。きっと、お聞きになっている方々も、良くお分かりになったんでないかなと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。

これは、こういうことが一般質問に馴染むのかどうか、甚だ私も大変、疑問でございすけども、先に生まれた者の立場の中で、あるいは、日本の文化と言いますか、伝統と言いますか、そういった部分をちょっと頭に描きながら、今日の傾向についてちょっとお尋ねしたいなと思います。

子供が生まれましたら、当然、親がその名前を付けようということで考えていく。親の大事な役割だろうと思いますし、責任だろうと、私は思っております。

必ずしも親でなくて、おじいちゃんやおばあちゃんが付けるとか、あるいは、どなたかをお願いして付けるというケースもあろうと思いますけども、最終的には、親がその責任を持って子供に名前を付けていくんだらうというふうに思います。

その時に、親になられた方は、どういう心境で子供に名前を付けるのかということ、想像してみますと、やはり、子供に対する期待というのは大きいわけで、少しでも丈夫に育て欲しいとか、明るい子供になって欲しいとか、いろんな希望とか夢みたいなのを考えながら子供に名前を付していくんだらうと、私は思います。

例を出して気の毒ですけども、植田町長は、植田満という名前ですけども、この満という字の持っている意味ですね。100点満点の満ですね。満点の星空とか、満腹になるとかですね、何と言いますか、だんだん広がっていく希望的なことが感じられる字なんですね。たぶん、お父さんやお母さんは、そういうことを願って、そういうふうな名前を付けたんだらうと、私は予測します。

ところが、最近、子供の名前を聞いて、どういう字を当てているのかということの想像すらできないような名前が、多々、見受けられるということなんですね。これについて、厳密に法律論で言えば、名前に使う漢字等については一定の基準がありまして、その枠の中であれば戸籍の方で受付けるという仕組みになっているようでございますけども、私は、漢字には音読み、訓読み、加えて漢字の持つ意味というのが重要なんだらうというふうに思っているんですね。それらを、果敢に組み合わせて、自らの子供に名前を付していくということが非常に大事なんでないかなというふうなことを思っているところでございま

す。

こういったことを、行政が強権的に指導したりなんだりということは無理だと思いますけども、町のリーダーである町長、あるいは教育長さんがこういった傾向について、どんなふう感じておられるのか。

あるいは、私の言うようなことが、かなり感じておられる人もおられますので、そういった流れをどういうふうにして是正していったらいいのかといたしますか、そんなことで、何か良い知恵なり、思いがあったら、この場で聞かせていただきたいなと思って、あえて質問させていただきました。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

最初に町長から。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 子供の命名についてのご質問でございました。実は、昨日、新十津川中学校の卒業式がございました。60名の卒業生で、卒業生のお名前を拝見させていただくと、確かに、読めない字をどうやって読めばいいのかなというふうな思いは、実は、ありましたですけれども、それは、それといたしまして。

ご承知のとおり、名前は出生届けによって戸籍及び住民基本台帳に登録されますが、その読み方に当たるふりがなについては、法律に定めがあるものではなく、市町村が認定するという性格なものではございません。

子供の名前は、その時代、時代によって、こういう言い方は適切ではないのかもしれないんですけども、流行というか、そういったものがございます。ご指摘のとおり最近、今ほど申し上げたようなことでございまして、難しい名前が増えているのも事実でございます。

しかし、いつの時代においても変わらないのは、親として、たくましく、優しく、思いやりのある人と、健やかに成長を願ってそれぞれ親御さんが名前を命名をしているということではなかろうかというふうに思っております。その親の思いに対して、私の立場から、どうこうと言える立場では全くございません。

従って、何か良い知恵をとというふうなお話もございましたですけども、改善をする工夫を施すということは、命名に対して一定の規制を加えるということにもなりかねません。ですから、こういったようなことを行うということになりますと、法律を逸脱するというふうなことにもなりかねませんので、そういったようなことについては、私は、今のところ全く考えておりませんし、また、そういった知恵も持ち備えておりませんので、そのようなことで答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、教育長より答弁を求めます。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） おはようございます。

子供の命名の変容をどのように思うかということで、町長の次、私に対しても同じように質問がありましたので、私の立場からお答えをさせていただきたいというふうに思います。町長と重複する部分があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずもって、子供の名前を付ける親御さん、あるいは親族等のお考えの中で生まれてこ

られた子供に対して、それぞれ3番議員さんが申されたとおり、いろんな思いや願いを込めて名前は付けられているものというふうに考えております。

そして、その名前を一生涯使われるものでありまして、そういう意味では名前はすごく重たいものだというふうに私自身感じておりますし、私自身の体験からも、そのように名前を付けさせていただいたと、そういう経験を思い起こしております。

また、名前はその時代によって、先ほど町長も言われたとおり、好まれる名前が多く使われたりする時代もあると思います。それぞれ、今、インターネットの時代でありますから、何々の時代背景にはこの名前、今はこの名前が多く使われているということも、いろいろ出ているところであります。

3番議員さんのご質問のように、子供さんに付いている名前の漢字には、音読み、訓読み、そして、平仮名があるところであります。学校の児童生徒に付けられている名前の漢字を、時にはすぐ漢字は読めても、そのお子さんの名前の読み方ということでは反応できないこともあるのは事実でありますけれども、それは、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの親御さんが、子供に対する愛情、更には、健康で幸せになるような気持ちを込めて命名されているということ、私も、そのように名前を見て理解をしているところでありまして、それぞれ、今の時代背景にあった、素晴らしい名前であるというふうに、私は認識をしているところであります。

一生懸命に親御さんがお考えになって、子供のこれからのことを期待し、成長されていく子供に対しての最大の贈り物になる名前に関し、町長と同様に、私一個人の立場から、名前の傾向、改善、工夫をすることだとか、是正することなどの考えはないことを申し上げ、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再質問を認めます。

○3番（青田良一君） 再質問ということではなくて、なかなか難しい問題だと思うんですけども、やはり、日本の文化、伝統と言いますか、そういったものに少し顧みる機会を町のリーダーの方たちに持っていただきながら、例えば、町長であれば、若者と懇談する場面、あるいは教育長であれば、妊婦さんへの教育機会なんかも教育委員会の中であろうかと思うんで、なんかそのこういった部分についても、一つの話提供をしながら、こうやって親は、あなたたちに対して思いを込めて名前を付けたんだというふうなことが伝わっていくような社会が、私は望ましいかなというふうに考えて、こういったことを申し上げました。

まったく、町の行政に対する一般質問とは、ちょっと似つかない問題だと思いましたが、こういったことを考えている住民も少なからずいるんだということについて、ご理解をさせていただきながら、次に質問に移りたいですけど、いいですか、議長。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、3番目の質問に入ってください。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは3つ目の質問ですけども、これにつきましては、教育長さんにお尋ねをしたいと思っております。

国の方で、いじめ防止対策推進法という法律を作りました。一般の方々は何のことかわからないと思うんですけども、この際、教育長さんに、この法律が作られるようになったのは、どういう背景が日本にあったのか。そして、なおかつ、このいじめ防止対策推進法

という法の持っている狙いがどこにあるのかという部分について、お尋ねをいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） 今ほど、3番議員さんから、子供のいじめに関して国の作成したいじめ防止対策推進法の経緯について述べよ、というふうな質問の内容だったと思いますので、そのことについて、お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、国は、平成24年7月の滋賀県大津市の子供の自殺事案ということの報道を受け、当時の安倍内閣の私的諮問機関であります教育再生実行会議で、平成25年2月、いじめの問題等への対応についての提言を受け、その後、与野党6党の法案の提出により、今年の6月21日、いじめ防止対策推進法が成立したところであります。

そこで、事案の背景ということから、若干、説明を申し上げますと、平成23年に大津市内の中学生が自殺したことへの対応において、学校での対応、教育委員会での対応、それぞれの組織が事故の対応において、それぞれの役割を果たしておらず、遺族への対応も、調査結果を十分に伝えておらず、その責任を果たしていないことなどが問題となり、この度の法案に結びついたものでございます。

また、今も毎日のように新聞に出ておりますけれども、今年も山形県の天童市で自殺が起きた事件が載っており、また、遺書の取り扱いだとか、いろんなマスコミでも報道されていることはご承知のとおりであります。今回の大津のこの問題についても、大きく報道されたことによって、いろいろ全国各地から、いろんな不安だとか、そういう対応のあり方について、マスコミの方からもいろいろ報道がされているような内容になっております。

そのような痛ましい事が二度と起こらないよう、そして、この事案の根幹となっているいじめが根絶されるよう、また、いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害するなど、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、大切な命を失うなど、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものでございます。子供の尊厳の保持をするために、この法律が施行されたという背景になっていることを、まずもって3番議員さんの質問の回答とさせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 今、教育長さんからご答弁いただきましたけども、国がいじめという部分の解決能力、こういったものが現状のままではなかなか無理だという判断の中で、このような法律施行になったんだというお話でございました。

この問題については、新十津川は無いとか、隣り町はあるとかという問題ではなくて、どこでも起こり得る部分の問題であって、それをどのような形で対処していくかという部分について、きちっとしたものを定めておかないと、こういったことで、多くの、多くのという表現はちょっと語弊があるかもしれませんが、子供たちの命が失われていくような事態につながっていく事案も少なくないことから、やはり、きちっとしたものを作って、これを、行政的にも、あるいは学校という場でも、きちっと実施をしていくのが大事であろうというふうに思います。

それで、この法律は、こういうふうには書いてあるんですね。いじめ防止対策推進法を制

定。これを参酌して地域の実情に応じて地方公共団体における、いじめ防止との対策を総合的、かつ、効果的に推進するための基本方針を定めるように努めるというようになっていっているんですね。定めなさいということではなくて、努めるとなっています。

これを受けた形で、今般、行政執行方針に教育長さんの方では、仮称でありますけども、この新十津川のいじめ防止基本方針を立てていくんだということが記載されてあります。作らなければならない背景等については理解しましたし、本町のいろんな部分について、そういったことが起こらないような形でのこういった基本方針づくりというのでも理解できます。

それでは、そのスケジュール感と言いますか、そこについてお聞きしたいなと思います。なおかつ、こういったものに対して、子供たちの声だとか、住民の方々の声だとかというものを、どういうふうに取り入れてこれを作っていくのかという。まだ、考えてませんというんだったら、それはそれで結構でございますけども、私は必要な事項について十分に検討して、やっぱり住民のパブリックコメントと言うんですかね、今の時代のあれで言うと。それを反映したような形の中でつくっていてももらいたいと思うんですね。

くどくなりますけども、その基本方針は、教育委員会の方針として作るのか、条例化しようという考え方でいるのかについても、併せて聞きたいと思うんですよ。

私は、今、前段、教育長さんにお聞きした背景を考えますと、なおかつ、今の教育委員会の有り様がダメだということで、国では教育委員会制度そのものを変えて、首長さんの教育行政に係る権限と言いますか、そういった部分について立ち入ってこようと、その背景は、正に教育長さんが説明したような、教育委員会当局で解決能力にならなかったから、こちらの方もそういうふうな形で出てきてるんだらうと、私は思いますね。

それらを考えますと、うちでも首長さんがそういったものの中に入っていけるような条例として制定すべきではないかなと、個人的には考えるんですけども、まだ、そういった部分について一切触れられておりませんが、その辺も併せまして、今の段階での教育長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます

教育長。

○教育長（熊田義信君） それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

ちょっと話は前後するかもしれませんが、大津市で起きた事故の中の、大津市の人口は約33万人いらっしゃるんですね。そして学校はというと、小学校で37校、中学校で18校、合計55校あります。子供の数はというと、小学校で約2万人、中学校で約1万人、3万人いるその大津市で起きている中で、教育委員会の、いわゆる、教育委員という役割の人数では、ほぼ変わらない状況になっております。

新十津川はご存じのとおり、小中1校ずつで、それぞれの子供たちの状況だとか、保護者の状況も、教育委員各位がそれぞれ認識している背景と、その大規模な市との状況が必ずしも一致しない中で、さまざまな国の変革があるということも、そういうことも含んでお考えをいただければなというふうに、まずは思っております。

国のいじめの法律は制定されて、今、それぞれの都道府県、そして市町村へ対しての、いじめに対する根絶の定めができております。北海道においても、今回の第1回定例会で上程されて、今、道議会で審議がされている状況になってございます。

道内の市町村の状況を併せて言いますと、知内町が先んじて条例制定をされており、隣り町滝川市においても、今回、第1回定例会でいじめの条例制定がされているという状況になっております。この滝川市が先んじて、今回に出されてるということも、過去において、そういう時代背景のことを鑑み、このことを先に条例をしたいというふうに、そういう話も伺っておりますので、そういったことから、今、条例制定されているという状況になってございます。ほかの市町村は、普通でいくと国、道、そしてその後市町村というような形で流れていくことが普通の流れということを考えており、新十津川もそのような状況になっております。そして、国の条例の中で、今ほど3番議員さんから言われたいじめの基本方針、そういったものを今年整備をしていくというふうに、私の執行方針にも書かせていただいたとおりでございます。

その基本方針の考え方については、国の考え方がもうすでに出ておりますし、今、上程されている北海道の考え方、北海道の方も北海道独自で国に無いものも加味して、いわゆる、子供同士の相手の考え方を尊重するようなことも、いろいろ工夫しながら、北海道の条例も制定をされておりまして、そういったことも参酌して新十津川の基本方針を制定するという考え方でありまして。

その制定するスケジュールだとか、その内容についてでありますけれども、北海道は、パブリックコメントを約一月間、意見募集期間とりましたので、新十津川もこの基本方針を定めるにあたっては、意見聴取期間を約一月間とって、住民の声を参酌して、内容をより良いものにしていきたいというふうに考えております。

そのことは、いじめの基本方針は、単なる基本方針ということばかりではなく、やはり、学校、そして教育委員会、そして地域、そして保護者、それぞれの役割がそれぞれしっかりしていかなないと、いじめの根絶につながっていかない。より小さなサインを早いうちに見つける、早期解決、そういったものが一番大きなものにつながっていけないものになっていくんだろうというふうに考えております。

ですから、いじめの基本方針は基本方針として、しっかり定めましますけれども、その中で、町民のいろんな声を聞く、そして、その基本方針を作成した後も町民ぐるみ、総ぐるみでしっかり子供を、新十津川の子供をちゃんと見守り、育てていこうというふうに考えているところであります。

子供の声という部分では、子供は児童会、生徒会、それぞれ子供の集団活動の中で、それぞれの学校活動を楽しく、そして仲間作り、相手を思いやる、そういったことをできるように、児童会、生徒会の方々が中心になってやっておりますし、新十津川は、子ども会議ということで、小、中、高の、それぞれ代表の方に来ていただいて、いじめの根絶に向けても鋭意取り組んでいることはご承知のとおりだというふうに思っております。

学校においても、小、中1校ずつということから、特に、いじめは絶対なくすんだということを小、中の連携した中で、共に成長段階に必要な子供の教育、そういうものを育てて上げていこうということで、学校計画も一つにして、昨年から一つにして、そういったものをしっかり年代に応じてやっていこうということも書いてあるとおりでありますし、今年も、更にそういったものを内容を深めていくということになっているところであります。

もう一つの質問の条例化にするのかどうかということでもあります。いじめのこの基本方

針の中に、重大的な事案が発生した時の迅速な動き、それは、首長とも連携をしなければならないということになっております。今回、今ほど3番議員さんも言われたとおり、教育委員会の制度のあり方も、今、国会で議論をされており、ほぼ、内容が新聞報道のように進んでいくのではないかなというふうに予測をされており、早ければ、平成27年度からそのようなことが取り運んでいくのではないかなということも推察をしております。

その教育委員会制度の首長との関係、教育の会議をもって教育大綱だとか、そういう重大案件については、町長と共にそういう組織を設けてやっていくということが、今、国会で議論されております。

そういったものと、今回のいじめに対する重大案件の取り運び方についての、どういふふうにしていくかということを経験したときに、今すぐ条例化すべきなのか、新たにできる平成27年度からできる町長と共に組織をする教育の総合会議、そういったものの中で対応していくかということが、今少し見えないところがあるものですから、今回の執行方針には基本方針を制定しますということで書かさせていただいたところであります。

より、内容を整備する上では条例化も視野に入れていないわけではないんですけども、そういった状況を見せながら対応しなければならないということから、今回、基本方針を定めますということで執行方針に書かさせていただいたことも、説明に加えさせて答弁とさせていただきたいと思っております、以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

再々質問ですか。

○3番（青田良一君） 質問ではなくて、お願いだけして終わりたいと思っております。

今、ご説明をいただきましたので、是非、町長部局の方とも十分連携をとった中で、どのような形にするかご決定をいただいて、この作られる方針が、単なる教育委員会だけのものだけではなくて、町全体のものになるようなことでの取り組みを強く期待をしたいと思っております。

併せまして、スケジュール感の中で、これに並行して、学校の方でもこういったものを作られるんだよという説明が、教育長からいただきましたんですけども、それは、この流れの中でそういうふうになるんだろうというふうに思いますので、それらとの整合性もずいぶん出てくると思いますので、うちの町から、そういういじめ等によって若い命が失われるというようなことが絶対ないように、賢明な努力をお願いしたいなと思っております。

質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

最後に、とっふゆめクラブが、今回、空知の教育局の方から表彰されたということにつきまして、私、一住民の立場でも深く敬意と感謝を申し上げたいなと思っております。この取り組みにつきましては、是非、町の広報等で広く住民の方にお知らせをいただき、かつ、町長がおっしゃっているように、年をとってから、どんな形で社会に貢献できるかという良い例だと思っておりますので、是非、そういった形でのお願いを申し上げまして、質問といたします。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を3点ほどさせて



いただきます。

まず1点目は、医療、介護保険法についてであります。

政府は、昨年の国会で強行した社会保障プログラム法を根拠に、医療関係は今年の10月から、介護保険関係は、来年4月から順次施行の構えであります。中でも介護保険法改定は、2000年に制度発足以来、初めての大改悪が目白押しであります。

それは、要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や、通所介護を国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すとしております。どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を奪うものではないでしょうか。

訪問、通所介護が市町村の事業になれば、自治体の財政状況等に左右され、今と同じサービスが受けられるか危惧されるところであります。

また、年金収入280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を、1割負担から2割負担に引き上げるとしてしております。対象者は5人に1人に上ると言われております。病気やけがは、治れば基本的には治療が終わりますが、介護は、ほぼ一生続くものであります。負担は計り知れません。今でも高い利用料負担で、サービスを断念する事態もあると思えます。

そして、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定するとしております。入所を待ち続ける高齢者、家族にとっては、あまりにも過酷ではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

一つ目として、要支援1、2の高齢者を市町村の事業にするとしておりますが、新十津川町の訪問、通所介護で今までどおりの事業が行われるようにできるのか。計画や予定はどのようになっているのか。また、対象者は、何人くらいいるかということです。

二つ目は、年金収入の多い方のサービスの利用料が、1割から2割になる方は、新十津川町では、どのくらいの対象者がおりますでしょうか。

三つ目は、特別養護老人ホームの入所を要支援3以上にするとされておりますが、民間であるかおる園の状況は、どのようになっていますか。現在、入所の要支援3以下の人がいるとすれば、その方々をどのような扱いをするのか、以上お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 今ほど、9番議員、樋坂議員から医療介護保険法についての3つにわたってのご質問がございました。

今ほど、お話ございましたように、社会保障というか、国民会議の最終報告を受けて、社会保障改革が議論をされて、持続可能性の各世代間の公平性といったようなことで、議論をされてきて、今日に至ってきているということでございます。若い世代や、これからの生まれてくる世代の方々が、税金と社会保険料を極端に増やさない制度改革といったようなことだろうというふうに思っております。そういったようなことで、国は、制度改定に至ったということでございますので、まずそのことを申し上げさせていただいた中で、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど、お話したことと重複しますが、これからの進展に伴いまして、介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年4月に創設され、見直しを行いながら、老後の安心

を支える制度として定着をしてきたとでございます。

しかしながら、介護を要する高齢者が増加するとともに、介護保険の総費用は急速に増大しており、現行のままでは、保険料の大幅な上昇が必要となり、制度の維持の可能性が危ぶまれる状況となっております。

そのために、国は、将来に向けた介護保険制度の改革が必要であるとし、平成27年4月以降の施行として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する関係法律の整備等に関する法律の制定に向け、現在、検討を進めているところでございます。介護の関係については、受け入れ態勢が整った市町村から、順次移行させて、平成27年から3か年間で、完全に移行させたいという意向のようでございます。

また、医療の関係については、国民健康保険の関係につきましては、今、議論をされている段階でございますけれども、29年度を目途に、都道府県下に持っていきたいというふうなことで、今、議論が進められているということでございます。こういったことも含めて、お知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

この現段階での検討内容等について、お答えをいたしますけれども、最初に、要支援1、2に対する介護サービスが市町村事業となった場合の対応でございます。

本町における要支援1、2の認定者数は、微増の状態にございまして、今後も、この傾向で推移するというふうに考えられます。改正案では、地域ニーズに応じた多様なサービスの提供設定を市町村が判断し、実施することとしており、本町といたしましては、既存の通所型介護事業及び訪問型介護事業を継続するとともに、国の動向を注視しながら、保険者である空知中部広域連合、町内の事業所などの関係機関と検討協議しながら、地域支援介護事業の実施方策を検討しなければならないと考えてございます。

そこで、平成26年度、予算の概要説明でもさせていただきましたけれども、平成26年度、徳富区において、閉じこもり、心身の機能の低下などを防止し、介護予防に資する通所型介護事業のサロン事業をモデル事業として実施することといたしております。これについては、改正制度への移行のための介護事業の試行と位置付け、こういったような状況を検証するというものでございます。

次に、利用者の費用負担の公平化を図るとする改正案の、所得額に伴う利用料の1割負担から2割負担への増額に関する本町の対象者につきましては、全要介護被保険者2,380人のうち304人が2割負担の対象者となります。この対象者のうち、現在、介護サービス利用者は12人でございます。

次に、特別養護老人ホームの新規入所者を要介護3以上に限定するとしている改正案に対する、かおる園の対応でございますけれども、現入所者については、全員入居を継続することを基本とすることを確認してございます。これは、社会福祉法人明和会からの、そのような回答もいただいているということでございまして、ただし、平成27年度以降の新規入所者については、改正案の影響を受けることが懸念されるということでございます。

また、改正案では、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、市町村の関与の下、特例的に入所を認めることとしており、このようなケースにおいては、明和会と十分、今後、協議させていただきながら、柔軟に対応していくということで考えてございます。

以上、医療介護保険法についての、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。再質問はございますか。

再質問を認めます。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今ほど、町長が申されたように、国は医療費の上昇を何とかしようということで、いろいろな制度を作って、そこから軽度者の利用を削減したりということで、自分で自助、自立の名で責任を取りなさいというような方向に来ているものだと思います。

それと、サービスから抜け出された軽度者は、今、訪問介護などを受けていて、何とかそれが賄われているわけですが、軽度者にそういうヘルパーさんだとか来なくなると、軽度者が重症化するという、そういう傾向というのが出てくるわけですよ。そうしますと、重度化されると負担が重たくなるということで医療費の抑制ではなくて、国は軽度者を排除して医療費の抑制を図ろうとしているわけですがけれども、国がやることをそのまま実施していけば、軽度者も重度者になってかえって医療費が多くなっていくと、そういうような方向なんだろうと、私は思うわけです。

そこで、是非、町も今までやったとおりの方法でもって対応されていくということなので、支援1、2の軽度の人方の対応もされていくということなので、是非、今まで受けている人はもちろん、全員継続していけるように。そして、また、これからそういう方、だんだん高齢化になってきますから、要支援を受ける人が増えてくるんでないかなと思うわけですよ。

そこで、そういう人方も速やかに受け入れる体制、町が今言ったように、支援1、2の人方を町でやるとすれば、今までの人のボランティアだとか、支援者の数では、多分やっつかないんじゃないかなというふうに私は思っているわけですがけれども、そこを、今から増やしていったら、そういう人が、対象者が増えたときに、支援する人がいなくてできませんよということではなくて、来た人をすんなり受け入れるだけの体制が新十津川町として、これからやっていけるのかどうかということを、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） まず、先ほど申し上げましたように、要支援1、2については、27年度から3か年間で移行するというので、受け入れ態勢が整ったところから移行させていこうという国の狙いのごようでございます。

そういった中で、町も、先ほど申し上げましたように、事前に今年度、徳富区において介護予防に資する通所型介護事業のサロン事業をモデル事業として実施することにいたしてございます。こういった中で、いろんな課題等々も発生することが予測されると思います。そういったことを踏まえながら、29年までですから、それまでの間に当然移行しなければならないわけですから、それに備えるような方策は考えていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは、樋坂議員の一般質問途中ではありますがけれども、一番の質問事項は終わったということで、ここで、午後1時まで休憩いたします。

2番、3番につきましては、再開後といたします。

(午前11時50分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

中断いたしました、9番、樋坂里子君。登壇の上、2番目の質問から発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 午前中に引き続きまして、午後からも続行ということで、中折れしておりますけれども、よろしく願います。

二つ目ですけれども、国の農政改革による本町の農業への影響についてであります。

安倍首相は、1月の22日、スイス、ダボスで開かれた世界経済フォーラム年次会議で、40年以上続いてきたコメの減反を廃止します、民間企業が障壁なく農業に参入し、作りたい作物を需給の人為的コントロール抜きに作れる時代がやってきますと演説し、農業を企業のビジネスチャンスにするための農政改革に踏み出しました。

農政改革の中身は、米の直接支払交付金。今、10アール当たり1万5,000円ですが、それを半分の7,500円にし、2017年で打ち切ります。米価が下落した場合、標準価格との差額を補てんする米価変動補てん交付金も廃止する。畑作物の直接支払交付金は、単価を見直しする。2015年からは、認定農業者と集落営農、認定就農者に限定する。収入減収影響緩和対策も2015年から対象を絞り込む。5年後に政府が生産数量目標を示すことを止める。飼料用米を水田フル活用を中心にして、交付金を増額する。10アール当たり10万5,000円。最低でも5万5,000円としています。日本型直接支払、これを個人ではなく共同ですということですね。それから、農地中間管理機構の設置等々であります。

そこで、お伺いいたします。新十津川町の農業では、コメの直接支払交付金半減の影響額はどのようになっていくのか。大規模農家の影響はどうでしょうか。それらの対応策は、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 9番議員さんからのご質問でございます。

国の農政改革による本町の農業への影響ということでございまして、まず、農政改革につきましては、今ほどお話のあったとおりでございまして、国がそういう方向に進めるということになっております。そういった中で、今の農業のコメの直接支払交付金の半減の影響額がどのようになり、今後の農業経営はというご質問でございます。

まず、米の直接支払交付金の関係でございますけれども、昨年12月、農業を足腰の強い産業としていくために、その政策の一つとして、従来の個別所得安定対策、これは、民主党政権では、個別所得補償ということで進めてこられた政策でございますけれども、政権が変わりまして、経営所得安定対策ということになったわけでございます。一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、米の直接交付金等については、工程を明らかにした上で、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料作物など需要のある作物の生産を振興

し、意欲のある農業者が自らの経営判断で作物を選択する状況を実現するというところに、国がいたしたということでございます。

そこで国は、米の直接支払交付金を、これまで10アール当たり、今ほどお話ございましたように1万5,000円の交付単価を、平成26年産米から廃止される。平成29年産まで7,500円に削減することといたしました。機械的に計算をいたしますと、平成26年産米の生産目標配分面積は3,238ヘクタールでございますから、単純にこの面積に単価を掛けますと4億8,600万円が2億4,300万円ということですから、当然、単価も半分ですので、当然、半減するということになりまして、2億4,300万円が減収をするということになるわけでございます。

ただ、国は、浮いた財源を転作補助金の拡充などに振り向けて、また、日本型直接支払制度の創設など新たな施策を行うことによって、農業所得をこれまでよりも13パーセントの向上をすることと試算をしていると、ちょっとこの辺の中身は、非常に定かでない部分もある訳でございますけれども、国の試算としては13パーセント向上するという事とされております。

ただ、本町との経営条件が異なることから、必ずしも一致するかどうかは定かではありません。今ほど申し上げたようなことでございます。

したがって、これからの農業経営につきましては、国の施策を基にしっかりと見極めつつ、やはり強い農業づくりを目指して進んでいかなければならないというふうに、町も考えてございますし、各農業者の皆さん方も、そういう方向で考えておられるかと思えます。

いずれにいたしましても、本町は農業が基幹産業でございますので、今後とも経営の安定化が必須条件でございますので、そういったようなことを踏まえながら、今後とも、しっかりと対策を講じていく必要があるのかなというふうに、実は思っているところでございます。

ただ、人口減少と高齢化に伴って、やはり米の消費が減ってきているのも事実でございます。先般、新聞でも報道されておりますように、主食用米の需要に応じた生産が進めば、全体として自給は安定していくというふうな、農林水産省がこういう試算もしているようでございます。10年後の主食用米の需要が703万トンということでございます。今現在、日本で790万トンですから、概ね100万トンが減るといふことのようにございます。そういった状況下でございますので、やはり人口の減少、あるいは高齢化といったものが、こういう所までも影響をしてくている、及ぼしてくているといったことが事実でないかなというふうに思っております。

これは農業ばかりでなくて、社会保障制度等についても影響はあると、前段の質問でもそういうふうなことになるわけでございますけれども、そういったような状況下でございます。

いずれにいたしましても、我が町は農業を基幹としているわけでございますから、しっかりとそのように国の動向を見極めながら、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、以上、申し上げますと答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 9番議員、よろしいですか。

再質問を許します。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 国の政策と、新十津川町でも農業が基幹産業でありますから、やはり国の農政改革がそのとおりに行われるとすれば、私は重大問題でないかなというふうに思うわけですね。それで先ほど町長が言いました、数字的なことも言われましたけども、それが半減になるということは、農家の収入がそれだけ減るわけですので、やはりそれは農家の経営にとっては大変痛手であるのかなというふうに思います。13パーセントの向上を、国は見ていると言いますが、それも果たしてやってみなければ、一応わからないことではないかなというふうに思います。

それで、こういう国の補助金のカットは、大規模農家ほど影響があるわけですね。10アール当りにつき何ぼということですから。反数のたくさん持っている人ほど、それだけ仮に今まで1,000万もらっていたところが、半分であれば500万しか入らないということになってくると、農家経営自体がどのようになってくるのかなというふうに思うんですね。それを補てんするだけの別な政策というのが新しく生まれるのであれば、それで賄っていけるのかなというふうには思うんですけども、なかなかそうはならないのが今の時世ですので、農家の人、それだけ減ったから困りますということは直接は言わないんじゃないかなというふうには思いますけれども、農家の減収になった分を、なんとか、これもはっきり農家皆が減収になるって言って、訴えてくるわけではないと思いますけどもね。収入が減って困ってきたという農家も、多分出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

今、国がやろうとしていることは、基盤整備をさせて、大型農家を目指しているんですよ。これからの国の政策を見ても、大型の農家よりも、家族経営というんですか、家族でやっている経営の方が安定して維持していけるのではないかなというふうに、私は思うんですね。

そこで、家族経営、今政府は嫌っておりますけども、家族経営が成り立つような、そういう方策というのを、町としても何か考えていけるのかどうかというのが、心配する所なんですよ。

それでなくとも、だんだん農家戸数が減って行って、今大変な状況になって、私たちが消費者としましては、農家が無くなれば、食べる物も無くなって困るというような考え方にだんだんおちていくわけなんですよけれども、やはり、農業が基幹産業である新十津川町が生き残っていくための方策としては、国の政策の中で、町として特別取り組んで行って、農家を守っていくというような、そういう何かあれば、それを示していただきたいなというふうに思うんですけども。そこら辺どうでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） まず本町は、米をベースにしてこれまで農業経営が行われてきたということでございます。先ほど申し上げましたように、人口の減少、そして高齢化といったものが、やはり米の消費を減少させている大きな要因にもなっているということでございます。

そこで、減収分の対策というか、そういったことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、浮いた財源を転作の補助金だとか、あるいは、日本型直接支払制度、こ

これは新規に、今、国が考えております。これは、多面的な機能の支払い導入ということで、例えば、水路だとか農道等を含め、農地として維持していくための国土の保全的という多面的な機能を要しておりますので、特に今言えますことは、今時間的な雨が何十ミリだとかというふうなことになってきてます。そういったことが災害を誘発している要因にもなってます。それを防止するためには、やはり一定の間、水田でもって水を溜めてもらおうと。言うなれば、田んぼダムですよ。こういったものが災害を防止する。要するに、国土の保全にもつながるということにもなるわけでございまして、そんなようなことも含めた中で、多面的な支払を導入するということが、これが日本型直接支払ということのなるわけでございまして、こういったようなことで、どのようなことで最終的に収入が、今までの7,500円分が補てんされるのかということについては、これから各農業者自らもやっぱり考えていただくことも必要だなというふうにも思っております。

そこで、家族労働というふうな、家族経営という話が出てまいりましたですけれども、やはり北海道農業、土地利用型とそれ以外のハウスを利用する、そういった経営というふうなものもあるわけでございますけれども、やはり土地利用型ということになりますと水田ですよ。となりますと、やはり大型というふうなことになります。そういうことで、今、そのための農業公社も設立されておりますので、農業生産法人等々を有効に活用して、やはり大規模経営に移行して、生産性の向上を図って、そして、所得の向上に最終的につながるような方策を、今後もやはり進めていかざるを得ない状況下にあるのかなというふうには、実は思っておりますので、そういうことで、今後も農業経営としては、そういう方向で進めてまいりたいなというふうに思ってます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは3番目の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） それでは3番目の質問は教育長にお願いいたします。

教育長の教育行政執行方針に、本年度中に新十津川町子どものいじめ防止基本方針を整備するとあります。私は、いじめ防止は必要であると思っておりますが、方針の中に、いじめを目撃した児童、生徒が、それを目視して誰にも言わない子供になって欲しくありません。勇気をもって周りの先生や大人に報告して欲しいと思っております。今の子供たちは、何か見たものを告げ口すると、その仕返しが怖いとして無視しておりますが、これは、いじめを助長するものと思っております。勇気のある子供を作ることが大切だと思っておりますが、そのことについて教育長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは9番議員さんからのご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

まず、いじめについては、先ほど3番議員さんからも質問あつてですね、ちょっと再質問の時に答えできなかった機会もありましたので、ちょっとその前段ですね、関連があるので、お答えさせていただきながら、9番議員さんの回答にさせていただきたいと思っております。

いじめについては、先ほど3番議員さん学校でどうするんだというふうな話がありました。学校でも、先ほどの回答の中でもお話しましたとおり、小、中連携でいじめを最重要課題として、それぞれ、先ほど年代別に必要な対応をしていきます。というふうにお話をさせていただきました。

今回、町の方で基本方針を策定をいたします。今までも学校の経営計画の中でいじめを重点としておりました。今年は、いじめ防止対策推進法ができましたので、その関連から、いじめの方針をさらにしっかりしていこうということで、学校の方では、今までやったものを根幹としながら、骨子を定めていきます。町の基本方針が定まった時点で、さらに学校との関連が出てまいりますので、それを、さらに学校の体制整備ということで、内容を深めていきたいというふうに考えております。そのことをまず、前段説明をさせていただき、いじめの根絶に向けては、今ほど9番議員さんから言われたとおり、学校での最重要課題として取り組んでいるところであります。

学校では、いじめはどんな理由があろうとも絶対に許されない行為であることを理解させるために、心のノートを活用した道徳教育ですね、今、新年度から新しく心のノートから新しい道徳の副読本に変わってまいりますけれども、そういったものを活用したり、お互いの心を通わせる、あいさつ運動、これは学校だとか地域だとか、それぞれ皆さん方の協力支援をいただきながらやっていただいております。

そして、学級の心を一つに表現をするスローガンの掲示、昨日の卒業式の後ろの方にも飾ってあったかと思うんですけども、そういったものだとか、小学校の中にも、それぞれのクラス、一丸にやってく、学年一丸にやっていく、その心を一つにするというふうに、それぞれ学年担任団が子供たちの心を一つにするために、そういう鋭意取り組んでいるところであります。

また学校では、全校単位等の集会、そして、町としては少中高の仲間づくり子ども会議、それぞれ児童、生徒が集まって、そして、より仲間づくりを深めるためにどうすべきなのかということも考え、それぞれスローガンも決めて学校単位でそれぞれ取り組んでいるところであります。これらの交流だとか対応が、それぞれ個々の心の成長に必ずや良い影響を与えているはずであります。

また、いじめの事実については、今ほども9番議員さんからご指摘ありましたけれども、町の方としても年2回、これは全国共通なのですけれども、いじめの調査2回やっております。そして、中学校の方では、また独自で対人関係のアンケート調査をし、それぞれいじめのない、対人関係を友好的にしていくように、対応をいろいろ工夫しながらやっているところであります。

9番議員さんのご指摘のとおり、子供がいじめの現場を目にして、周囲の状況を適切に判断した上で、いじめている者を注意して、例えば、止めさせることは、決して容易ではなく、逆に、そのことが非常に難しいこともないとは言えないのも事実でありますけれども、いじめ防止のためにも勇気ある行動ができる、児童、生徒を育てていくことが必要であると、私も考えております。

いじめ根絶の最重点である、いじめを誘発する心の根絶、そのために、今ほど、町で考えているいじめの防止基本指針を定めながら、関係機関とともに対応していこうというふうに、さらに、今までもやっておりますけれども、そういったものをしっかりやっ



ということを先ほども申し上げたところであります。

ご指摘の勇気ある子供の育成として、命を尊び、相手を敬う心を涵養とする道德教育をさらに推進することも重要であり、そのことは基本方針にも、当然、大きく掲げられてきます。そして、いじめのない学校や社会を目指すことの意義を、子供たちの心に植え付け、芽生えを導くことは必要不可欠であるというふうに考えております。

そういったことを対応するわけでありますけれども、まず、根底にあるのは家庭教育の中で善悪のけじめ等をしっかり教えることが、まず、重要で大切であると思います。そして、そういう家庭教育を踏まえて、学校の集団で更に磨くことによって、それぞれが持っている家庭、学校の機能と役割を効果的に発揮することに、全てではありませんけれども、子供たちに自信を見につけることができいくというふうに考えております。

少し話はそれるかもしれませんが、昨日の中学校の卒業式において、議員各位にも出席していただきましたので、それぞれ感じ取られたというふうに思っておりますけれども、卒業生の感謝と決意の言葉の真意の中には、涙や一部笑いの場面もありましたけれども、それぞれ、卒業生自身の意思で、これからの歩む道や今までお世話になった方々への感謝の念をしっかりと、心温まる言葉で発表していただいたことを見ていただいたんではないかなというふうに思います。卒業生は、本当に体育館に大勢いるこの観衆、いわゆる在校生、そして保護者、大勢いる中で気持ちを込めて発言できる力、内容は本当に見事であって、誇らしげに感じられたのではないかなというふうに思います。

これらのことは、悪いことは悪いと言える、勇気を持った子供たち、そういうふうに家庭や学校が、それぞれ、それぞれの役割で対応しておりますし、地域の方々においても、それぞれ子供たち、町の宝として支援をしていただいたことが、卒業式の一場面として大きく発表できたのではないかなというふうに思っております。

これからも、家庭や学校など、それぞれの役割、責任を継続的に果たすように仕向けていくことが、私に与えられた役割、責任だとも考えております。ご指摘のことも十分考え、今後も、対応をしっかりしていくことを申し上げまして、9番議員さんへの答弁とさせていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今、私が最初に申し上げたことは、全て子供のしつけを学校に押し付けるような、そういう言い方をしたかもしれませんが、そうではなくて、家庭でのしつけ、善悪のしつけというのは、本当に大切なことだというふうに思うんです。

自分の子供の体験でもそうなんですけれども、なかなか学校で起きたことを、うちへ帰って報告しないんですね。いじめられたことも、良いことも、悪いことも、全て親は全然知らないで、結局、周りから話を聞いて、ああ、そういうことがあったんだと、こういうことがあったんだということが分かるわけですね。

そこで、各家庭でのしつけと、それから、自分の子供に甘い親が今多いんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、学校でのPTAの集会だとかなんかの集まりあった時に、極力、親子の先ほど教育長さん言いましたけれども、親子の対話、そして話し合い、そういう家庭のしつけというのを必要だということを、なんかの機会にちょこちょこ話をしていかなければ、私方の時代もそうですけれども、今の若い時代はもっとそういう

子供に対してはしつけが甘いというふうに思うんですよね。

ですから、そういう機会、講演だとか、いろいろやるのがありましたら、是非、親の方にも子供に、今日、学校でどんなことあったのとかね、そういうようなことを話してもらえそうな、そういう雰囲気を作るといふのかな、そういうのも本当に大切なことでないかなと思うんですよ。そういうことによつて、いじめも無くなるし、自分がこういうふうにいじめられたんだよということも、親に素直に、今日、学校でこんなことあってね、と、かつていうことを話しできるんじゃないかなというふうに思いますので、できれば、子供たちや親が集まる機会がありましたら、是非、そういうふうには話をする中身に、そういう傾向にもつていつていただきたいなというふうに思うんです。

それと、もし、いじめの問題の中で基本方針の中に入れるのであれば、勇気をもって接しましょうという、そういう一言も入つていければなというふうに思うんですけれど、どうでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） 今ほど9番議員から、親に対していろいろ子供のことを教育するというか、子供の関係をどうすべきなのかということのお話ありました。

それは、大変重要なことだというふうに考えております。ただ、まず、その親という部分も、基本的には世代間の交代につながつてまいりますから、親はやっぱりその親、言葉悪いけれども、おじいちゃん、おばあちゃんが、その親に対して子供の教育のあり方だとか、そういうものをしっかり家族間のつながりの中で教え、つないでいくことが家庭教育のやっぱり充実につながっていくのではないかなと思うんですよね。

そして今は、どうしても子供が少子化傾向になっておりますから、昔の家庭環境と違つていたり、核家族になっておりますから、なかなかそういう場面がなかなか作りづらく、おじいちゃん、おばあちゃんはその家庭に行つても、普段生活をしていない関係から、なかなかそういう場面として、親に対してそういう言葉がつながつていかない部分もあるかもしれませんけれども、やっぱりそういう部分は、それぞれの身内の中でしっかりやつていくことと、そのことを見直してもらつたり、考えてもらう機会としては、私どもPTAだとか、社会教育の部分でやれる範囲の中でしっかりやつていこうというふうに考えております。

また、ちょっと話は違ふかもしれませんが、先日、このチラシ入つていたのをご覧になっている方もいると思いますけれども、いじめの小さなサインということを気付かせるために、発見シートというのがあるんですね。朝起きたら、朝の部分では登校前で朝起きて来ない、布団から出てこない時がそういう部分になっているだとか、夜にはどういふ、表現が暗く家族との会話が少なかっただとか、そういうものがいじめのサインになっているかもしれないということのチェックシートがあるんですね。そういったものも、それぞれの保護者についておりますので、そういったことも、いじめのサインとして考えていただきたいなというふうに思います。

それと、子供に対して今、甘いというふうなちよつとお話も、それはそれぞれの家庭でありますから、直接的には私からどうのこうの言うことはありませんけれども、今、特にこれからというんですか、今もそうなんですけど、これから問題視される部分としては、今、

携帯ですか。携帯電話の所有が年々高まってきています。うちの子供たちにおいては、携帯電話の持ち込みは学校では絶対しないことになっておりますけれども、確かに、いろいろ部活だとか塾に通うことを考えた時に、携帯を持っている方もおります。特に今、スマートフォンだとかそういうふうの流れが移ってきて、そしてLINEという、仲間作りのメールがあるんですけども、そういった物の取扱い方だとか、携帯電話を持たせる時の親から子に対する指導だとか、適切な使い方、そういったものも今の親子の関係ではちょっと別な部分かもしれませんが、そのことの使い方が適切にやっていかないと、いじめにつながる原因になってきますから、そういったものも親子でしっかり話をしていかなければならないのではないかなというふうに思っており、しっかりやっている親御さんもたくさんいるんですけども、そういうことが一般的に、これから問題視されている部分の大きなものにもなってきますから、そういったことも含めながら、十分に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 9番議員、よろしいでしょうか。

以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〈演題撤去〉

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第3に入る前に、これから提案されます議案第1号から議案第7号までの案件につきましては、3月10日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第1号、新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今回の議案第1号は、町議会で議決すべき事件を条例化するんですが、定住自立圏形成協定に加入することによって、やっぱりこういう条例を制定していかないと、第2条のように議会の議決すべき事件は変更、協定の廃止又は通告すること、とするというのができないのでしょうかというふうに思うのですが。

それから、この広域定住自立圏では、5市5町なんですけど、合併、5市5町の、プレス空知に中空知のなんとかっていうの一時出ましたけど、そういう市町村合併の前提があるのかないのか、そういうこと全然関係なく出来てますよって言うのかどうか。

それと、条例が通った後、結論だけでなく、経過報告などもその都度してもらうようなことになるのか。

それと、これは、例えばの話ですけども、将来的に先ほど言いました市町村合併の問題が起きた時にも、こういうような条例が作られるのか、それとも、この今回町議会で議決

すべき事件に関する条例の制定の中に含まれていくのかどうか、そどの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） はい、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それではただ今の件につきまして、お答えいたします。4件あったと思いますが、まず1点目でございます。

定住自立圏の協定を進めるために、この条例が必要なのかということですが、まず、定住自立圏推進要綱というのが国で定められておまして、その中で、それぞれの市町村で、この協定を締結又は変更する際には、提案理由にあります地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経なければならないとされております。したがって、本町では現在、定住自立圏の協定に関わる案件を議決すべき事件として定めておりませんので、本条例を定めて、これらに対応していくという内容で、今回提案させていただいております。

次2点目の、定住自立圏が5市5町合併の前提となるのではないかとというご質問ですが、提案理由の際、それから、昨年からのいろんな経過を町長の方から説明している際にも申し上げておりますが、定住自立圏は、中心市と連携する市町村の間の協定でございます。今、対象としているのは5市5町の中で、それぞれ中心市と連携市町を組んで連携していきましようという考え方持っておりますが、仮に、どこかの市町がこの協定をしないということも考えられますので、5市5町は全て加盟する、そういう形ではございません。あくまでも、滝川市、砂川市と新十津川町が連携に関して協定を結ぶという形での事務の手續きになってまいります。したがって、合併云々というのは全く関係のない形でございます。

次に経過報告の関係でございますが、現在の予定は、町長が提案理由の際にも説明申し上げましたとおり、この議決を経た後に6月の議会に向けて作業を進めてまいります。それは、協定項目を絞り込んでいくという作業でございますが、それらが整った段階で、6月の議会に協定の提案をさせていただきたいというふうに考えおります。その後に、協定が整ったあと、全体的にはビジョンというのを作成しますので、これらについても、逐一、議会の皆様、それから住民の皆様にも報告していくというような形になろうかと思っております。

最後に、合併のあった時に、この条例が含まれるかということですが、これは、一番最初に申し上げたとおりでございますので、そういう形ではございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第2号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 今回の条例で40平方メートルを25平方メートルと緩和されております。25平米といたしますと、キッチン、バス、トイレ、収納含めて約15畳というぐらいになってます。完全に単身者向けになってますが、これだけ緩和しまして、どのくらいの単身者の転入が見込まれるものかをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） ご質疑の趣旨にちょっとお答えできるかどうか分かりかねますが、あくまでも、単身者向けの集合住宅、共同賃貸住宅を建てていただきたいというか、そういう需要に対して呼び起こすための改正でございまして、こういう形にしたから必ず単身者向け、いわゆるワンルームマンションができるというような形で考えているわけではございませんで、今までの40平米ですと、やはり少し大きめのサイズになりますので、例えば、学校出たばかりの就職したての方が、やはり家賃が高いところで住むとなると、なかなか困難であるということから、そういった需要があるということで相談も受けましたので、今回25平米という、下限値を下げたということでございます。

この基準につきましては、先だって公営住宅の条例制定の中でも申し上げておりましたが、公住の最低面積25平米ということですので。こちらに一応、基準を合わせたということで考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第3号、新十津川町道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今回の改正で、町道が大分減るんですけども、町に対する地方交付税だとか、そういうのに関係して、町道の路線の長さですとか、人口ですとか面積ですとかというのが、多分、あるっていうふうに聞いてたんで、道路が大分狭くなることによる、交付金が削減される、少しは減るのかなというふうに思ってますが、そこら辺と。

それと、徳富ダムの方まで道路行くようになってますよね。旧道もそうだったんですけど、この新しいことによって、トップダムの観光開発とか、そういうようなメリットというのは出てくるのかなというふうに思うんですけど、そこら辺どうでしょう。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それではお答えいたします。1点目の交付税の増減に関わることでございますけども、これ、まだ試算しておりませんので、26年度において、今年25年度に変更になる部分の道路台帳の整備を、毎年、経年変化の修正ということでやっておりますので、その結果で増減が出てくる可能性はございますが、今回、差し引きでは、そう大きな変更はないというふうに考えてございます。

それと、観光、新しく出来た付け替え道路の部分を活用した観光の件でございますけども、これちょっと道路管理者の部類というか、担当ではないんですが、今のところ具体的なそういう観光に関わる影響という部分については、まだ具体的には考えておりません。ただ、奥の方まで道路が行けるということで、自然と親しむ、あとは、景観的なものを楽しむという部分では効果があるのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町道路線の廃止及び変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第4号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

はじめに1ページから36ページまでの歳入について質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 28ページの歳出の方にも関係すると思うんですけど、ふるさと応援寄附金について、前回、西内議員が一般質問で、ふるさと応援基金もらった時には、何かお返しというのか、お礼をしたらいいんではないかというようなお話があったんですけども、その後はどのように対処をされているのか。

25年度はしていないということですか。わかりました。25年度してないということは、歳出の方は出てないということですので、この歳出の方は、どこから出てるのかなというのを聞こうかなと思ったんですけど、やってないということなので、歳出もないということでした。すみません。

○議長（長谷川秀樹君） 9番議員、他にはないですか、質問は。

ほかにどなたかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは、質疑なしと認めます。

これで1ページから36ページの歳入までの質疑を終わります。

次に、37ページの議会費から52ページの衛生費までについての質疑はございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） はい、お願いします。40ページです。総務費で総合行政審議会運営事業についてお聞きしますが、既定の予算よりはかなり使われていなといいますか、会議が無かったというふうにお聞きしましたが、具体的に全体で最初の予定は何回で、実際には何回開かれたのか。あと、部会二つありますが、その部会ごとに何回ずつ開催されたのかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤沢敦司君） それではお答えいたします。25年度の予定といいますか、まだ、最終的に終わっておりませんので、現在の段階ということでご理解いただきたいと思っております。全体会議が1回、これに関しましては、委員18名中17名の出席をいただいております。総務部会と住民生活部会がそれぞれありますが、総務部会につきましては6回開催してございます。委員さんの延べの出席者数で45名となっております。住民生活部会、こ

れに関しましては4回開催いたしておりまして、これも出席者数延べで45名の委員さんが出席いただいております。まだ、予備ということで、今後ある可能性もあるということで、もう1回分を計算見込んでいる状況でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） また、同じところでお聞きします。あと一回しか残っていない時点で、これだけ使われていないのが残るといことなのですね。前の年にもかなり予定額よりは不用額として残ったんですが、最初の予定立てる時点で、今年度の行政審議会では何と何を審議して欲しくて、これだけの会議を開催したいという予定と、実際には、それだけ必要なかったというふうに、回数が減らされているということなんでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤沢敦司君） 予算の編成の段階での説明の時には申し上げておりますけれども、総務部会は主に行政評価の関係の審議をいただいております。それ以外のこともありますが、そういう予定しております。住民生活部会につきましては、環境問題であったり、子育て、それから高齢者の関係といった形の審議をいただいている内容でございます。

ただ、年度当初にすべての審議の内容を分かった段階で予算組むわけではないものから、このくらいあるであろうということで、かなり多めのといたしますか、審議会の開催については、かなり多めで見込んでいるという状況でございます。

それともう1点は、委員さんの出席に関しましても、全ての委員さんが毎回全員出ておられるというわけではないものですから、そこでの見込みとの差異というのはございますので、この額が生じたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 48ページの保育園の管理事業の部分について確認というか、お尋ねをちょっとしておきたいと思うんですけども。ご存じのように、指定管理者の方をお願いして、保育園の運営全般をお願いしているということでございます。当初、確か80人くらいの予定だったというふうに思いますけども、年々、保育園に入る子供たちが減って、それに見合うような形で委託料も減っているんだろうというふうに予想されます。詳細ちょっとわかりませんが、ここでも大きな減額が出ておりますけども、これからのことを考えていくと、現在の保育園ですね、当初予定していたよりも、何と言いますか、乳幼児を預かるとか、様々な工夫をして住民ニーズに答えようとしているはずだと理解してます。その小さな子供を預かるといことになると、4歳児、5歳児の、例えば、10人に1人の保育士がいるとか、幼稚園教諭がいるといこととはちょっと関係が変わってくると思うんですけども。その小さい子供だけ預かるといことはですね。その辺について、やはり柔軟に委託内容を緩和して、十分お金が行きわたると言いますか、人材が確保できるようなことに努めていただければ、預ける方も安心するのかなといことを、私は思っているんです。

そういう中で700万ですか、減額になっておりますけども、子供の数が減ったからという



ことでお答えになられればそれまででございますけども、心配してるのは、子供の部分の中で、全国的にはこういった部分の中で、保育士あたりの金額を一段と押さえて、そして委託経費の中でやりくりしようというところも無いわけでは無いようでございます。

つまり、最も基本となる人材を、どういうふうに確保しているのかという現状が一番大事であって、そここのところについて、減額した内容と、今の現状、さらに、次年度以降、そういう人材確保について、担当部局の方でどのような話し合いをされているのか、情報をお持ちであればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長谷川雄士君） それでは、ただ今の質問についてお答えします。

人員については、予算当初は定員90名なんですけども、当初は74名で積算しまして計上しております。入所、在籍人数は65名ということで、人員減に伴う事業費の減額補正なんですけども、それと、質問にありましたとおり、乳幼児といいますか、ゼロ歳時、1歳児等の保育の実施も行っております。

それで、保育士等の職員の方の配置の基準というのが国の方で定まっております、それに、もちろん基準にあうような形で人員を確保して保育の方も実施しております。それで、お話にありましたとおり、今後の保育士の人材育成等につきましては、実は、常任委員会の方でも報告しましたが、27年度から子育て支援新制度がありまして、その中に、保育士の人材の確保といいますか、基準の見直し等もありまして、町としましては、そちらの方の基準に基づいて、人材、それから保育の実施等の運営にあたるように努めることとしております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 3番、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、議会費から衛生費までの質疑を終わります。

次に、53ページの農林水産業費から62ページの土木費までについて質疑ございませんか。

10番、西永勝治君。

○10番（西永勝治君） 63ページの安心すまいる事業についてお尋ねしたいんでありますが、3本柱からなっておるんですが、耐震診断でありますか、改修ですか、省エネ。今年度は省エネが2件しかなかったということで、補正は十分わかるんでありますけども、この耐震改修事業があるんでありますが、今年度はないようでありますけども、住民の皆さんから、これに対する照会があったのかどうなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それでは、お答え申し上げます。実際に、耐震の診断、それから改修に係る工事の、当然、申請が無かったのと、それに関わる事前の問い合わせ等についてもございませんでした。

ただ、省エネの改修については、今年度2件、前年度は6件ということで、ちょっと減

ってはございますけども、広報等でPRをしながら、対象事業の申請者を増やしていきたいのと、併せて、耐震の診断、まず、診断をしていただくという、必要だということについては、周知を広げていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 来年に繰り越しされる部分の補正予算について、ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、この年度末に、このような形で繰り越ししてまでも予算計上した、国から付いてきた補正予算の部分でございまして、景気を後退させないように、予算が途切れないようにということで、今の政権が組んだ予算だと思います。

繰越明許ということになると、来年度でやるわけですけども、発注する時期が国の趣旨に沿うような形で、なるだけ早期に発注をして、お金の回りといいますか、そういったものを切れないようにしようというのが、そもそもの狙いだらうと、私は理解してるんですけども、こういったことに対して、補正を計上いたしましたけども、そういうスピード感みたいなものについて、どのような形で取り組んでいくのか、ちょっと確認しておきたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それではお答えいたします。今回補正を提出させていただいて、繰り越す分につきましては、1本を除いて、ほとんどが業務委託、調査設計と点検業務でございまして、その中で橋りょうに係る部分については、もともと26年度で調査設計をして、工事をするという計画でございましたものを、今回の補正で対応できるということで前倒しで予算を措置していただくという内容でございます。

それで、橋りょうにつきましては、まず最初に調査設計を終わらせて、その結果、工事の内容を確定するというところでございまして、調査設計につきましては、雪融け早々、現地調査ができる時点で発注を合わせたいと。で、橋りょうの工事の方につきましては、これは河川の工事でございますので、水の少ない時期、当然、冬になるということで計画をしております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず、54ページの農業振興費の19番、農地集積協力金交付事業ということで、これ予算にないやつが新規事業として出てるわけですけども、内容と件数だとか、そういうのありましたらお知らせ願います。

それともう1点は、60ページの今青田さんが言っていた、繰り越しなんですけど、私、繰り越しの方でなくて、道路維持費の8番の道路付属物点検で書いてあるんですけど、道路の付属物ていうと、何のことなのかということをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） 54ページの農地集積協力金交付事業につきまして、お答

えいたします。この事業につきましては、昨年も補正という形で、この時期に同じく補正させていただいたんですけれども、この内容につきましては、農業者、高齢者の農家の方が農業をやめるといった場合に、農地を貸し出しするといった、貸し出しするにあたりまして、国の方から面積に応じて交付される事業でございます。

現在、5戸の農家の方が農地を貸し出しをするということで決まっております。あと今後、今月中でございますけれども、何件か出てきたことを見込みまして、3軒分、合計で8軒分の農地の出す側の交付金として、今回計上させていただきました。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 2点目の答弁を建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それではお答えいたします。ちょっと表現が悪くて申し訳ございません。実は、道路付属物ということで、主なるものは道路照明を指してございます。これは25年度の時には、道路照明という言葉で点検業務の委託をしてございました。今回、道路照明と併せて、道路の標示看板、これも含めるということで、付属物という名前に変更してございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、農林水産業費から土木費までの質疑を終わります。

次に、63ページの消防費から74ページの職員費までについて、質疑はございませんか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 66ページの教育振興費、小学校、中学校の賃金でマイナスになってるんですけれども、道費負担という説明をされたと思うんですけれども、どのような小学校教科担任とか、どのような仕事をするための先生方を、どのように雇っていたのかということをお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） お答えをいたします。最初に小学校の教科担任配置事業でございましたけれども、これについては、時間講師ということで、当初7時間ということで、フルの時間で予定していましたが、大体午前中で勤務終了ということで、減額になったものでございます。

それから、中学校費の関係でございまして、これについては臨時職員ということで、当初、町費で手当ていたしましたけれども、道費の予算で執行するというような形になりましたので、減額になりました。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで消防費から職員費までの質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第5号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第6号、平成25年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第6号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号、平成25年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第7号、平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。  
質疑はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第7号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第7号、平成25年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
お諮りいたします。  
予算審議のため、20日午後1時まで、本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、20日午後1時まで予算審議のため、本会議を休会とすることに決定いたしました。  
20日は、午後1時より本会議を再開いたします。  
それでは、本日はこれにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時14分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 平成26年第1回新十津川町議会定例会

平成26年3月20日（木曜日）

午後1時00分開議

### ◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第1号 経済文教常任委員会審査報告  
(請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願)
- 第3 議案第8号 新十津川町定住促進条例の制定について(質疑、討論、採決)
- 第4 議案第9号 新十津川町債権管理に関する条例の制定について  
(質疑、討論、採決)
- 第5 議案第10号 新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について(質疑、討論、採決)
- 第6 議案第11号 新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論、採決)
- 第7 議案第12号 新十津川町税条例の一部改正について(質疑、討論、採決)
- 第8 議案第13号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
(質疑、討論、採決)
- 第9 委員会報告第2号 予算審査特別委員会審査報告
- 第10 議案第14号 平成26年度新十津川町一般会計予算(討論、採決)
- 第11 議案第15号 平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算(討論、採決)
- 第12 議案第16号 平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算(討論、採決)
- 第13 議案第17号 平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算(討論、採決)
- 第14 議案第18号 平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算(討論、採決)
- 第15 議案第19号 財産の無償貸付けについて(質疑、討論、採決)
- 第16 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について(質疑、討論、採決)
- 第17 議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
(質疑、討論、採決)
- 第18 議案第22号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について(質疑、討論、採決)
- 第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(説明、質疑、討論、採決)
- 第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(説明、質疑、討論、採決)
- 第21 意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書  
(説明、質疑、討論、採決)
- 第22 閉会中委員会所管事務調査申し出について



◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平澤	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	遠藤	久美子	君
保健福祉課	長	長谷川	雄士	君
滞納整理事務局長		村中	忠夫	君
産業振興課長兼				
農業委員会事務局長		高松	浩	君
建設課長		三谷	和弘	君
教育委員会次長		加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局	長	高宮	正人	君
-----	---	----	----	---

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、ご苦労様です。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名いたします。

1 番、安中経人君。2 番、西内陽美君。両君を指名いたします。

---

◎委員会報告第 1 号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 2、委員会報告第 1 号、経済文教常任委員会審査報告。請願第 1 号、T P P 交渉等国際貿易交渉に係る請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示でございます。審査報告を申し上げます。

委員会報告第 1 号。経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。議案の番号、請願第 1 号。件名、T P P 交渉等国際貿易交渉に係る請願。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

請願第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、採択と決定をしました請願第1号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

<議案配布>

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議事日程の変更について申し上げます。皆様にお配りしております議事日程の表をご覧いただきたいと思っております。

日程表の日程第21、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第22とし、日程第20の次に日程第21として、意見書案第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書を追加していただきまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3に入る前に、これから提案されます議案第8号から議案第13号までの案件につきましては、3月11日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終えておりますので、よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第8号、新十津川町定住促進条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ちょっとお伺いしますが、家を新たに建てる場合、入居される本人が建てる場合と、よその人が建てて販売されたのを買う場合とございますが、つまり、建売住宅を買った場合などは、どういう適用の方法になるのでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 同じ扱いとなります。対象となります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、新十津川町定住促進条例の制定については、原案のとおり決定されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第9号、新十津川町債権管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、新十津川町債権管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第10号、新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 第9条、住宅の基準のところの3番目に、住宅の床及び外壁の開口部ということで、遮音の性能をするということが書いてあるので、一昨年前に団地できた時に、物音が2階の音が下まで響くとかいろいろ言われたんですよね。それで、そういう音しないようにできないんですかということ聞いたら、お金がかかるからできませんということだったんですけれども、これから新しく建てる住宅は、遮音をメインにおいて建てて欲しいなという要求ですけれども、この3番目に関しましてね、そこを何とかお願いしたいなというふうに思うんですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） お答えいたします。今まで何件かそういう上下、主に上下階の間のそういう騒音に対する苦情がございました。ただ、騒音という種類でございすけれども、どちらかと言うと衝撃音に対しての苦情であったと。室内で発生する音に対してではなくて、歩いているそういう振動音とか、そういうものがほとんどでございました。

ここで言っている遮音というのは、あくまでも発生する音に対しての構造基準でございまして、衝撃音に対して、当然、一定の衝撃に対しての振動に対しての対応は、従前もしているんですが、どうしても全部、全て改善できるような構造にするためには、今、議員さんおっしゃったように、費用的に相当な過大な費用を要するというので、あくまでも、一般的な基準に基づいて、今後も上下階の振動音に対しては、当然、配慮はしなきゃいけないんですけれども、基準の範囲で施工することになります。

ここで言っているのは、あくまでも、発生する音に対してという基準でございす。以上でございす。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） ちょっと私の、解釈の違いだったんですけれども、是非、上下の音が、やはりかなり今までの公住はひどいんですよね。それで、なるべく、お金はかかるのは分かるんですけれども、なるべく今新しい建材やら素材が出てきていますので、防音とか、音のそれを重点にさせていただきたいなというお願いでございす。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） 今も新しく建てている住宅につきましては、床の仕上げに対して、床のコンクリートを打つわけなんですけれども、それに直接仕上げをするのではなくて、アジャスターとって、隙間を開けて、アジャスター自体にクッション材を入れた上で施工を今して、なるべく振動が直接伝わらないような方法は取っているんですが、先ほどもご説明したとおり、なかなか全て振動を抑えるというところまではまだいっていないんですが、今後も工夫しながら、少しでもそういうトラブルが無いようなことは検討を進めたいと思います。以上でございす。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、新十津川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第11号、新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町社会教育委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第12号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 税条例というのは何回聞いても良く分からないんですけども、課長一生懸命、分かり易く説明していただいているんですけども、良く分からないんですけど

ね、この上場株式等で新十津川町で該当する人がいるのかということと、それから、附則で2年後、3年後の日にはちですよね、交付がね。だから、他の町村でもこのように早くやっているところがあるのかどうかの2点お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げます。町内に上場株式等の関係の対象者がいるかどうかということですが、相当数おります。ちょっと、何人という資料が手元にはございませんが、町内にもおります、はい。

もう一つのご質問で、他の自治体もそのようにしているかということですが、ほとんどと言いますか、ほぼ、本町と同様の時期に改正をする予定でございます。国の方からも、そのようにするようという指導もございます。そのような状況でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第13号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会報告第2号

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、委員会報告第2号、予算審査特別委員会審査報告についてを議題といたします。

本件につきましては、3月11日の定例本会議におきまして、予算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員会よりお願いいたします。

予算審査特別委員長、平澤豊勝君。

〔予算審査特別委員長 平澤豊勝君登壇〕

○予算審査特別委員長（平澤豊勝君） それでは議長の指示でございますので、予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。お手元に配布されていると思いますけども、お目通しをいただきたいと思えます。

本委員会に付託された議件を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告を申し上げます。議案等の番号、件名、審査結果、順次報告申し上げます。

議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算、原案可決すべきもの。

議案第15号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第16号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第17号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第18号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算、原案可決すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 予算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

---

#### ◎議案第14号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

まず、原案に対して、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

平成26年度予算は、平成16年度以降60億円を超える予算となっております。町長執行方



針にも書いてありますように、国営樺戸地区土地改良事業の完了に伴う、地元負担金の一括償還に係る予算計上が最も大きな要因としております。償還時の予算の執行に支障がないように準備を進めてきた成果であり、認めるところであります。また、今年度から定住促進のための対策も盛り込まれ、効果を期待するところでもあります。

全体の予算といたしまして、反対するべき点はありませんが、今年は4月から消費税の5パーセントから8パーセントへの増税があり、そのための地方消費税交付金が収入増となると思いますが、いろいろな仕事の工事費や消耗品、電気、水道、燃料などの増税がこの間の総務課長の答弁では、約3,800万円くらいになると言っておりました。

私は、3,800万円あれば、他の事業に使うことができるのではないかなというふうに思っております。例えば、定住促進にもっとお金をかけられるし、高校生の医療費の無料化や給食費の値上げなしなど、住民サービスに使用ができると思います。

今、3月までは、購買力も景気も良くなったと言われておりますが、多分、4月からは落ち込みが目に見えてくるのではないかと思います。

私は、議会でも出された使用料等の消費税増税の条例改正など、消費税の増税には反対の立場でありますので、消費税関連の予算も含まれている今回の議案第14号には、反対とするものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに反対の方の討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し、賛成の方の討論を許します。

2番、西内陽美君。

〔予算審査特別委員会副委員長 西内陽美君登壇〕

○予算審査特別委員会副委員長（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算について、原案賛成の立場で討論いたします。

平成26年度予算は、国営樺戸地区土地改良事業の完了に伴う地元負担金を予算計上したことなどにより、平成16年度以来の60億円を超え、また、昨年度の当初予算と比較しまして、約12億円増加しているものの、行財政改革の推進や計画的な基金の積立てにより、健全な財政状況を維持しております。

また、4月より消費税が改正されますが、受益者負担の適正化を図る一方、事務事業の見直しを行い、低コストで効率的な行政を進めるなど、極めて慎重に熟考を重ねて編成された予算となっております。

さらに、昨年7,000人を割った本町の人口減少対策として定住促進対策事業を打ち出すなど、現況の課題の解決と将来を見据えた事業が計画されており、新十津川町第5次総合計画に掲げた、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来という将来像に向けた取り組みを、十分に感じ取ることができます。

この4日間、慎重に予算審議が行われたところでありますが、私は、本町の健全財政を堅持しつつ、最善の予算が編成されたものと考え、議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに賛成の方の討論ありませんか。  
3番、青田良一君。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは特別委員会で審査されました一般会計の予算について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

国は1,000兆円ですか、北海道も非常に景気が停滞して、職員の給与をまた下げ続けなければならないような状況下にあって、今、西内さんがおっしゃったように、本町にあっては、基金残高等十分に町財政全般に配意をした中で、これまで町政を進展されてきました。今年の予算につきましても、非常に中身が充実した形の中で、一般住民に対して十分アピールできるものと判断いたします。

何点か予算審議を通じまして、印象に残ったことを申し上げさせていただきたいと思いますが、これまで人口減少に対しては、一貫して町長は、全国的な傾向の中で、なかなか新十津川町もそういったものに歯止めをかけるのが困難だというふうな表現をなさっておりまして、ここで人口が7,000人を切るに至りまして、ようやく画期的な施策を打ち出させていただきました。私は、少し遅きに失したかなと思いますけれども、この施策が住民各位に理解され、多くの方々が本町に住んでくれるような流れの引き金になるものと確信をいたします。限られた期限の条例でございまして、この点につきましても、成果を十分勘案しながら二弾、三弾の施策を考えていただきながら、やはり、人口減については、一定の人口規模を確保するというふうな町の強い意志を持ちながら、行政の振興発展につなげていっていただきたいと思います。

もう1点、教育の面でございまして、執行方針と予算書の中でちょっと不明な点がございましたけれども、説明をお聞きしますと、いずれにしても使われる予算は、子供たちの学力向上を目指した中で、どういう教育体系を作っていくかということを考えながら付けられた予算だということの説明を受けました。

北海道は全般的に、学力の向上、学テの中で、まだまだ下位の方にありまして、私は、父母の願いというのは一貫して、きちっとした学力を身に付けて欲しいという願いがあるはずで、そこに着目したんだろうと思いますけれども、どういう教育形態を作っていくのかということで、教育長さんを中心にお考えになられたんだろうと思いますけれども、従来、継続しておりましたTTを充実させるといった内容で予算編成がされました。どうぞ、これを契機に、やはり子供の学力向上という部分が向上していくように、成果が上がるように期待したいと思います。

もう1点は、本町は早くから特別支援教育について、町当局のご配慮もありまして、非常に良い形で進んでいるなど、私は思っております。ノーマライゼーションを具体的に実践している場所として、やはり、私は学校を挙げたいと思います。小さいうちから、健常者もいれば障がい者もいるという社会が、世の中にあるんだよということを、学校生活の場で現実に体験できる子供たちにとって、それは有意義なことであろうと思います。そのフォローすべく、様々な形で人的な配慮をしている、そういう施策について高く評価したいと思います。

以上、今般の予算を真摯に審査していただきながら、感想の一端を述べさせていただき

て、一般会計予算に賛成する討論といたしたいと思います。議員各位の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第14号、平成26年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第15号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第15号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第16号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第16号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第17号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第17号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第18号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第18号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15に入る前に、これから提案されます議案第19号から議案第22号までの案件につきましては、3月11日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第19号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第21号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第22号、中空知広域市町村圏組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、中空知広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎諮問第1号の説明、質疑、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央12番地74。氏名、出田輝義。昭和20年10月25日生まれでございます。

提案理由でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

出田氏におかれましては、平成20年の7月から2期6年間にわたりまして人権擁護委員としてご活躍をいただいております。また、現在は、滝川人権擁護委員協議会の副会長という重責を担っていただき、人権擁護活動の推進にご尽力をいただいているところでございます。

したがって、人権擁護委員として極めて適任であるというふうに考えておりまして、ここに推薦をいたしたところでございます。

何とぞ、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由と内容のご説明に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は人事案件であり、意見のまとめは適任、不適任の議決であります。

それでは質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、本議会として適任の意見といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。

◎諮問第2号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央319番地11。氏名、阿部文子。昭和30年9月9日生まれ。

提案理由でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

続きまして、阿部氏の内容につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。前任者でございました、宮野康子様が4期12年間の長きに亘りまして、人権擁護委員として活躍をしていただいたところでございます。今回、ご退任をされるということに伴いまして、後任といたしまして、菊水区に在住されておられます阿部文子様をご推薦するものでございます。

阿部様は、昭和53年より教職員として勤務されておられまして、平成21年4月から平成24年の3月まで3年間にわたりまして、本町の新十津川小学校にも勤務されておられたということでございます。

また、同校を退職後は、新十津川中学校の時間講師などに務めていただき、さらには、新十津川小学校の学校の評議員としても現在活躍をいただいているということでございまして、非常に教育者としても素晴らしい方でもございますし、また、人格、識見も高い方でございます。

したがって、人権擁護委員として適任であるというふうに考え、推薦いたしたいとするものでございます。

何とぞ、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由と内容のご説明に代えさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わります。

本案件につきましても人事案件であり、意見のまとめは適任、不適任の議決であります。それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、本議会として適任の意見といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。

---

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第21、意見書案第1号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示がありましたので、説明をいたします。意見書案第1号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。提出者、賛成者は記載のとおりでございます。朗読をもって説明とさせていただきます。

T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

T P P交渉については、本年2月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、大筋合意には至りませんでした。

しかしながら、4月のオバマ大統領の来日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。

T P Pは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P協定交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、T P P交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守等に関して、次のとおり要請いたしますので、貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。1、T P P交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守。政府は、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する件についてを遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、T P Pから脱退すること。

2、すべての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持。E P A、F T A等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪E P A交渉については、平成18年12月の衆参両院農林水産委員会における決議、日豪E P Aの交渉開始に関する件を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。平成26年3月20日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより、意見書案第1号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書は、原案のとおり可決されました。  
提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣といたします。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第22、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。  
本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

◎閉議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。  
会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 平成26年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

（午後1時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員